

湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画

令和2年 1月

湖北広域行政事務センター

目次

第1編 共通編	1
第1章 総論	1
第1節 計画改定の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 広域的取組の推進	4
第4節 計画対象区域	4
第5節 計画の範囲	4
第6節 計画目標年度	5
第2章 地域の概況	6
第1節 位置	6
第2節 人口動態	7
第2編 ごみ処理基本計画編	9
第1章 ごみ処理の現状及び課題	9
第1節 ごみ処理体制	9
第2節 本計画における用語	15
第3節 ごみ処理の実績	15
第4節 ごみ処理の評価	23
第5節 ごみ処理の課題	27
第2章 ごみ処理基本計画	28
第1節 基本理念及び基本方針	28
第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み	30
第3節 ごみ発生・排出抑制、再資源化促進のための方策	40
第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項	45
第3章 ごみ処理の施設の整備に関する事項	52
第1節 施設整備の基本理念	52
第2節 現有施設の概況	53
第3節 今後整備する施設の規模	54
第4章 その他関連計画	57
第1節 適正処理困難物等処理計画	57
第2節 計画推進体制	58
第3節 情報管理計画	58
第4節 計画実施スケジュール	59
第3編 生活排水処理基本計画編	61
第1章 生活排水処理の現状及び課題	61
第1節 生活排水処理の状況	61
第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況	68

第3節	し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況	70
第4節	生活排水処理の評価	72
第5節	生活排水処理の課題	74
第2章	生活排水処理の予測	75
第1節	生活排水処理形態別人口の予測	75
第2節	し尿・浄化槽汚泥排出量の予測	77
第3章	生活排水処理基本計画	79
第1節	基本理念及び基本方針	79
第2節	生活排水の処理計画	81
第3節	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	84
第4節	その他関連計画	90
第4編	その他	91
第1節	廃棄物減量等推進審議会	91
第2節	災害廃棄物対策	91
第5編	資料編	95
第1章	地域の概況	95
第2章	ごみ処理行政の沿革	109
第3章	ごみ処理体制	110
第4章	ごみ処理の実績	111
第5章	ごみ処理行政・技術の動向	118
第6章	人口の推計	124
第7章	サーマルリサイクルの検証	131
第8章	ごみ排出量及び処理量の推計	134
第9章	生活排水処理の実態	151
第10章	生活排水処理基本計画	156
第11章	生活排水処理の推計	158

第 1 編 共通編

第1編 共通編

第1章 総論

第1節 計画改定の目的

湖北広域行政事務センター（以下「当センター」という。）は、長浜市及び米原市で構成されており、両市から排出される一般廃棄物の収集及び運搬並びに処理を行っています。

当センターにおける「一般廃棄物処理基本計画 平成27年3月（以下「現計画」という。）」は、見直しから5年が経過しています。この間、当センター管内では、平成26年度から木之本、余呉及び西浅井の3地域においても資源ごみの分別ルールの一元化に向けて統一を図りました。また、小型家電リサイクル法対象品目のピックアップ回収を開始し、平成27年10月からは、粗大ごみ及び大量ごみの戸別有料収集を開始しました。さらに、当センターでは、新たな施設整備にも取り組み、平成27年4月から米原市にウイングプラザ（最終処分場）を供用開始しています。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更（平成28年1月）や、国のごみ処理基本計画策定指針の見直し（平成28年9月）等の廃棄物行政の変化、災害廃棄物対策指針の改定（平成30年3月）、大量に廃棄される食品廃棄物問題やマイクロプラスチック等による海洋汚染に端を発したプラスチック類の扱い等に対する社会状況も大きく変化してきています。

生活排水については、公共下水道の整備に伴い、し尿、浄化槽汚泥ともに減少してきていますが、今後も合併処理浄化槽の設置促進等により公共用水域の水質保全に努める必要があります。

このため、当センターでは中間処理施設（し尿処理施設を含む）等の老朽化に伴い、今後も廃棄物の適正処理を継続するための施設整備の推進が急務となっています。

このように、廃棄物行政を取り巻く環境の変化を受け、当該圏域から排出されるごみ及び生活排水の処理についての現状を把握し、排出抑制を含めた適正処理等に関する方向性を定め、新施設整備構想につなげるため、一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）の見直しを行うものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を明らかにした上で、廃棄物の排出抑制及び発生から最終処分までの適正な処理を進めるために必要な事項を定めるものです。

廃棄物処理法第6条第2項の規定により定めるべき事項は、以下のとおりです。

- ① 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項
- ③ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

⑥ その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

本計画の位置づけは、図 1-1 に示すとおりです。本計画は、当センターにおける一般廃棄物処理の最上位計画とし、上位計画として構成市の「総合計画」や「環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を具体化させるための施策を示すとともに本計画により策定される施設整備に係る「循環型社会形成推進地域計画」及び「施設整備基本計画」の基本となるものです。また、計画の策定に当たっては、国や滋賀県が定める基本方針等に配慮するものとします。

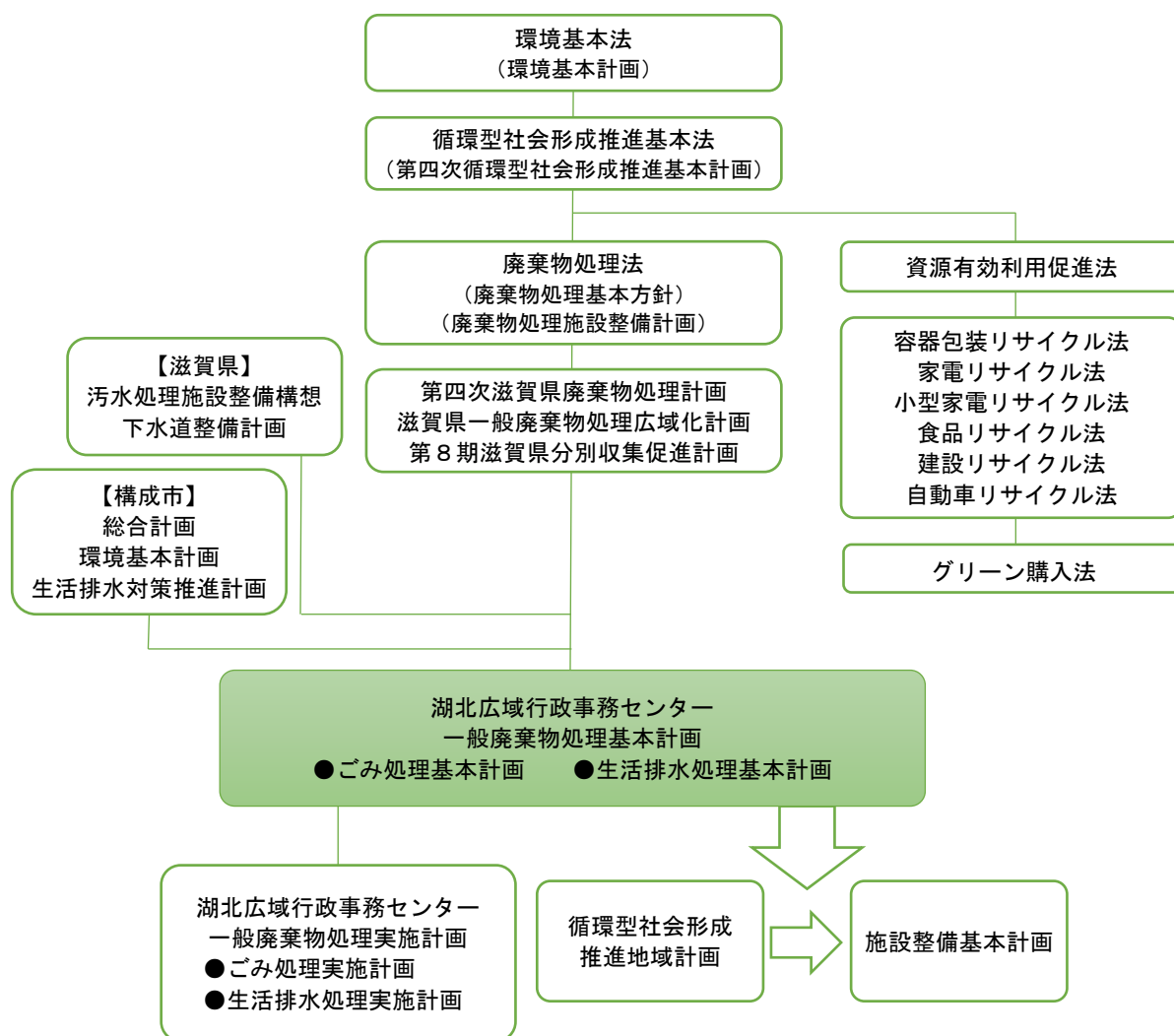


図 1-1 本計画の位置付け

(1) 国の関係計画

国では、平成 30 年 6 月に、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定しました。同計画において、環境的側面、経済的側面、社会的側面を総合的に向上させるための持続可能な社会づくりとの統合的取組について将来像を描き、図 1-2 に示す基本方針及び数値目標を定めています。

持続的な社会づくりとの統合的な取組				
<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上 				
地域循環共生圏形成による地域活性化	ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	適正処理の推進と環境再生	災害廃棄物処理体制の構築	適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源生産性の向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命により「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に必要なだけ提供する」 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適正な整備） ・地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等） ・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源効率性が高く、現在及び将来世代の健康で安全な生態系が確保された世界
循環分野における基盤整備				
<ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備・更新、必要な技術の継承的な開発、人材育成 ・多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 				

図 1-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の基本指針

(2) 県の関係計画

滋賀県では、平成 28 年 7 月に、「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定しました。同計画において、廃棄物の現状と課題、将来予測を踏まえ、廃棄物の減量や適正処理の推進に向けた以下の基本方針及び数値目標を定めています。図 1-3 に滋賀県の基本方針を示します。

<ul style="list-style-type: none"> ・より一層のごみ減量と温室効果ガス削減を含めた環境負荷の低減に向けた 2R（リデュース・リユース）の取組強化及びリサイクルの推進 ・県民の安全・安心な暮らしを支える廃棄物の適正処理の推進 ・多様な主体が廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」と捉え、適切な役割分担のもと、連携・協働して取組を推進
--

図 1-3 第四次滋賀県廃棄物処理計画の基本方針

第3節 広域的取組の推進

本地域は、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」（平成 11 年 3 月策定）において、湖北ブロックに位置づけられています。

第4節 計画対象区域

本計画の対象区域は、当センターを構成する長浜市及び米原市（以下「構成市」という。）の行政区画全域とします。

第5節 計画の範囲

本計画の範囲は、構成市の行政区画全域（以下「圏域」という。）において発生する一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とします。

圏域で発生する一般廃棄物について、当センターと構成市は、図 1-4 に示すように、適正な収集運搬及び処理・処分の役割を共同で担っています。

本計画では、当センターの事務範囲である収集運搬、中間処理（し尿処理を含む）、資源化、最終処分についての計画を策定しますが、当センターの事業の円滑な推進のため、構成市との連携・調整を図り、発生・排出抑制計画についても策定します。

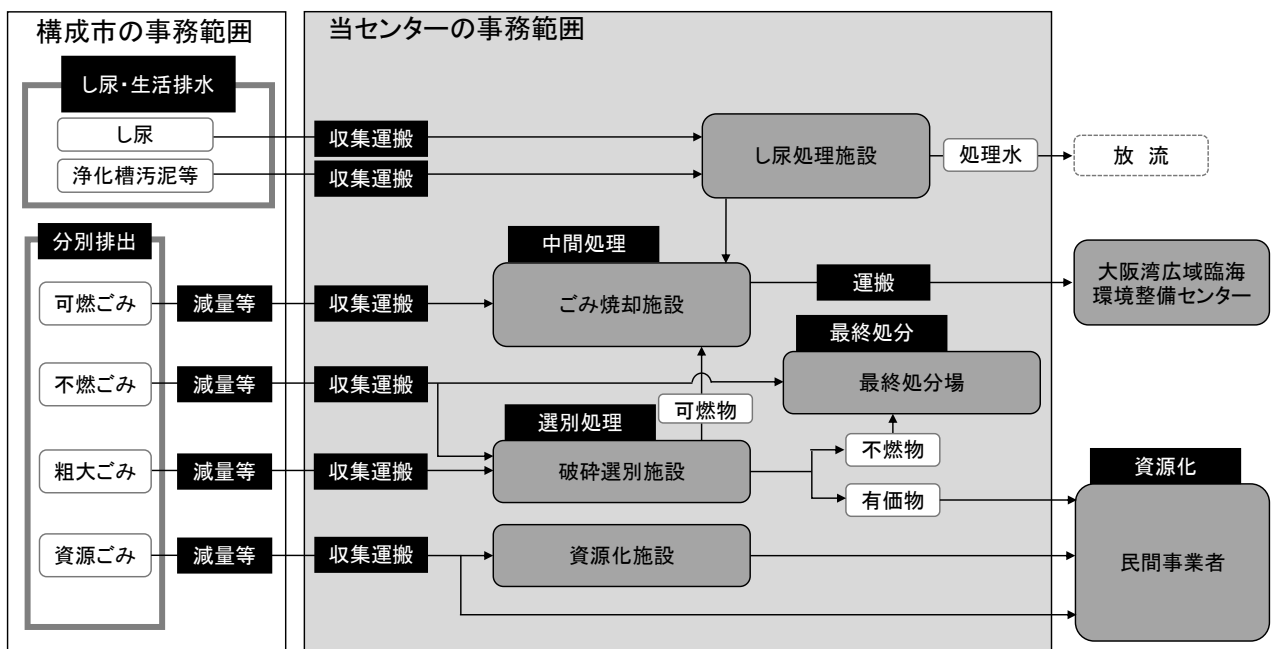


図 1-4 当センター及び構成市の役割分担

第6節 計画目標年度

本計画の計画目標年度は令和 11 年度とします。なお、5 年後の令和 6 年度を中間目標年度としますが、計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合にも見直しを行います。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
	2015	2016	2017	2018	R1 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
現計画	計画期間														
	初年度	概ね5年ごと、若しくは計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合に見直す													計画 目標 年度
湖北広域行政事務センター 一般廃棄物処理基本計画 令和2年1月	計画期間														
	初年度	計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合も見直す										中間 目標 年度	計画 目標 年度		

● : 計画見直しの目安

第2章 地域の概況

第1節 位置

圏域は、図 1-5 に示すように滋賀県の北東部に位置しています。

圏域の面積は、表 1-1 に示すように総面積が 931.41 km²です。このうち可住地面積は 229.48 km²であり、全体の 24.6%となっています。

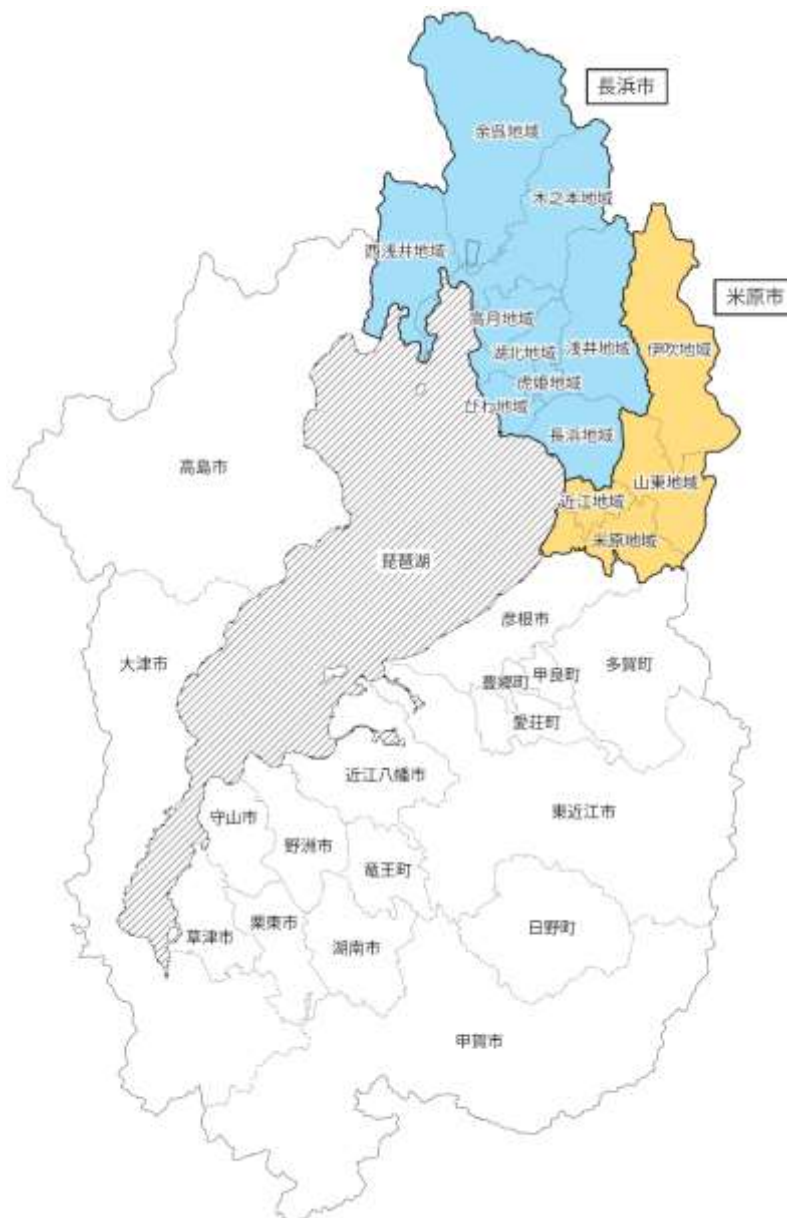


図 1-5 圏域の位置図

表 1-1 圏域の総面積及び可住地面積

(単位：km²)

区分	総面積		主要湖沼面積		林野面積		可住地面積	
		構成比		構成比		構成比		構成比
圏域合計	931.41	100.0%	170.50	18.3%	531.43	57.1%	229.48	24.6%
長浜市	681.02	100.0%	143.18	21.0%	373.60	54.9%	164.24	24.1%
米原市	250.39	100.0%	27.32	10.9%	157.83	63.0%	65.24	26.1%

注) 総面積：琵琶湖の面積を含む。

林野面積：(総面積) - {(可住地面積) + (主要湖沼面積)}

出典) 長浜市統計書(平成 29 年度)、第 2 次米原市総合計画(平成 29 年度)

第2節 人口動態

住民基本台帳による人口・世帯数の推移は、表 1-2 及び図 1-6 に示すとおりです。人口は、平成 22 年以降長浜市及び米原市ともに減少傾向にあります。一方、世帯数は、両市ともに増加傾向にあり、この結果、1 世帯当たりの人員数は、両市ともに減少傾向を示しています。

圏域においても図 1-7 に示すとおり減少傾向にあり、平成 30 年の一世帯当たり人員数は 2.63 人となっています。

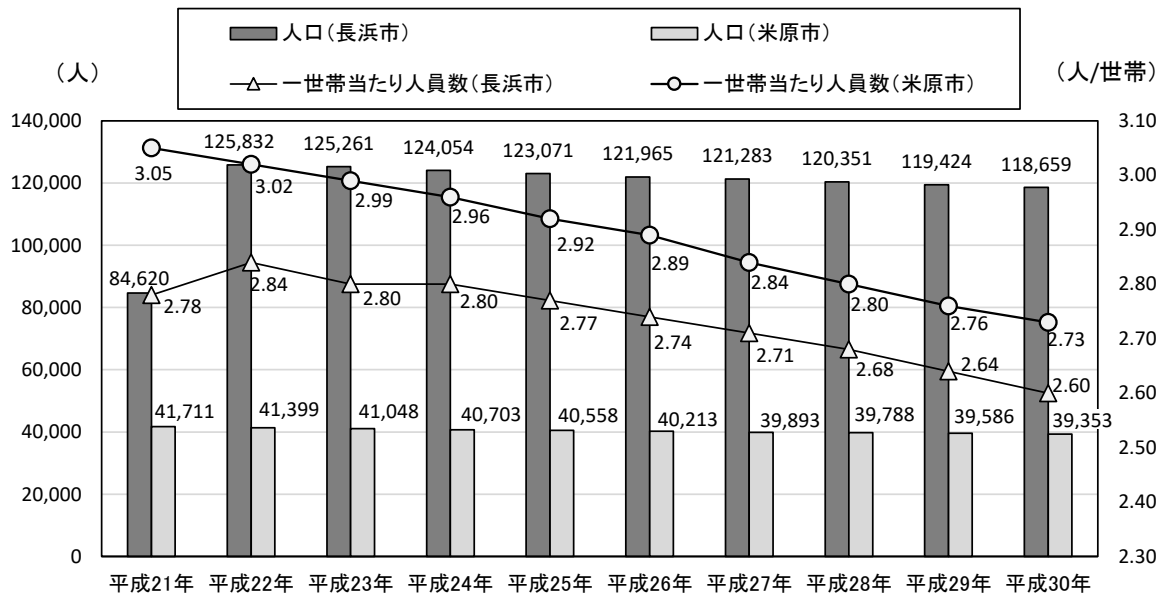
表 1-2 人口・世帯数の推移

(単位：人、世帯、人/世帯)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
人口	長浜市	84,620	125,832	125,261	124,054	123,071	121,965	121,283	120,351	119,424	118,659
	米原市	41,711	41,399	41,048	40,703	40,558	40,213	39,893	39,788	39,586	39,353
	圏域合計	126,331	167,231	166,309	164,757	163,629	162,178	161,176	160,139	159,010	158,012
世帯数	長浜市	30,439	44,364	44,745	44,307	44,407	44,506	44,794	44,970	45,284	45,691
	米原市	13,677	13,700	13,727	13,744	13,876	13,937	14,040	14,218	14,317	14,435
	圏域合計	44,116	58,064	58,472	58,051	58,283	58,443	58,834	59,188	59,601	60,126
一世帯当たり人員数	長浜市	2.78	2.84	2.80	2.80	2.77	2.74	2.71	2.68	2.64	2.60
	米原市	3.05	3.02	2.99	2.96	2.92	2.89	2.84	2.80	2.76	2.73
	圏域合計	2.86	2.88	2.84	2.84	2.81	2.77	2.74	2.71	2.67	2.63

注) 平成 21 年の長浜市の人口は合併前のものを示す。

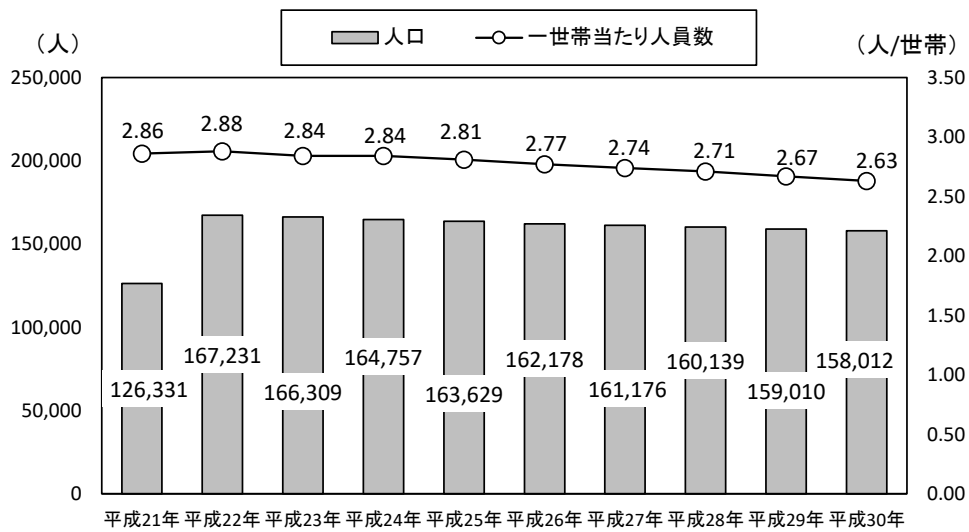
出典) 各市住民基本台帳 (10 月 1 日現在)



注) 平成 21 年の長浜市の人口は合併前のものを示す。

出典) 各市住民基本台帳 (10 月 1 日現在)

図 1-6 構成市別の人口及び一世帯当たりの人員数の推移



注) 平成 21 年の長浜市の人口は合併前のものを示す。

出典) 各市住民基本台帳 (10 月 1 日現在)

図 1-7 圏域の人口及び一世帯当たりの人員数の推移

第2編 ごみ処理基本計画編

第2編 ごみ処理基本計画編

第1章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 ごみ処理体制

第1項 ごみの分別区分及び収集運搬体制

家庭系ごみの分別区分は、表 2-1 に示すとおりです。「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」の 4 区分としており、また、家庭系ごみの収集・運搬は、表 2-2 に示す収集車両及び人員体制で、当センターが主体となって直営若しくは委託業者により行っています。なお、事業系ごみについては、主に可燃ごみを対象に許可業者による収集若しくは自己搬入としています。

指定袋の料金、戸別収集手数料及び持込手数料は、表 2-3 に示すとおりです。

表 2-1 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（平成 31 年 4 月 1 日現在）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接持込施設	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず・木くず、ビデオテープ、紙おむつ等	週 2 回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、 小型電気製品等	月 1 回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋 5 袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ （可燃性粗大ごみ 含む）	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年 2 回 ※エフ	○	○*	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の電話申込があったもの	地域指定の 収集日	自宅付近 （電話確認した場所）		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、 集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、 アルミ缶・スチール缶	月 2 回 回収容器	○	○
	スプレー缶 （燃料缶等）	カセットボンベ、ヘアスプレー缶、 塗料用の缶、エンジンオイル缶、 ガソリン容器等		○	○
	ガラスびん	無色びん	月 2 回 各色別の 回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月 2 回 回収容器	○	○
	発泡スチロール		月 2 回 回収容器	○	○
	プラスチック製容器包装		月 2 回 透明袋	○	○
	紙パック		月 2 回 回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月 2 回 紐結束	○	×
		ダンボール		○	×
		雑誌・チラシ		○	×
	古布(古着)		月 2 回 透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月 2 回 回収容器	○	○
ライター		月 2 回 回収容器	○	○	
使用済み蛍光管		年 2 回 回収容器	○	○	

注) ※エフは集積所収集用で当該年度のみ有効。施設持込への使用は不可

表 2-2 収集車両体制及び収集人員体制（平成 31 年度）

		ごみ種及び車種		台数
収集車両	委託	可燃・不燃・プラスチック製容器包装	パッカー車・ロータリー車	17 台（内 5 台予備）
		資源	パッカー車・箱車	16 台（内 4 台予備）
		粗大	パッカー車・0.35tトラック	4 台（内 2 台予備）
	直営	2t パワーゲート車		2 台（伊香クリーンプラザ）
		4t パッカー車		1 台（業務課）
		3t パッカー車		2 台（伊香クリーンプラザ）
		2t パッカー車		4 台（伊香クリーンプラザ）
		3t トラック		1 台（伊香クリーンプラザ）
0.85t トラック		1 台（業務課）		
収集人員	委託	64 人		
	直営	13 人		

表 2-3 指定袋の料金、戸別収集手数料及び持込手数料

区分		内容	
指定袋	家庭系 指定袋	可燃ごみ	大(45 ㍓):450 円/10 枚 中(30 ㍓):300 円/10 枚 小(20 ㍓):200 円/10 枚
		不燃ごみ	大(45 ㍓):450 円/10 枚 中(30 ㍓):300 円/10 枚
	事業系 指定袋	可燃ごみ	事業所用可燃ごみ指定袋:4,000 円/20 枚(自治会の了承を得て集積所へ出す)
戸別 収集 手数料	家庭系	粗大ごみ	粗大ごみ戸別収集処理手数料納付券:300 円券、600 円券、900 円券 (品目別に料金設定)
		大量ごみ	塵芥収集車両:10,000 円/1 台 1 往復
持込 ごみ 手数料	家庭系	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	40 円/10kg ※資源ごみは無料（平成元年度 改定）
	事業系	可燃ごみ 再生資源	130 円/10kg（平成 15 年度 改定）

注) 1. 指定袋：超過量有料制を平成 20 年 10 月 1 日から単純従量制に移行

2. 戸別収集：平成 27 年 10 月から実施

第2項 現状のごみ処理フロー

現状のごみ処理フローを図 2-1 に示します。分別排出されたごみを当センターのクリスタルプラザ、クリーンプラント及び伊香クリーンプラザで処理・処分・再資源化（一部直接業者引取）しています。

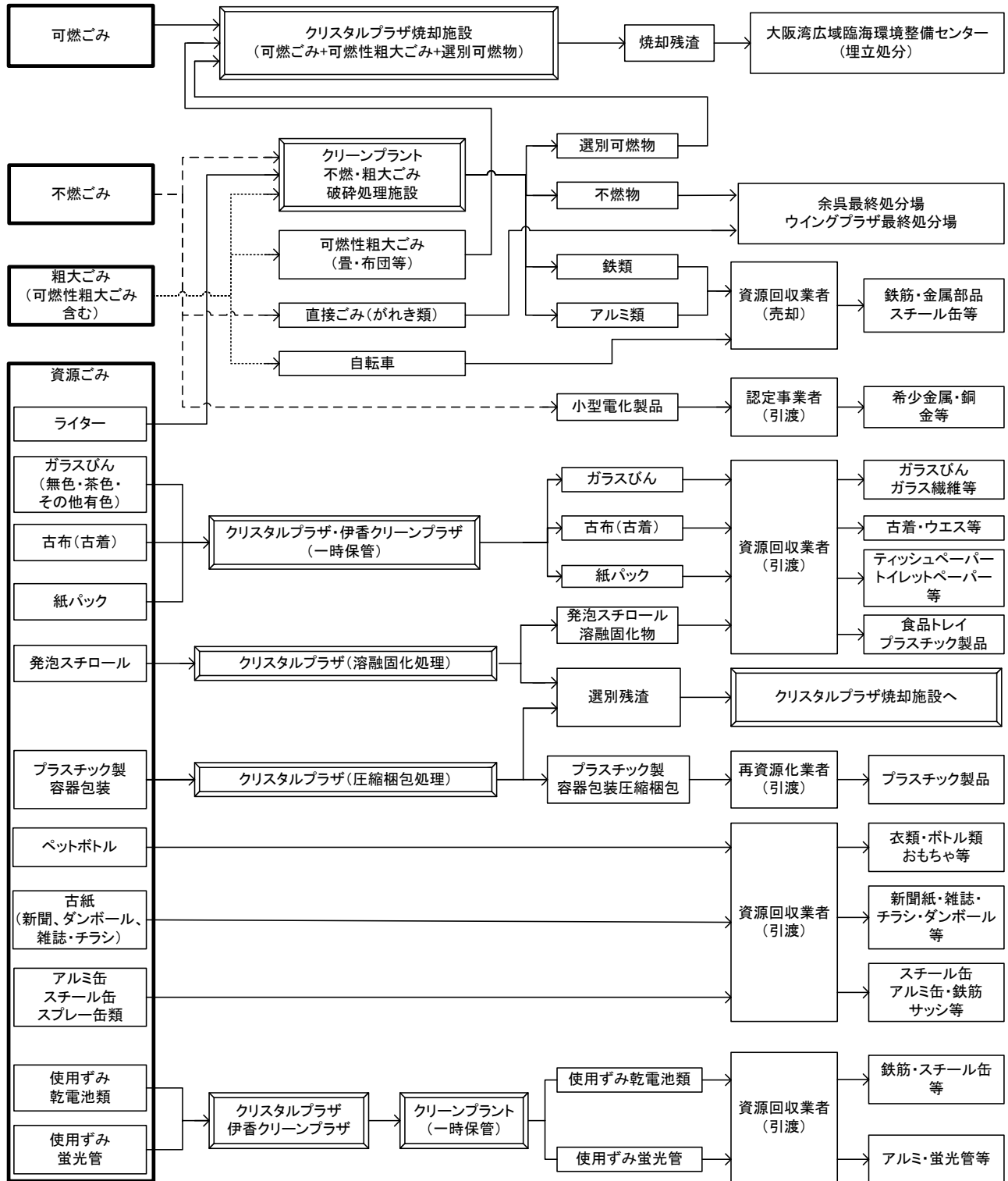


図 2-1 現状のごみ処理フロー

第3項 中間処理施設・最終処分場の現状

当センターが管理運営を行っているごみ処理施設の配置状況を図 2-2 に、概要を表 2-4 に示します。

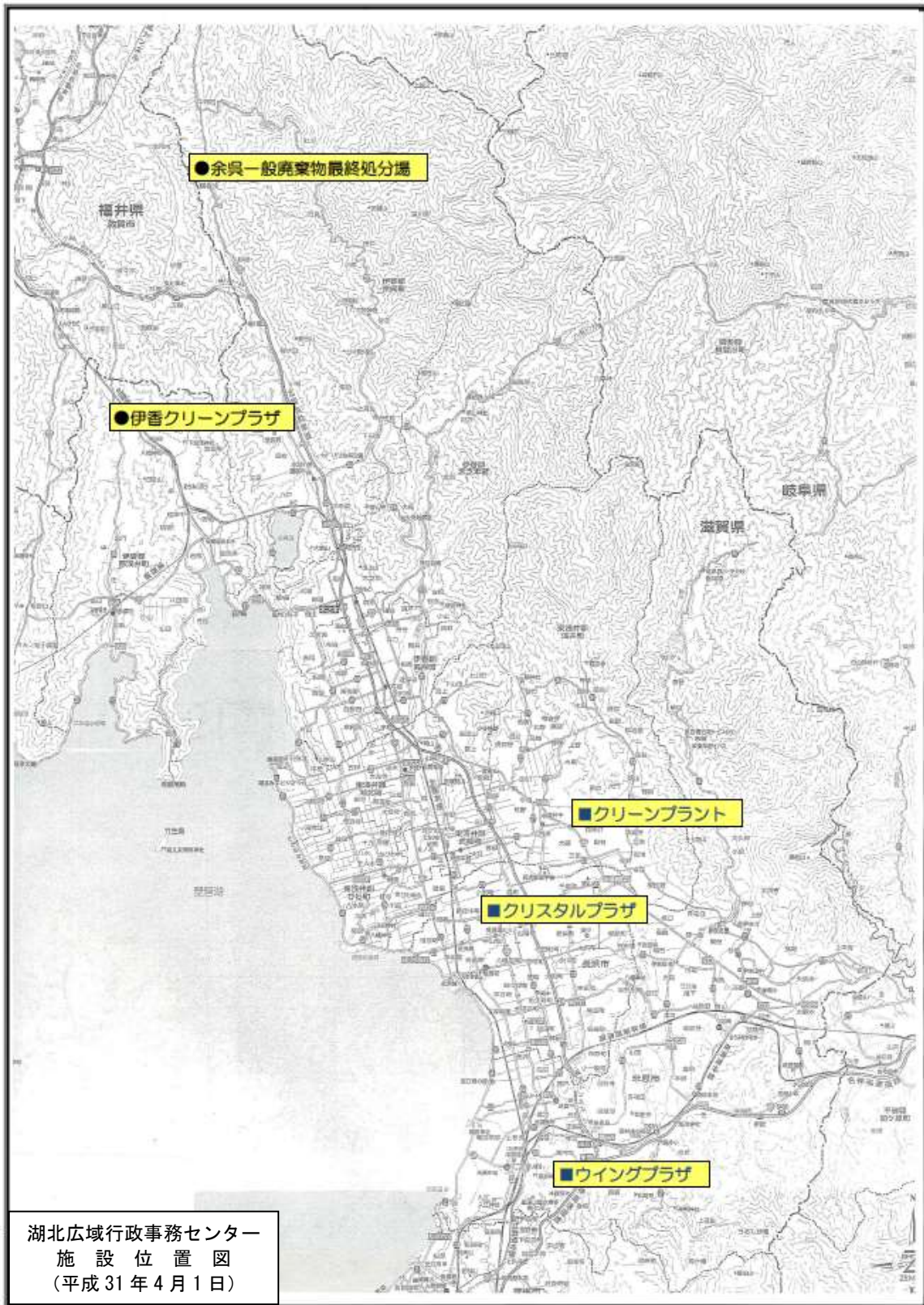


図 2-2 湖北広域行政事務センター 施設位置図

表 2-4 湖北広域行政事務センター ごみ処理施設及び最終処分場の概要

施設名称	湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ	
所在地	滋賀県長浜市八幡中山町200番地	
敷地面積	14,440㎡	
竣工年月	平成11年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設	リサイクル施設
処理能力	168 t / 日 (3.5 t / h × 2 炉 : 24 h)	圧縮梱包 : 1 t / h
処理方式	ストーカ式	圧縮梱包・一時保管・減容固化
設備概要	排ガス処理 : 濾過式集塵機+乾式有害ガス除去装置 +無触媒方式 余熱利用 : 場内の暖房、給湯等 飛灰処理 : 薬剤処理 切断機 : 可燃性粗大ごみ処理	圧縮梱包 : プラスチック製容器包装 一時保管 : びん、紙パック、古布、発泡スチロール 展望研修棟
用地所有状況	当センター所有 (7,723㎡) + 借地 (6,535㎡ : 長浜市、~R11.3)	
施設名称	湖北広域行政事務センター 伊香クリーンプラザ	
所在地	滋賀県長浜市西浅井町沓掛1313-1	
敷地面積	6,096㎡	
竣工年月	平成9年3月	
施設区分	ごみ焼却処理施設	破碎選別・資源化施設
処理能力	28 t / 日 (1.75 t / h × 2 炉 : 8 h)	破碎選別 : 5.0 t / 日 (5 h) 資源選別 : 3.0 t / 日 (5 h)
処理方式	ストーカ式 (機械化バッチ式)	破碎選別 (粗大・不燃) 圧縮梱包・一時保管
設備概要	※伊香クリーンプラザ焼却施設は、クリスタルプラザ 焼却施設と平成25年4月に統合したため休止中	破碎機 : 堅型回転式、切断機 一時保管 : 乾電池類、蛍光管、びん、紙パック、古布 ※選別施設は平成28年4月にクリーンプラントごみ処 理施設と統合したため休止中 ※減容固化施設は平成27年4月にクリスタルプラザリ サイクル施設と統合したため休止中
用地所有状況	当センター所有	
施設名称	湖北広域行政事務センター クリーンプラント	
所在地	滋賀県長浜市大依町1337番地	
敷地面積	48,200㎡	
竣工年月	平成2年3月	
施設区分	粗大ごみ処理施設	一般廃棄物最終処分場
処理能力	40 t / 日 (5 h)	埋立面積 : 18,700㎡ 埋立容量 : 201,672㎡
処理方式	破碎選別 (粗大ごみ、不燃ごみ)	サンドイッチ埋立方式 (全面遮水シート張り)
設備概要	破碎機 : 堅型回転式、切断機 選別 : 鉄、アルミ、不燃物、 プラスチック類、可燃物 一時保管 : 乾電池類、蛍光管	〈浸出水処理施設〉 処理能力 : 50㎡/日平均 処理方式 : 生物処理 (接触酸化・脱窒) + 高度処理 (凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着)
用地所有状況	当センター所有	
施設名称	湖北広域行政事務センター 余呉一般廃棄物最終処分場	湖北広域行政事務センター ウイングプラザ
所在地	滋賀県長浜市余呉町中河内897番地	滋賀県米原市番場地先
敷地面積	64,548㎡	44,600㎡
竣工年月	昭和61年度	平成27年3月
施設区分	一般廃棄物最終処分場	一般廃棄物最終処分場
埋立面積	6,800㎡	14,700㎡
埋立容量	35,800㎡	97,000㎡
設備概要	〈浸出水処理施設〉 処理能力 : 50㎡/日平均 処理方式 : 生物処理+高度処理 (凝集沈殿・砂ろ過)	〈浸出水処理施設〉 処理能力 : 70㎡/日 処理方式 : 接触曝気方式 (脱窒処理) + 高度処理 (凝集沈殿・砂ろ過)
用地所有状況	借地 (長浜市、自治会他~R5.9)	当センター所有

第2節 本計画における用語

第2節以降、本計画で用いる用語を図2-3のように整理します。

ごみ総排出量	ごみ排出量	家庭系ごみ	収集ごみ (可燃、不燃、粗大、資源)
			持込ごみ (可燃、不燃、粗大)
		事業系ごみ	持込ごみ(可燃)*
			公用ごみ (可燃、不燃、粗大)
	集団回収		

※許可業者収集ごみ及び事業系直接搬入ごみ

図2-3 本計画における用語

第3節 ごみ処理の実績

第1項 これまでに実施した排出抑制等

構成市では、ごみの排出抑制を推進するために以下の施策等を実施しています。

(1) ごみ集積所設置に対する助成

構成市では、ごみ集積所の設置を行う自治会等に対して表2-5に示す助成制度により支援をしています。

表2-5 構成市におけるごみ集積所設置に対する助成制度の概要

市名	概要
長浜市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象：自治会が設置、維持管理するごみ集積かご ●補助対象事業 <ul style="list-style-type: none"> ①既存の集積かごに隣接して新たな集積かごを追加する事業 ②集積かごの修繕又は取り壊して新たに設置する事業 ※①、②の場合 補助率：1/2、限度額 30,000 円/基 ③既存のごみ集積所を統合して、新たな集積かごを設置する事業 ※③の場合 補助率：1/2、限度額 100,000 円/基
米原市	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象：自治会等が地域の集積所（資源ごみ集積所を含む）を設置する。または整備するもの。 ●補助率：1/2（上限 50,000 円）

(2) ごみ減量化等の活動に対する助成

構成市では、各自治会に対し資源ごみの分別による売上金の一部を、奨励金として交付しています。

(3) その他排出抑制策等

構成市で、その他実施されている排出抑制策等は表 2-6 に示すとおりです。

表 2-6 構成市におけるその他排出抑制策等

市名	概要
長浜市	<ul style="list-style-type: none">●不用品交換情報の提供●ごみの分別等についての出前講座の実施
米原市	<ul style="list-style-type: none">●ごみの分別等についての出前講座の実施●廃食油の利活用 4 庁舎で拠点回収した廃食油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用

第2項 圏域のごみ総排出量実績(分別品目別)

圏域での過去5年間における分別品目別ごみ総排出量を表2-7及び図2-4に示します。

可燃ごみは概ね横ばいとなっています。また、不燃ごみ及び資源ごみは減少傾向を示しており、総排出量は減少しています。

表2-7 圏域でのごみ総排出量(品目別)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
可燃ごみ		34,238	33,774	33,847	33,923	34,111	
生ごみ		188	157	139	0	0	
不燃ごみ		3,237	2,845	2,746	2,655	2,691	
粗大ごみ		2,269	1,857	2,175	1,959	2,146	
資源ごみ	ペットボトル	326	291	285	273	266	
	発泡スチロール	107	98	94	87	88	
	紙パック	63	61	59	57	55	
	空き缶	アルミ	67	61	60	60	56
		スチール	197	189	183	170	165
	ガラスびん	無色	431	417	414	392	378
		茶色	340	337	329	321	305
		その他有色	115	117	119	116	114
	古紙	新聞	1,290	1,081	1,022	845	706
		ダンボール	1,013	996	984	916	860
		雑誌・チラシ	2,301	1,946	1,782	1,471	1,265
	古布(古着)		394	333	317	274	265
	プラスチック製容器包装		1,095	1,128	1,149	1,119	1,146
	使用済み乾電池類		46	51	48	45	46
	使用済み蛍光管		3	10	15	12	14
	ライター		4	4	4	3	3
計		7,792	7,120	6,866	6,162	5,732	
ごみ排出量合計		47,725	45,754	45,772	44,698	44,681	
集団回収		2,161	1,276	862	893	298	
ごみ総排出量合計		49,886	47,030	46,634	45,591	44,979	

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

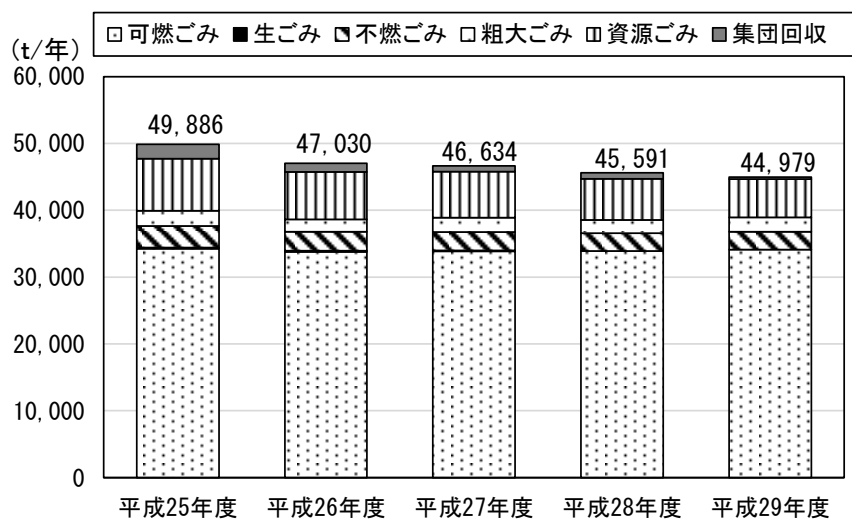


図2-4 圏域でのごみ総排出量(品目別)

第3項 圏域のごみ総排出量実績(排出形態別)

圏域での過去5年間における排出形態別ごみ総排出量を表2-8及び図2-5に示します。

家庭系ごみは減少傾向となっています。また、事業系ごみは概ね横ばいとなっていますが、事業系可燃ごみのうち公用ごみが増加しています。

表2-8 圏域でのごみ総排出量(排出形態別)

(単位：t)

項目			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	21,313	21,158	20,865	20,714	20,777
		生ごみ	188	157	139	0	0
		不燃ごみ	2,274	2,080	2,075	1,933	2,001
		粗大ごみ	756	591	805	724	746
		資源ごみ	7,792	7,120	6,866	6,162	5,732
		計	32,323	31,106	30,750	29,533	29,256
	持込ごみ	可燃ごみ	892	975	1,158	1,230	1,297
		不燃ごみ	519	375	353	401	389
		粗大ごみ	1,434	1,190	1,277	1,165	1,292
	計	35,168	33,646	33,538	32,329	32,234	
事業系ごみ	可燃ごみ(事業系)	11,781	11,324	11,481	11,580	11,493	
	可燃ごみ(公用ごみ)	251	317	344	399	546	
	不燃ごみ(公用ごみ)	445	391	318	320	300	
	粗大ごみ(公用ごみ)	80	76	91	70	108	
	計	12,557	12,108	12,234	12,369	12,447	
ごみ排出量合計			47,725	45,754	45,772	44,698	44,681
集団回収			2,161	1,276	862	893	298
ごみ総排出量合計			49,886	47,030	46,634	45,591	44,979

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

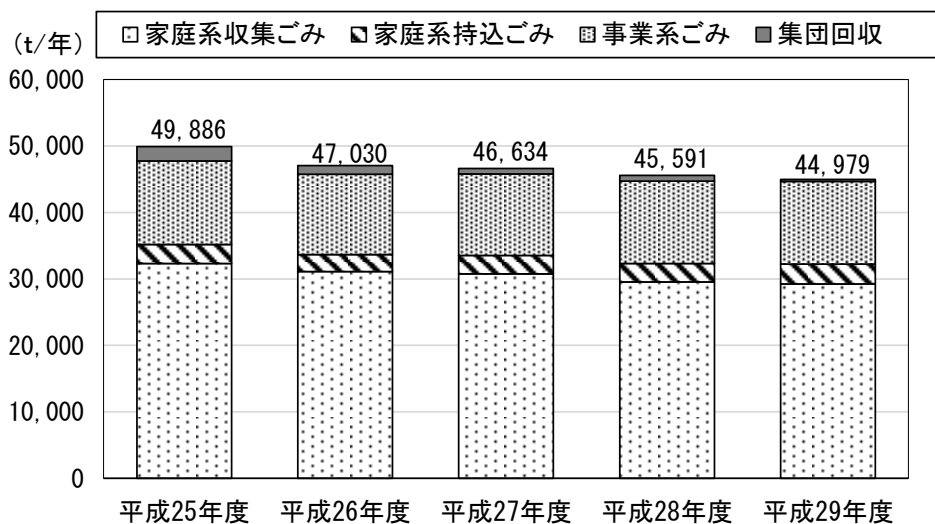
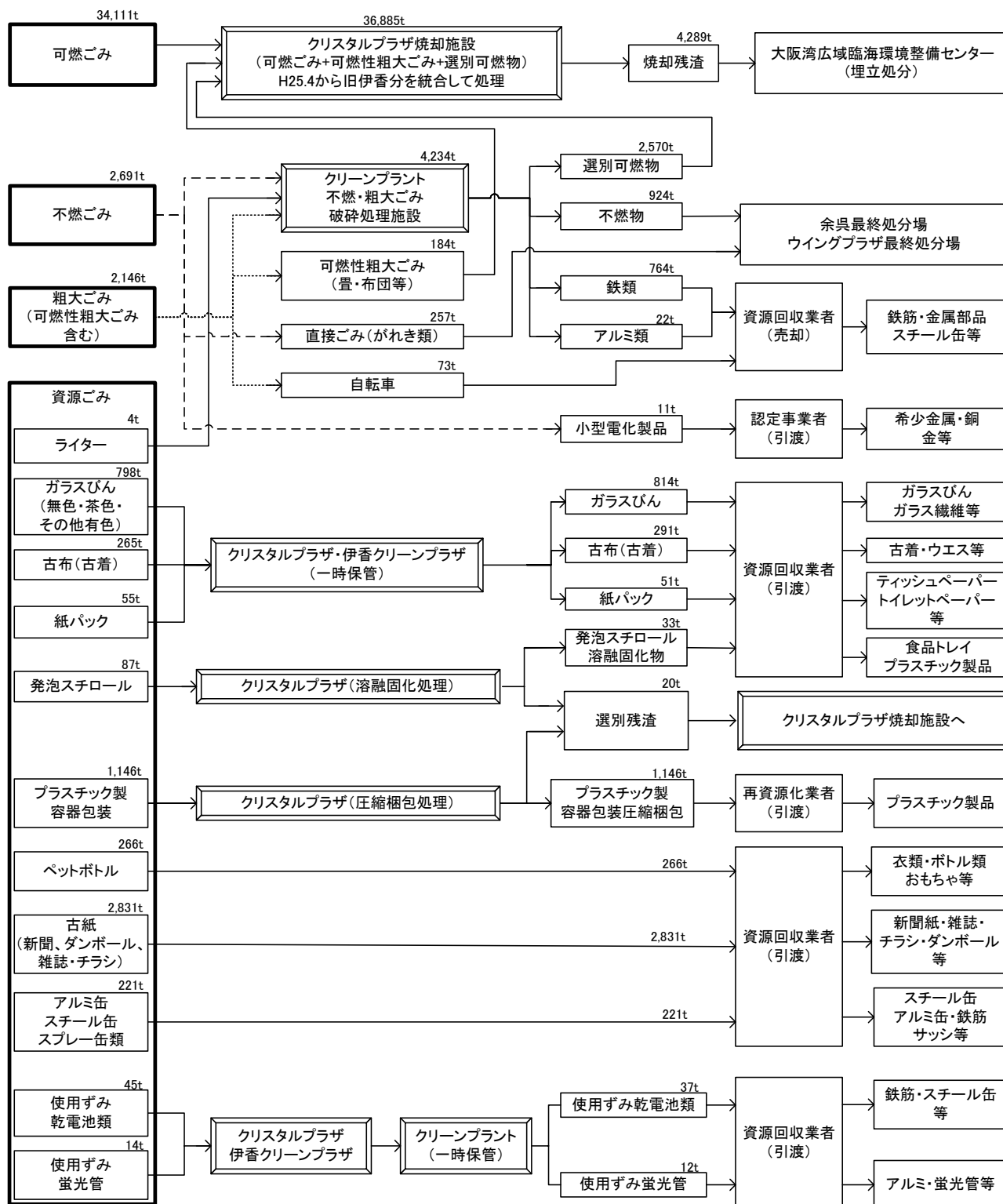


図2-5 圏域でのごみ総排出量

平成 29 年度の中間処理実績を図 2-6 に示します。



注) 図内の数値は各ごみの発生量、施設搬出量を示す。

図 2-6 平成 29 年度中間処理実績フロー

第4項 ごみ処理実績に関する指標(一人1日当たりのごみ排出量・リサイクル率)

当センターにおける一人1日当たりの各ごみ排出量及びリサイクル率を表2-9に示します。平成29年度は、家庭系ごみ32,234t、事業系ごみ12,447tとなっています。また、一人1日当たりのごみ排出量は、平成29年度は、一人1日当たりのごみ総排出量775g、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量及び一人1日当たりの集団回収量の合計561g、一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く)457gとなっています。

表2-9 ごみ処理実績に関する指標

項目			単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	t/年	21,313	21,158	20,865	20,714	20,777
		生ごみ		188	157	139	0	0
		不燃ごみ		2,274	2,080	2,075	1,933	2,001
		粗大ごみ		756	591	805	724	746
		資源ごみ		7,792	7,120	6,866	6,162	5,732
		計		32,323	31,106	30,750	29,533	29,256
	持込ごみ	可燃ごみ		892	975	1,158	1,230	1,297
		不燃ごみ		519	375	353	401	389
		粗大ごみ		1,434	1,190	1,277	1,165	1,292
		計		2,845	2,540	2,788	2,796	2,978
	計			35,168	33,646	33,538	32,329	32,234
事業系ごみ	可燃ごみ(事業系)		11,781	11,324	11,481	11,580	11,493	
	可燃ごみ(公用ごみ)		251	317	344	399	546	
	不燃ごみ(公用ごみ)		445	391	318	320	300	
	粗大ごみ(公用ごみ)		80	76	91	70	108	
	計		12,557	12,108	12,234	12,369	12,447	
集団回収 ¹⁾			2,161	1,276	862	893	298	
ごみ総排出量	年間量		t/年	49,886	47,030	46,634	45,591	44,979
	一人1日当たり		g/人日	835	794	791	780	775
ごみ排出量	年間量		t/年	47,725	45,754	45,772	44,698	44,681
	一人1日当たり		g/人日	799	773	776	765	770
家庭系ごみ排出量 + 集団回収量	年間量		t/年	37,328	34,922	34,400	33,222	32,532
	一人1日当たり		g/人日	625	590	583	568	561
家庭系ごみ排出量 (資源を除く)	年間量		t/年	27,375	26,526	26,672	26,167	26,502
	一人1日当たり		g/人日	458	448	452	448	457
リサイクル率 ²⁾			%	20.0	17.9	16.6	15.5	13.4
焼却処理量			t/年	37,045	36,764	36,905	37,095	36,885
最終処分量 ³⁾			t/年	5,898	5,748	5,993	5,793	5,740

注) 1. 「集団回収量」とは、「市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量」を指すものとする。よって、当センターが量を把握できていないもの(補助金を交付していない集団回収や、事業者の店頭回収、事業所での自家処理等)は含まれていない。

2. リサイクル率=(資源ごみ+集団回収)÷ごみ総排出量
3. 最終処分量=直接埋立ごみ+破碎後の不燃残渣+し尿処理汚泥残渣+焼却残渣
4. 一人1日当たりの排出量は各年10月1日現在の人口による。
5. 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第5項 ごみの性状

クリスタルプラザ（ごみ焼却処理施設）における過去5年間のごみ質調査結果を、表2-10に示します。なお、平成25年度より、旧伊香分の可燃ごみも統合して処理しています。

また、家庭系ごみの組成調査をした結果は表2-11に示すように、資源回収可能なものとして、紙類（古紙、紙パック、紙製容器、紙製包装）が9.7%、プラスチック製容器包装が17.6%、古布（古着）が0.1%、合わせて約27%含まれています。

表2-10 ごみ質分析結果(各年度4回の平均)

項目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
組成	紙・布	(%)	57.4	56.0	49.2	51.5	50.5
	プラスチック類		26.9	29.6	31.2	23.5	32.0
	木・竹・わら類		6.2	6.7	12.2	9.4	5.9
	厨芥類		7.6	3.6	2.3	10.6	5.7
	不燃物類		1.0	1.6	2.1	1.7	3.4
	その他		1.0	2.5	3.1	3.1	2.5
三成分	水分		46.2	36.5	39.5	47.8	44.9
	灰分		5.5	7.7	5.8	3.1	3.9
	可燃分		48.3	55.8	54.7	49.2	51.1
単位容積重量		(kg/m ³)	133	135	140	150	183
低位発熱量		(kJ/kg)	9,875	11,533	10,058	8,763	8,860

注) 組成は乾重量ベース

出典) クリスタルプラザ（ごみ焼却処理施設）ごみ質調査結果

表2-11 家庭系ごみ組成調査結果（平成29年度実績）

種類			平成29年度	
			重量(kg)	重量比(%)
資源化可能物	紙類	古紙 (新聞、雑誌・チラシ、ダンボール)	0.54	2.2
		紙パック	0.32	1.3
		紙製容器	0.56	2.3
		紙製包装	0.98	4.0
		小計	2.40	9.7
	プラスチック製容器包装	4.34	17.6	
	古布(古着)	0.03	0.1	
	小計	6.77	27.4	
できりないイコ燃物	リサイクルできない紙類		5.29	21.4
	リサイクルできない古紙 (新聞、雑誌・チラシ、ダンボール)		0.24	1.0
	生ごみ		9.85	39.9
	草・木・竹		0.42	1.7
	その他		2.11	8.5
	小計		17.91	72.6
合計			24.68	100.0

第6項 ごみ処理財政・処理コスト

当センターの過去5年間におけるごみ処理費用を表2-12及び図2-7に示します。

市民1人当たりの経費、ごみ1t当たりの経費ともに増加傾向にあります。平成29年度の市民1人当たりの経費は8,900円、ごみ1t当たりの経費は31,700円となっています。

表2-12 ごみ処理経費

項目		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
処理費用	清掃総務費	(百万円)	312	307	288	287	308
	可燃ごみ処理費		665	601	624	647	679
	塵芥収集費		295	297	310	314	317
	分別収集費		262	290	286	285	292
	ガラス工房費		1	1	0	1	0
	最終処分費		137	299	302	225	242
	計		1,672	1,795	1,810	1,759	1,838
収益	清掃手数料収益	356	331	342	349	352	
	有価物売却収	27	26	18	14	24	
	資源ごみ売却収益	70	73	60	45	44	
	計	453	430	419	409	420	
差し引き経費（処理費用－収益）			1,219	1,365	1,390	1,350	1,418
人口	(人)	163,629	162,178	161,176	160,139	159,010	
ごみ排出量	(t)	47,725	45,754	45,772	44,698	44,681	
市民1人当たりの経費	(円/人)	7,400	8,400	8,600	8,400	8,900	
ごみ1t当たりの経費	(円/t)	25,500	29,800	30,400	30,200	31,700	

- 注) 1. 市民1人当たり経費 = 差し引き経費 ÷ 人口
 2. ごみ1t当たり経費 = 差し引き経費 ÷ 人口

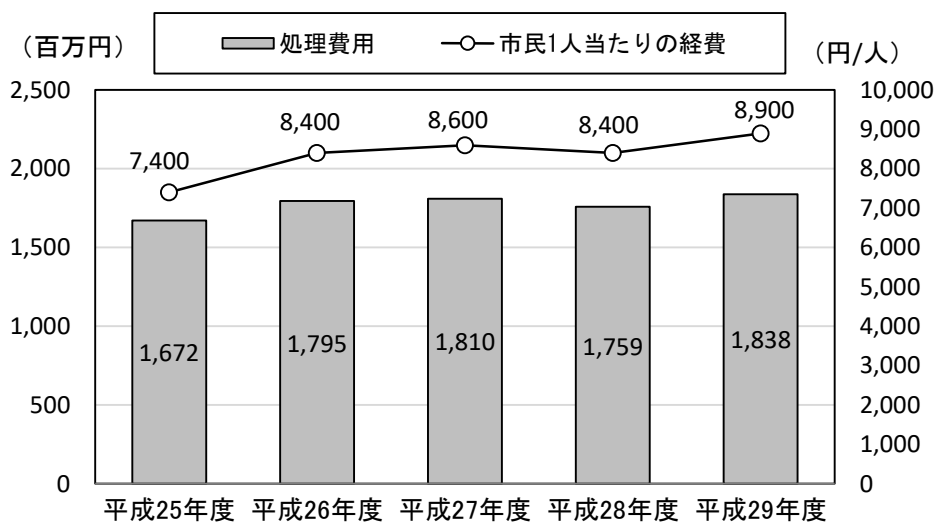


図2-7 ごみ処理経費

第4節 ごみ処理の評価

第1項 ごみ排出量等

(1) 現計画の数値目標

現計画の指標の数値目標及び平成 29 年度実績の達成状況を表 2-13 に示します。現計画の令和 11 年度目標値と現状を比較すると、「一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量及び一人 1 日当たりの集団回収量」は達成していますが、「事業系持込ごみ（可燃）排出量」、「資源物回収率（不燃ごみ・粗大ごみ量のうち資源物回収量）」、「リサイクル率」は未達成となっています。

表 2-13 現計画の数値目標及び達成状況

指標	目標値 (令和 11 年度)	現状 (平成 29 年度 実績)	
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 十一人 1 日当たりの集団回収量	628 g/人日	561 g/人日	○達成
事業系持込ごみ（可燃）排出量 (公用ごみ含まず)	H25 比 5%減 (11,192t/年)	11,493 t/年	×未達
資源物回収率 (不燃ごみ・粗大ごみ量のうち資源物回収量)	20%	18.56%	×未達
リサイクル率	23%	13.4%	×未達

(2) 国の数値目標

国の掲げる、第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標と現状の達成状況を表 2-14 に示します。令和 7 年度の目標値と現状を比較すると、「一人 1 日当たりのごみ総排出量」は目標を達成していますが、「一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」は未達成となっています。

表 2-14 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標及び達成状況

指標	目標値 (令和 7 年度)	現状 (平成 29 年度 実績)	
一人 1 日当たりのごみ総排出量 (家庭系、事業系、集団回収)	850 g/人日	775 g/人日	○達成
一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	440 g/人日	457 g/人日	×未達

(3) 県の数値目標

滋賀県の掲げる第四次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標と現状の達成状況を表 2-15 に示します。令和 2 年度の目標値と現状を比較すると、「一人 1 日当たりのごみ総排出量（家庭系、事業系、集団回収）」は達成していますが、「一人 1 日当たりの最終処分量」は未達成となっています。

表 2-15 第四次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標及び達成状況

指標	目標値 (令和 2 年度)	現状 (平成 29 年度 実績)	
一人 1 日当たりのごみ総排出量 (家庭系、事業系、集団回収)	820 g/人日	775 g/人日	○達成
一人 1 日当たりの最終処分量	82 g/人日	94 g/人日	×未達

第2項 県内での比較

ごみ処理の指標について県内で比較した結果を表 2-16 に示します。一人 1 日当たりのごみ総排出量は長浜市（785 g/人日）、米原市（723 g/人日）ともに県平均 830 g/人日よりも少なくなっています。リサイクル率は長浜市（13.8%）、米原市（17.7%）ともに県平均（18.7%）より小さく、最終処分量率は長浜市（12.4%）、米原市（11.5%）ともに県平均（10.7%）より大きく、また、市民 1 人当たりの処理経費は長浜市（9,800 円/人）、米原市（10,800 円/人）ともに県平均（19,100 円/人）より安くなっています。

表 2-16 県内の主要指標一覧（平成 29 年度）

	総人口 (人)	一人1日当たり (g/人日)			リサイクル率 (%)	最終処分量率 (%)	市民1人当たりの 処理経費 (円/人)
		ごみ 排出量	家庭系 ごみ	家庭系ごみ (資源除く)			
滋賀県	1,419,915	830	604	525	18.7	10.7	19,089
大津市	342,571	841	630	552	15.8	12.5	10,099
彦根市	112,688	880	666	551	16.6	11.2	16,290
長浜市	119,424	785	581	503	13.8	12.4	9,792
近江八幡市	82,183	917	652	524	12.3	14.3	14,109
草津市	132,588	853	573	491	17.4	10.5	75,114
守山市	82,497	786	570	546	25.7	12.3	16,507
栗東市	68,701	759	504	486	25.2	3.4	14,015
甲賀市	91,415	868	575	509	14.7	11.1	14,881
野洲市	51,123	815	631	460	14.1	16.7	24,898
湖南市	54,964	821	544	479	12.9	9.7	10,810
高島市	49,838	876	718	583	13.2	13.6	25,596
東近江市	114,862	801	589	529	19.3	3.9	11,319
米原市	39,586	723	570	515	17.7	11.5	10,780
日野町	21,724	843	648	543	21.4	4.5	12,145
竜王町	12,286	934	512	485	11.3	4.5	9,320
愛荘町	21,375	617	504	486	93.3	1.7	12,152
豊郷町	7,367	826	707	637	94.2	5.9	10,139
甲良町	7,168	794	704	609	94.2	6.1	18,113
多賀町	7,555	805	612	464	94.1	6.6	16,382

注) 1. リサイクル率：(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量) / ごみ総排出量 × 100

2. 最終処分量率：最終処分量 (直接最終処分量+焼却残渣量+処理残渣量) / ごみ排出量 × 100

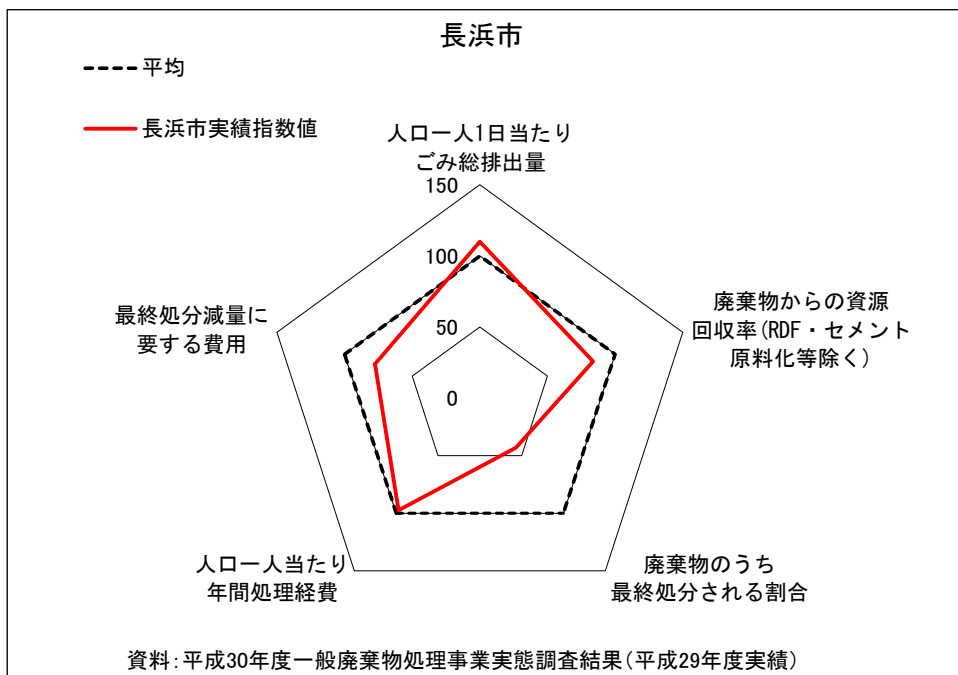
出典) 環境省一般廃棄物処理実態調査 (平成 29 年度)

第3項 類似都市との比較

本項目では、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省、平成 25 年 4 月策定）（以下「システム指針」と示す。）の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、構成市のシステム指針の評価を行います。評価に用いる指数値は平均値を 100 とし、数値が大きいほど良好な状況を示しています。

長浜市と類似都市との比較結果を図 2-8 及び表 2-17 に示します。長浜市では、人口一人 1 日当たりごみ総排出量の指数値は平均を上回って優れていますが、他の指標は指数値が平均を下回っています。

次に、米原市と類似都市との比較結果を図 2-9 及び表 2-18 に示します。米原市では、一人 1 日当たりのごみ総排出量及び一人当たり年間処理経費の指数値が平均を上回り優れている一方、廃棄物のうち最終処分される割合及び最終処分量に要する費用の指数値は平均を下回っています。



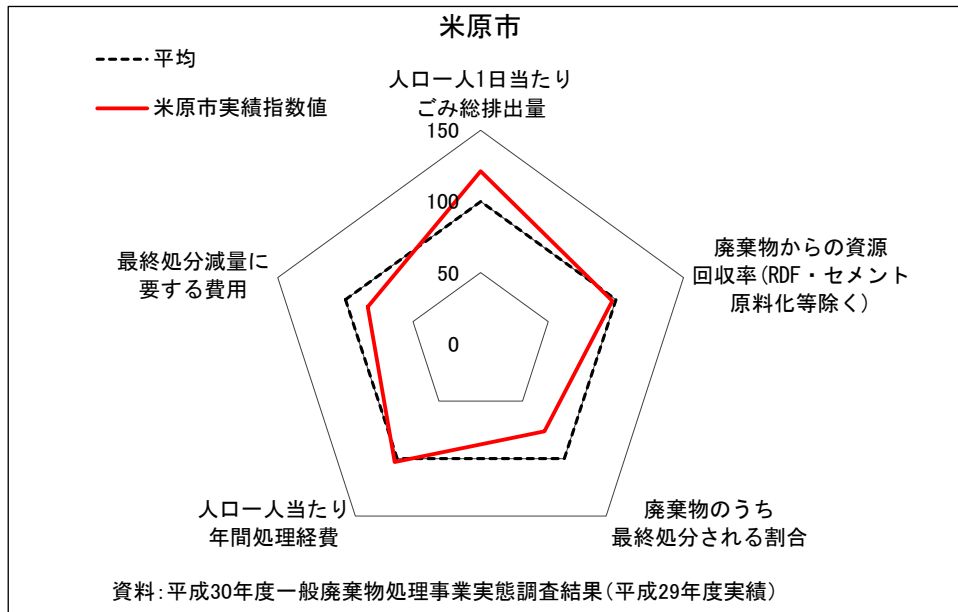
※グラフの見方：各指標は大きい方、グラフでは平均（100）の破線より外側に出ている場合が優れている。

図 2-8 類似都市との比較・評価（長浜市）

表 2-17 長浜市類似都市の概要及び類似都市データ概要

標準的な指標	一人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.87	0.17	0.08	10,434	33,412
最大	1.02	0.26	0.14	17,629	53,114
最小	0.67	0.10	0.01	5,508	20,688
標準偏差	0.09	0.04	0.04	2,860	8,475
当該市町村実績 指数値	0.79 110.0	0.14 83.6	0.12 43.0	10,711 97.3	40,961 77.4
実績の評価基準	実績は小さい方が 優れている	実績は大きい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている
指数値の評価	100が平均で数値が大きい方が優れている（グラフと同じ）				

注) 1. 人口区分は、100,000人以上～150,000人未満
2. 産業構造は、2次・3次人口比95%以上、3次人口比65%未満



※グラフの見方：各指標は大きい方、グラフでは平均（100）の破線より外側に出ている場合が優れている。

図 2-9 類似都市との比較・評価（米原市）

表 2-18 米原市類似の概要及び類似都市データ概要

標準的な指標	一人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメ ント原料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.92	0.18	0.09	12,497	39,227
最大	1.36	0.38	0.18	21,147	56,020
最小	0.72	0.08	0.00	7,977	21,359
標準偏差	0.15	0.06	0.04	3,214	9,882
当該市町村実績 指数値	0.72	0.18	0.12	12,139	49,886
	121.3	97.3	76.3	102.9	72.8
実績の評価基準	実績は小さい方が 優れている	実績は大きい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている
指数値の評価	100が平均で数値が大きい方が優れている（グラフと同じ）				

注) 1. 人口区分は、30,000人以上～50,000人未満

2. 産業構造は、2次・3次人口比95%以上、3次人口比65%未満

■指数値の算定式

実績が

○小さい方が優れている指標の場合： $100 + (\text{平均} - \text{当該市町村実績}) / \text{平均} \times 100$

○大きい方が優れている指数の場合： $100 - (\text{平均} - \text{当該市町村実績}) / \text{平均} \times 100$

第5節 ごみ処理の課題

第1項 ごみの発生・排出抑制、再資源化促進のための課題

(1) ごみの発生・排出抑制に関する課題

圏域の家庭系ごみの年間排出量は減少傾向にありますが、減少しているのは資源ごみであり、資源ごみを除く一人1日当たりの量に換算した場合、概ね横ばいで推移をしています。そのため、国の数値目標である「一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」の440g/人日より、現状17g多く、数値目標を達成していません。また、事業系ごみは微増傾向にあり、「事業系持込ごみ（可燃）排出量」の数値目標を現状達成できていないことから、今後、家庭系ごみ・事業系ごみともに更なるごみの減量が必要となります。

家庭系ごみ削減の取組としては、家庭系ごみ組成分析調査で把握したリサイクルできない可燃物の約40%を占めている生ごみの排出量削減のため、食品ロス対策等を推進する必要があります。また、微増傾向にある事業系ごみの削減に向けた取組として、今後は、事業系ごみ処理手数料の改定等の検討が必要となります。

(2) 資源化に関する課題

圏域の過去5年間の資源ごみ排出量は減少しています。資源可能な品目の資源化を推進するために、今後も分別徹底を行う必要があります。また、事業系ごみ及び公用ごみ中に資源化可能な可燃ごみ等が多く含まれていることから、公用ごみを含めた事業系ごみの資源化の推進も必要となります。

第2項 ごみの適正な処理等に関する課題

(1) 収集・運搬に関する課題

今後は家庭系ごみの最適な分別区分及び収集・運搬体制や事業系ごみの最適な一般廃棄物処理体制のあり方を検討することが必要となります。

(2) 中間処理に関する課題

当センターが管理運営を行っているごみ処理施設の多くは稼働後数十年が経過しており、適正なごみ処理を行うために、ごみ焼却施設（熱回収施設）やリサイクル施設等の中間処理施設の新たな整備が必要となります。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

第1項 基本理念

持続可能な循環型社会の構築

大量生産、大量消費、大量廃棄という経済活動による天然資源の枯渇、自然破壊等の環境問題への危機感から、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組の他、大規模公共工事の減少や人口減少等の影響もあり、我が国のごみ総排出量はそれまでの右肩上がりから平成12年度以降減少傾向に転じており、循環型社会の形成は進展したように思われます。しかしながら、近年、大量に発生する食品廃棄物やプラスチック廃棄物等、一層の資源循環を進めていくべき品目がクローズアップされています。

循環型社会を実現するためには、資源循環の基本原則として、最優先に廃棄物の発生・排出を抑制（Reduce：リデュース）、次いで廃棄物を再使用（Reuse：リユース）、その後に廃棄物を再生利用（Recycle：リサイクル）し、熱回収できるものについて熱回収を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが必要です。

この優先順位に鑑みると、当センターでは、圏域におけるごみ排出量の削減に当たり、市民・事業者・行政が相互に役割を分担し、一体となって発生・排出抑制やリサイクル及び適正処理を継続し、特に2R※を強化していくことで、持続可能な社会の構築を目指します。

※2R（リデュース・リユース）：3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しているもの。

第2項 基本方針

前項の基本理念を踏まえて設定した、次の3つの基本方針に沿った施策を展開します。

基本方針1：市民・事業者・行政の連携・取組

市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいきます。

基本方針2：発生・排出抑制及び資源分別排出の推進

ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を強く働きかけていきます。特に食品ロス削減対策について、市民意識の向上を図るとともに、具体的な行動の実践を促進します。

また、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内において、リサイクル可能なものなど、分別を徹底した上で排出し、減量化や再利用を図るとともに、中間処理施設の整備と併せ、最適な分別区分及び収集運搬体制を構築します。

基本方針3：循環型処理及び適正処理の推進

当センターでは、今後も引き続き中間処理施設の点検及び整備を推進しながら排出されたごみを適正に処理します。また、今後整備を予定するごみ焼却施設（熱回収施設）及びリサイクル施設では、経済性及び環境負荷等の観点を踏まえるとともに、エネルギーの回収を推進し、適正処理を継続していきます。

第2節 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1項 人口推計

(1) 推計の目的

将来人口の推計は、当センターにおいて、本計画を策定するに当たり、圏域から排出するごみやし尿・汚泥の将来排出量を予測することを目的に実施するものです。

(2) 人口推計結果

本計画では、まず、長浜市及び米原市で作成している人口ビジョンの推計結果を使用し、推計値が5年毎であることから、その間の年度人口を直線近似により補完します。次に、平成30年度の住民基本台帳の人口実績で、補完した推計値を補正する方法を用いました。

人口推計結果を表 2-19 及び図 2-10 に示します。目標年度である令和11年度の推計人口は152,490人となります。

表 2-19 人口推計結果

(単位：人)

年度	実績値			推計値			
	長浜市	米原市	合計	長浜市	米原市	合計	
実績	H25 2013	123,071	40,558	163,629	-	-	
	H26 2014	121,965	40,213	162,178	-	-	
	H27 2015	121,283	39,893	161,176	-	-	
	H28 2016	120,351	39,788	160,139	-	-	
	H29 2017	119,424	39,586	159,010	-	-	
	H30 2018	118,659	39,353	158,012	-	-	
推計	R1 2019	-	-	-	118,298	39,315	157,613
	R2 2020	-	-	-	117,937	39,278	157,215
	R3 2021	-	-	-	117,495	39,229	156,724
	R4 2022	-	-	-	117,053	39,181	156,234
	R5 2023	-	-	-	116,611	39,132	155,743
	R6 2024	-	-	-	116,169	39,084	155,253
	R7 2025	-	-	-	115,727	39,035	154,762
	R8 2026	-	-	-	115,230	38,965	154,195
	R9 2027	-	-	-	114,732	38,894	153,626
	R10 2028	-	-	-	114,235	38,824	153,059
	R11 2029	-	-	-	113,737	38,753	152,490

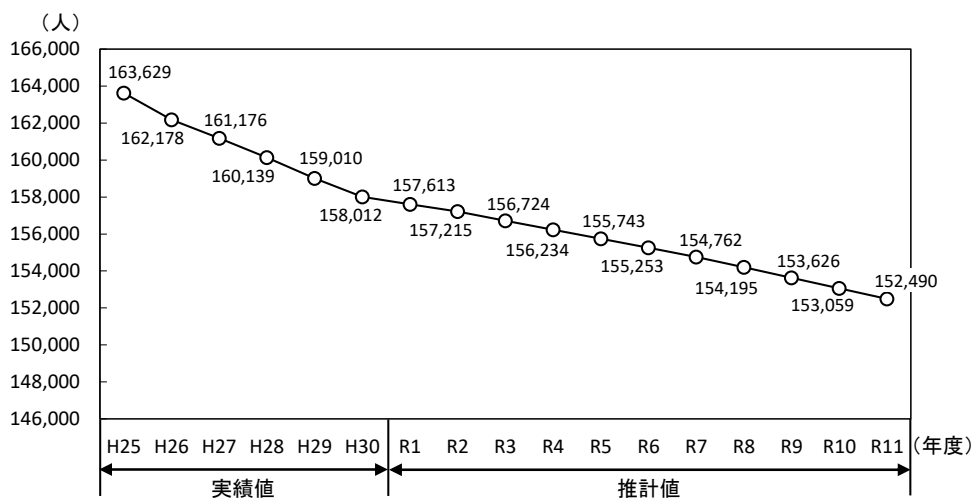


図 2-10 圏域の人口推計結果

第2項 目標値の設定

本計画では、第四次循環型社会形成推進基本計画及び第四次滋賀県廃棄物処理計画を踏まえ、資源ごみを含むごみ総排出量削減に向けた取組として、まず排出抑制を進め、次に適正処理を行うことが重要であると考え、令和11年度を目標年度とした指標を設定しました。

(1) 国・滋賀県の減量化目標

1) 国の減量目標

第四次循環型社会形成推進基本計画にて掲げられている数値目標を表 2-20 に示します。

表 2-20 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

目標項目	令和7年度目標
1人1日当たりのごみ総排出量	約850 g / 人日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみ除く)	約440 g / 人日

2) 滋賀県の減量化目標

第四次滋賀県廃棄物処理計画にて掲げられている数値目標を表 2-21 に示します。

表 2-21 第四次滋賀県廃棄物処理計画の数値目標

目標項目	現状 (平成26年度)	将来予測 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)
一人1日当たりのごみの総排出量	851 g / 人日	870 g / 人日	820 g / 人日
一人1日当たりの最終処分量	92 g / 人日	95 g / 人日	82 g / 人日

(2) 指標の設定

本計画では、表 2-22 に示すように現計画の指標を見直し、各種ごみの排出量を適切に把握できる指標を設定します。

新たに設定した本計画の指標を表 2-23 に示します。

表 2-22 指標の設定

現計画の指標	設定に向けた考え方	
	本計画	
一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	【一部変更】 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを除く)	国の考え方を踏まえ、資源ごみと集団回収を除く指標に変更します。なお、資源ごみに関する指標は、一人1日当たりのごみ総排出量で検証します。
事業系可燃ごみ発生量	【一部変更】 事業系ごみ排出量	事業系可燃ごみ(事業者)に公用ごみを加えた指標に変更します。 公用ごみであっても減量は必要であり、当センターとして事業系ごみに計上していることから、公用ごみを含めて事業系ごみの全体を指標に変更します。
資源物回収率 (不燃ごみ・粗大ごみ量のうち資源物回収量)	【削除】 ↓ 【新規設定】 最終処分量	本指標は、施策等よりも施設の設備状況等に影響されます。また、最終処分量に関わる数値であることから、資源物回収率については他の指標で検証することとし、本指標は削除します。
リサイクル率	【削除】 ↓ 【新規設定】 一人1日当たりのごみ総排出量	資源ごみは、可燃ごみなどと同様、排出抑制の観点から重要であることから、リサイクル率を上昇させることを目標とするのではなく、「資源ごみ」を含めたごみ排出量を新たな指標として設定し、その指標で資源ごみについても検証するものとしします。
一人1日当たりのごみ総排出量	【新規設定】	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)に、家庭系の資源ごみと事業系ごみ及び集団回収量を合わせた、ごみ総排出量を対象に新たに設定します。
焼却処理量	【新規設定】	当センターでは、今後熱回収施設の整備を控えていることから、他の数値目標の結果で算出される焼却処理量を新たに設定します。
最終処分量	【新規設定】	現計画における資源物回収量に対し、より多くの資源物を回収することで、結果として最終処分量削減につながることから、検証しやすい「最終処分量」を指標として新たに設定します。

表 2-23 本計画の指標

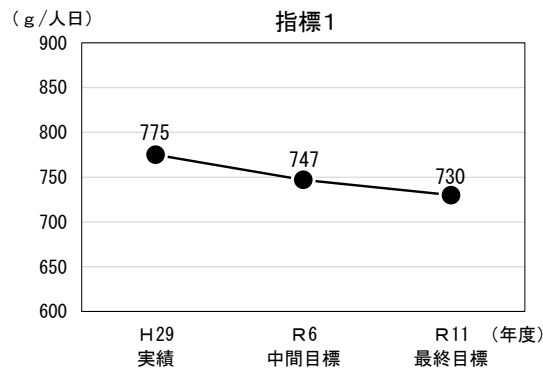
指標 1	一人1日当たりのごみ総排出量
指標 2	一人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)
指標 3	事業系ごみ排出量
指標 4	焼却処理量
指標 5	最終処分量

(3) 目標値の設定

1) ごみ全体の排出抑制に関する指標及び目標値

【指標 1】 一人 1 日当たりのごみ総排出量：730g/人日

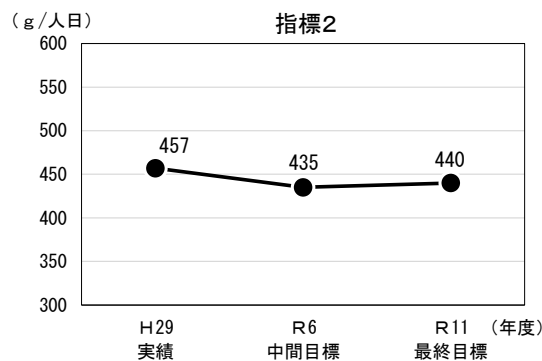
目標年度の家庭系ごみ排出量 28,821t と事業系ごみ排出量 11,825t の合計を推計人口 152,490 人と年間日数で除すると 730g/人日となり、これを目標値とします。



2) 家庭系ごみの排出抑制に関する指標及び目標値

【指標 2】 一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを除く）：440g/人日

第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値より、当センターでは 440g/人日を目標値とします。

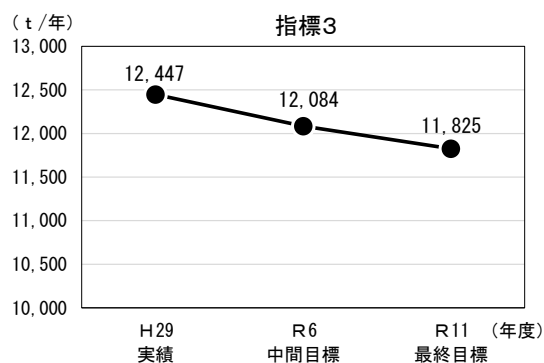


※中間目標年度は「プラスチック製容器包装」及び「発泡スチロール」は含まない値。
最終目標年度は「プラスチック製容器包装」及び「発泡スチロール」を含む値。

3) 事業系ごみの排出抑制に関する指標及び目標値

【指標 3】 事業系ごみ排出量：11,800t/年

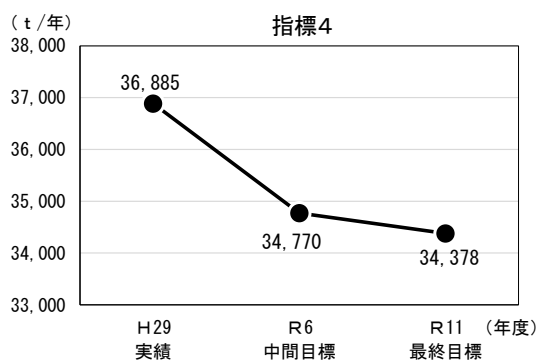
現計画の考え方である直近から 5%削減する考え方を踏襲します。直近の平成 29 年度実績の 12,447t から約 5%削減した 11,825t より、目標値を 11,800t とします。



4) 焼却処理に関する指標及び目標値

【指標4】 焼却処理量：34,400t/年

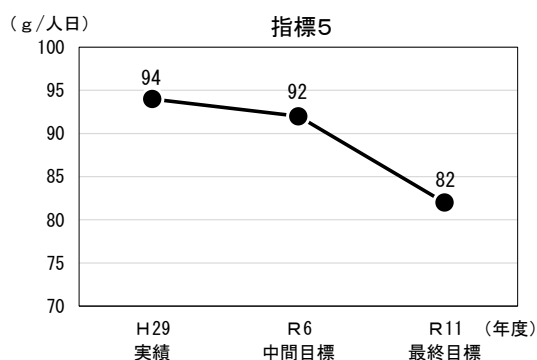
家庭系ごみ及び事業系ごみを合わせた焼却対象ごみの減量化のため、焼却処理量の目標を設定します。直近の焼却処理実績である36,885tから約7%削減した、34,400tを目標値とします。



5) 最終処分に関する指標及び目標値

【指標5】 最終処分量：82g/人日

家庭系ごみ及び事業系ごみの減量化と併せて中間処理施設での資源物の回収など、資源化を促進することで、最終処分量の削減を目指します。目標値は県の目標値を踏襲し、82g/人日とします。



6) 各指標の関連性と年間量

指標 1 から指標 5 の関連性及び年間量を図 2-11 に示します。

ごみ総排出量 : 40,646t
(【指標1】 730g/人日)

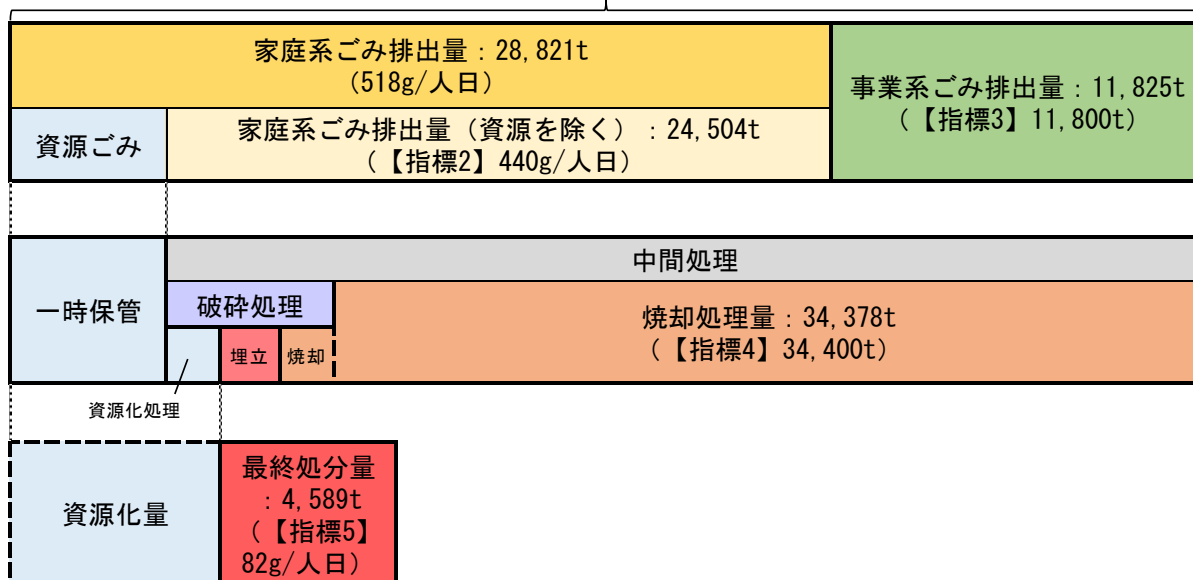


図 2-11 指標 1 から指標 5 の関連性と年間量 (令和 11 年度)

第3項 ごみ排出量・処理量の将来推計

(1) 将来推計の考え方

1) ごみ排出量

ごみ排出量の将来推計は、まず、ごみの排出量が将来的にどのように変化するかについての推計を行います (以下「現状の施策を維持した場合」という。)

次に家庭、事業所等におけるごみの排出の抑制、リサイクルの促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみの排出量の推計を行います (以下「目標値を達成した場合」という。)

2) ごみ処理量

ごみ処理量の将来推計は、将来のごみ収集・処理・処分の体制を踏まえて推計します。

【プラスチック製容器包装及び発泡スチロールの取扱の検討】

<背景>

「プラスチック製容器包装」及び「発泡スチロール」（以下「プラ等」という。）は、分別収集した後、「プラスチック製容器包装」は選別、圧縮・梱包し、「発泡スチロール」は選別、減容固化し資源化物として処理をしています。しかし、これらの資源化に係る経費は、例年、歳出が歳入を大きく上回っている状況であり、新たなごみ焼却施設（熱回収施設）の計画に当たり、処理方法が課題となっています。

一方で廃プラスチックの処理に関しては、中国への輸出ができなくなった影響等から国内の廃プラスチックのリサイクルが滞り、大きな問題となっています。

当センターでは今後も持続可能な適正処理を継続するため、ごみ焼却施設（熱回収施設）の整備に当たってプラ等については、マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルへ転換することが必要と考えました。

<目的>

当センターにおけるプラ等の取扱の方向性を決定するため、プラ等の分別区分を可燃ごみへ変更し、サーマルリサイクルすることによる環境性や経済性について評価することを目的とします。

<当センターの方向性>

以下の検証結果より、当センターでは、プラ等を可燃ごみに分別区分を変更し、新たに整備するごみ焼却施設（熱回収施設）においてサーマルリサイクルを推進していく方向とします。

<検証結果>

プラ等を分別収集し、当センターで選別、圧縮・梱包、減容固化した後、再生資源化事業者により資源化（マテリアルリサイクル）を行う現在と同じ処理体系をケース 1（分別）、可燃ごみへ分別区分を変更し、熱回収施設でサーマルリサイクルを行う処理体系をケース 2（サーマル）として検証しました。

①環境性の検証

収集運搬、焼却処理及び電気使用に伴う各ケースの二酸化炭素排出量を比較しました。

ケース 1（分別）で発生する二酸化炭素排出量を 100 とした場合、ケース 2（サーマル）では 99.7 となり、0.3 少ない結果となりました。

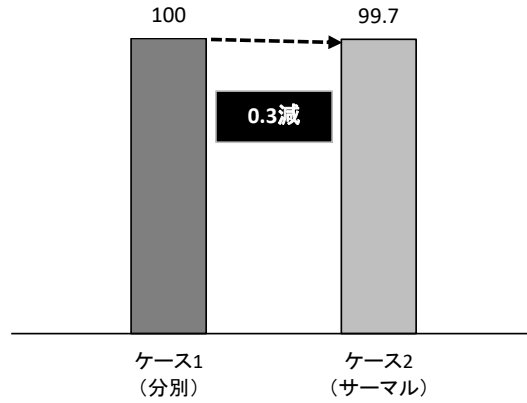


図 i 環境性の検証結果

②経済性の検証

ケース 1 (分別) の 1 年間当たりのごみ処経費を 100 とした場合、ケース 2 (サーマル) では 83 となり、17 少ない結果となりました。

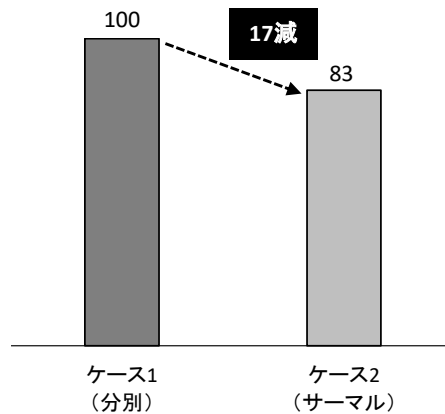
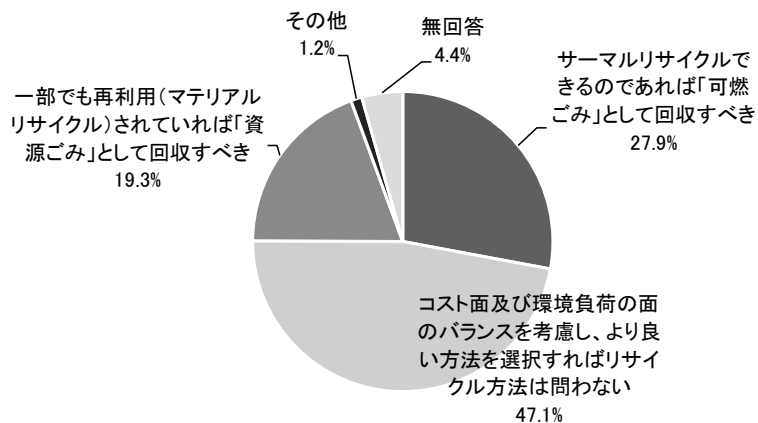


図 ii 経済性の検証結果

③アンケート調査結果

平成 31 年 3 月に、長浜市民及び米原市民を対象に行ったアンケート調査の 1 つの設問において、将来のプラスチック製容器包装の扱いについて調査しました。

その結果、回答全体の内、リサイクル方法は問わないと答えた人が約 47%、可燃ごみとして回収すべきと答えた人が約 28%、資源ごみとして回収すべきと答えた人が約 19%となりました。



注) 郵送調査 (1, 234 件) と IT 調査 (500 件) の合計

図 iii プラスチック製容器包装の扱いに対するアンケート調査結果 (平成 31 年 3 月)

(2) 現状の施策を維持した場合のごみ排出量

圏域の現状の施策を維持した場合のごみ排出量の将来推計を図 2-12 に示します。圏域では新たな施策等を見込まず、現状の施策を維持で、中間目標年度の令和 6 年度にはごみ総排出量が 43,904 t、一人 1 日当たり 775 g、目標年度の令和 11 年度にはごみ総排出量が 43,344 t、一人 1 日当たり 779 g と推計しました。

一人 1 日当たりのごみ総排出量は増加していますが、人口の減少を受けて、ごみ総排出量は平成 29 年度から約 4% 減少しています。

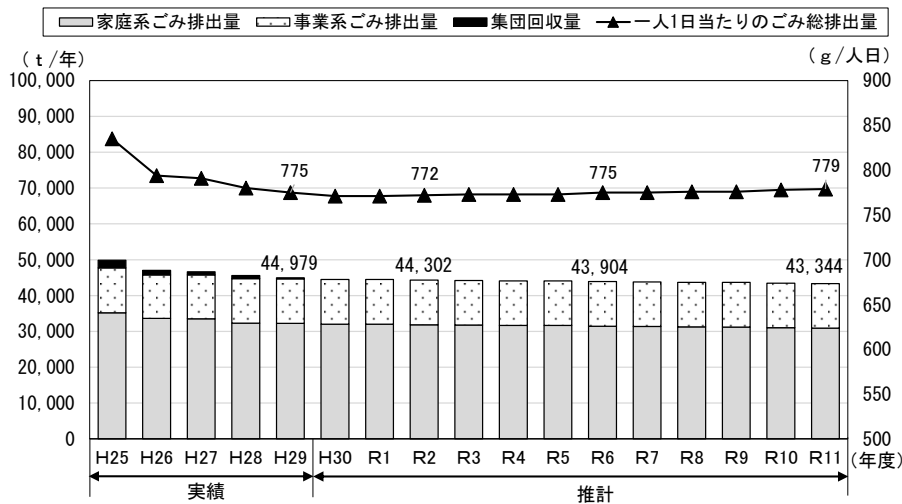


図 2-12 現状の施策を維持した場合のごみ排出量の将来推計結果

(3) 数値目標達成後のごみ排出量

第 2 編第 2 章第 2 節第 2 項(2)に示した圏域の目標値を達成した場合のごみ排出量の将来推計を図 2-13 に示します。新たな施策等を展開し数値目標を達成した場合、中間目標年度の令和 6 年度にはごみ総排出量が 42,330 t、一人 1 日当たり 747 g、目標年度の令和 11 年度にはごみ総排出量が 40,646 t、一人 1 日当たり 730 g と推計しました。

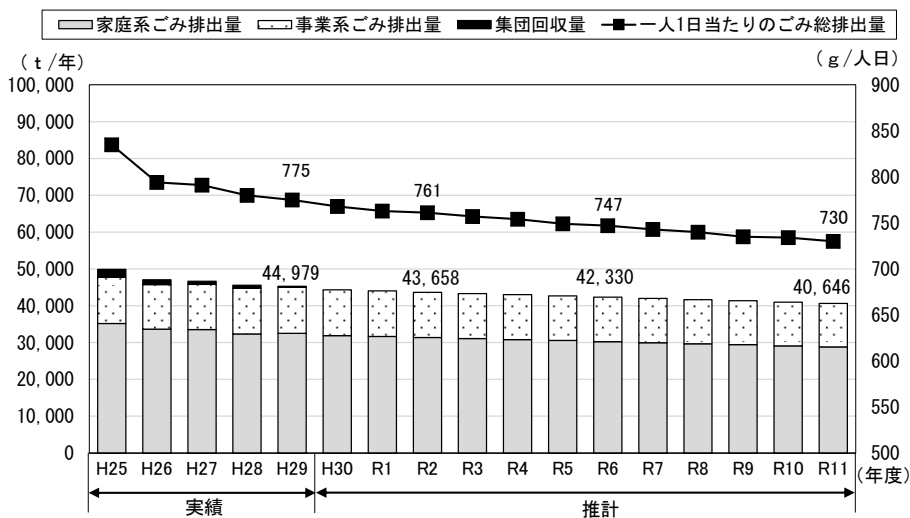


図 2-13 目標を達成した場合のごみ排出量の将来推計結果

(4) 現状の施策を維持した場合と目標値を達成した場合

現状の施策を維持した場合の将来ごみ総排出量と、目標値を達成した場合の将来ごみ総排出量の比較を図 2-14 に示します。

ごみ総排出量は、平成 29 年度実績では 44,979 t (775g/人日) ですが、現状の施策を維持した場合、人口減少により約 4%減少し、43,344 t となります。また、目標値(指標 1)を達成した場合、平成 29 年度実績からは約 10%減少し、40,646 t (730g/人日) となります。

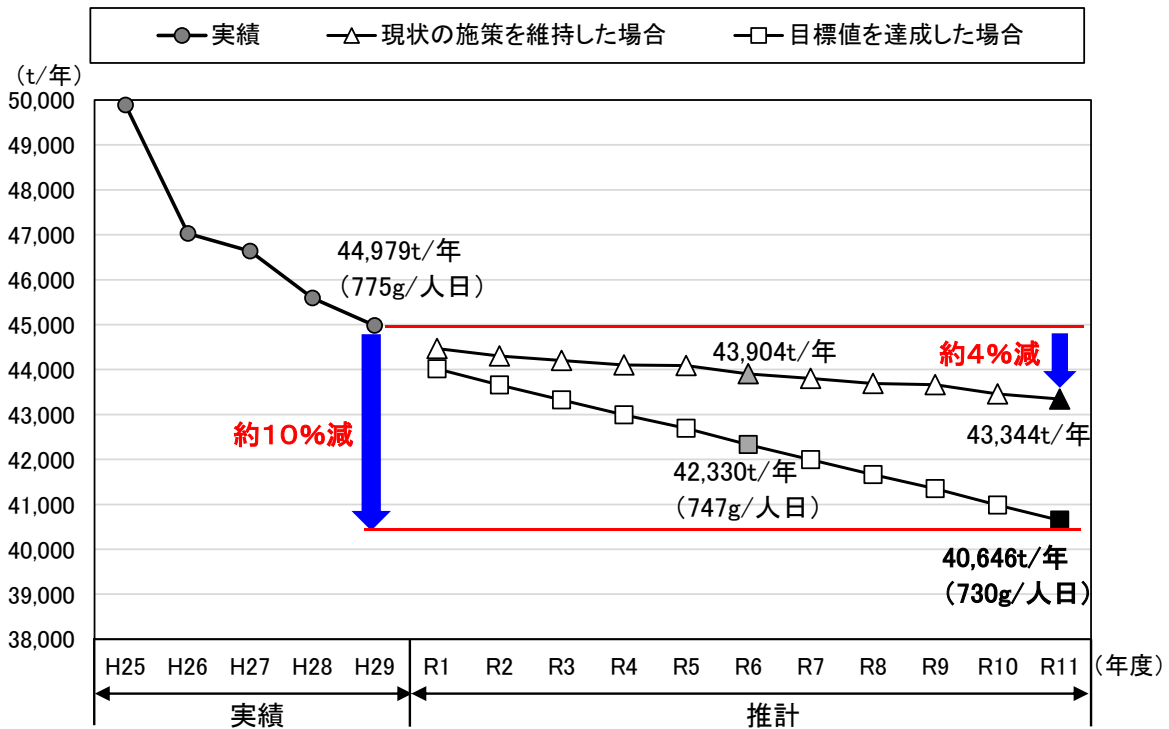


図 2-14 現状の施策を維持した場合と一人 1 日当たりのごみ排出量を達成した場合の比較

第3節 ごみ発生・排出抑制、再資源化促進のための方策

第1項 目標達成のための施策

(1) 家庭系ごみの排出抑制・再資源化の促進

家庭系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

① 環境教育、普及啓発の充実

- 「こほくる〜」を適時改訂し正確な分別方法の周知を図る。
- 当センター広報やごみ分別アプリ、ホームページを通じて、市民に広く情報を発信する。



- ごみ処理の現状や処理方法に関する出前講座を実施し、また、積極的に施設見学を受け入れ、環境学習の拠点としてごみ処理に対する理解を促進する。

② 資源物の抜き取り防止対策

- 平成 27 年度に「湖北広域行政事務センター廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、集積所に出された再生資源と認められるものの所有権を明記したが、今後も継続して、集積所における粗大ごみや資源ごみからの抜き取り防止対策を検討する。

③ 住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供

- 住民ニーズや高齢化社会を背景とした粗大ごみ戸別収集を継続する。

④ 小型家電等の資源物の回収

- 現在の不燃ごみ・粗大ごみの中には小型家電リサイクル法(平成 25 年度施行)の対象品や資源対象物も含まれている。可能な範囲でこれらを選別し、回収する。

⑤ 家庭系ごみ処理手数料の改定検討

- 現在の家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみを当センターに持込む場合 10kg までごとに 40 円の処理手数料（ごみ指定袋で持ち込む場合を除く）としているが、今後の排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、適正な処理手数料の改定について検討する。
- 現在、家庭用可燃ごみ指定袋は 20 リットル、30 リットル、45 リットルの 3 種類、不燃ごみ指定袋は 30 リットル、45 リットルの 2 種類となっている。今後、核家族化の進行やごみ減量化の推進に向け、指定袋のサイズの見直しを検討する。

(2) 事業系ごみの排出抑制・再資源化の促進

事業系ごみの排出抑制及び再資源化の促進のために、当センターは以下に示す施策を実施します。

① 減量やリサイクルに関する積極的な情報提供

- 事業系ごみの処理方法等を具体的にまとめた分別・減量マニュアル「事業所用こほくる〜」を定期的に更新し、内容の充実を図り、事業者にわかりやすいものとする。
- ホームページや「湖北広域だより」により、リサイクルの方法等の情報提供を随時行う。

② ごみ搬入時のチェック強化

- 許可収集業者等により搬入される可燃ごみについては、搬入時のチェックを強化し、不適物や古紙等資源物の搬入を規制する。

③ 事業系ごみ処理手数料の改定検討

- 現在、事業系ごみの処理手数料を 130 円/10kg としているが、今後の排出状況や近隣市町の動向も踏まえて、適正な処理手数料の改定について検討する。
- 事業系可燃ごみの減量に向け、事業所用可燃ごみ指定袋のサイズの変更を検討する。

第2項 施策推進のための各主体の役割

目標達成のため、当センターが実施する施策に対し、構成市・市民・事業者の協力が必須です。また、各家庭・各事業所においても独自の 3R の取組を実施することが重要です。

(1) 構成市の役割

① 環境教育、普及啓発の充実

- 広報紙・CATV・有線・インターネット等を活用した啓発を実施する。
- ごみの分別等についての出前講座を実施する。
- 住民相互が不用品の交換を行えるよう、不用品交換情報を提供し、リユースを促進する。（長浜市）

② 生ごみ（食品廃棄物）の排出抑制

- 「食べ残しをしない」「料理をつくりすぎない」などを住民への啓発により食品ロス削減対策を拡充する。
- 除去した野菜や果物の皮を水に濡らさないようにしたり、茶がらをしっかり水切りするなど、生ごみの水切りの徹底を強化する。
- 飲食店等を対象に「食べ残しをしない」取組（小盛りメニューの提供など）を実施する店舗の拡大を図る。
- 「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」という「3010運動」を推進する店舗の拡充を図る。



③ 容器包装廃棄物の排出抑制

- マイバッグ持参運動を強化するとともに、小売店等に対して過剰包装の自粛を働きかけ、レジ袋等の削減に努める。
- リターナブルびんや詰め替え用容器式商品の利用（購入）の促進と、使い捨て商品の使用を抑制するなど、市民・事業者へ環境に優しい購買行動などの啓発を実施する。
- 事業者の過剰包装の自粛や詰め替え用容器式商品の販売の促進と、使い捨て商品の販売を抑制するなど環境配慮商品の提供などの取組を促す。

④ 排出抑制のための支援

- 環境推進員等による地域での取組を支援する。
- ごみ減量化に向けた市民活動を支援する。

⑤ 事業系ごみの排出抑制

- 事業者の廃棄物発生量の抑制に向けた自主的な取組を促す。
- 事業所へのごみ減量・リサイクル情報の提供を行う。
- 公用ごみの減量の取組をさらに推進する。

⑥ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- 構成市の公共施設において事務用品や日用品等の庁用品に再生品を使用するとともに、公共事業等において廃材や廃材の再生品等の使用に努める。
- 各家庭における木箱型生ごみ処理器等を活用した堆肥化を推進するため、積極的に普及を図る。(米原市)
- 拠点回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、公用車に使用する。(米原市)

(2) 市民の役割

① 生ごみ（食品廃棄物）の減量化

- 食品ロス削減の取組を拡充する。
【取組例】
 - 料理をつくり過ぎない
 - 冷凍保存を活用する
 - 「賞味期限」を過ぎても、自分で食べられるか判断する
 - 買い物に行く前に冷蔵庫の在庫食品を確認する
 - 残さず食べる など
- 生ごみはぬらさないようにするなど工夫して、水切りに努める。
- 生ごみ処理機器等を活用して家庭内での堆肥化に努める。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

- 買い物時には過剰包装を断り、マイバッグ運動に協力し、買い物袋を持参するなどレジ袋等のごみとなる物の受け取りを自粛していく。
- 皿売り・計り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減する。
- リターナブルびん入り商品や詰め替え用容器式商品を積極的に利用(購入)する。

③ 資源等の分別排出

- 古紙等の集団回収活動に積極的に参加する。
- リターナブルびんは、販売店等に返却するようにする。
- 食品トレイ、紙パック等の店頭回収を積極的に利用する。
- 当センターが実施する資源ごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行っていく。
- 小型家電は、回収ボックスへの排出や、販売店への引き取りにより適正なルートでの処理、再資源化を行う。

④ 積極的な再使用、再生品使用の実施

- リユースショップ、インターネットオークション、フリマアプリなど、行政や民間団体が提供する不用品交換情報やリユース市場等を活用して、家庭の不用品を必要な人に譲る。
- トイレトペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努める。

(3) 事業者の役割

① ごみ排出事業者での取組

- 事業活動にともなって発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び再生利用に努めるものとする。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備する。
- 多量のごみを排出する事業所は、一般廃棄物減量化計画を作成し実行していく。また、従業員に対してごみ減量化・再資源化に関する意識の高揚を図っていく。
- 事業所内で発生する古紙等の資源物は、分別を徹底し資源回収業者へ出す。
- 事業所で使用する事務用品や日用品等に再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- 「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化・減量化を推進する。
- ごみを排出する場合は、当センターの施設へ直接搬入するか又は許可業者に委託する。
- センターホームページ・広報・事業所用こほくる〜等を情報提供元としてごみ減量化やリサイクルの推進を図る。

② 製造事業者での取組

- 使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努める。
- 有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図る。
- 再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努める。
- 宣伝広告を通じて消費者にごみ減量化・再生利用の意識高揚を行う。

③ 流通・販売事業者での取組

- 過剰包装を行わず適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行っていく。
- 使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努める。
- 容器包装等の回収ルートの整備に努める。
- 家電リサイクル法対象の家電4品目以外の家電製品等についても極力引き取るよう努める。
- 消費者にマイバッグの持参を呼びかける。
- 消費者へ再生品の利用・促進を促す。

④ 飲食店等での取組

- 「食べ残しをしない」取組（小盛りメニューの提供など）を推進する。
- 「宴会の開始から 30 分と、閉宴 10 分前には席に座って食事を楽しみましょう」という「3010 運動」を推進する。

第4節 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

第1項 収集・運搬計画

(1) 計画の方針

ごみ排出方法(ルール)の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集・運搬体制を確立していくものとします。

(2) ごみの分別区分及び収集・運搬体制

当センターは、令和 10 年 4 月稼働を目指し、ごみ焼却施設（熱回収施設）の整備を計画しています。そこで、サーマルリサイクルを推進するために「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」の分別区分の変更が必要になります。ただし、当面はクリスタルプラザで「プラスチック製容器包装」等の現行の適正処理を継続するため、表 2-24 に示すとおり現状のごみの分別区分を継続します。今後は、表 2-25 に示すとおり令和 10 年度 4 月稼働予定の新しいごみ焼却施設（熱回収施設）の整備に合わせて、現在分別収集している「プラスチック製容器包装」、「発泡スチロール」を分別区分から外し、熱資源として活用するため、分別区分を可燃ごみとすることを計画します。

収集・運搬体制は、当面現状どおりとし、令和 9 年度まで継続するものとしますが、令和 10 年度のリサイクル方法の変更に伴い、収集・運搬体制については、構成市と連携して今後検討していきます。

表 2-24 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（令和9年度まで）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接持込施設	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず・木くず、ビデオテープ、紙おむつ等	週2回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、小型電気製品等	月1回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋5袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ （可燃性粗大ごみ含む）	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年2回 ※エフ	○	○*	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の電話申込があったもの	地域指定の 収集日	自宅付近 （電話確認した場所）		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、アルミ缶・スチール缶、	月2回 回収容器	○	○
	スプレー缶 （燃料缶等）			カセットボンベ、ヘアスプレー缶、塗料用の缶、エンジンオイル缶、ガソリン容器等	○
	ガラスびん	無色びん	月2回 各分別の 回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月2回 回収容器	○	○
	発泡スチロール		月2回 回収容器	○	○
	プラスチック製容器包装		月2回 透明袋	○	○
	紙パック		月2回 回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月2回 紐結束	○	×
		ダンボール		○	×
		雑誌・チラシ		○	×
	古布(古着)		月2回 透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月2回 回収容器	○	○
	ライター		月2回 回収容器	○	○
使用済み蛍光管		年2回 回収容器	○	○	

注) ※エフは集積所収集用で当該年度のみ有効。施設持込への使用は不可

表 2-25 ごみの分別区分及び収集・運搬体制（令和 10 年度以降）

分別区分		収集回数等	ごみの出し方		
			集積所	直接持込施設	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず・木くず、ビデオテープ、紙おむつ、発泡スチロール、プラスチック製容器包装等	週 2 回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
不燃ごみ	硬いプラスチックの製品、食器（陶器等）類、金属、小型電気製品等	月 1 回 指定袋	○	○	
	引越し、大掃除等の一時的に出る大量ごみ	直接持込	×	○	
	瓦、レンガ、ブロック等のがれき類、土のう袋 5 袋程度まで	直接持込	×	○	
粗大ごみ （可燃性粗大ごみ含む）	ごみ指定袋に入らない大きさで学習机程度まで	年 2 回 ※エフ	○	○*	
	粗大ごみのうち、市民より戸別収集の電話申込があったもの	地域指定の 収集日	自宅付近 （電話確認した場所）		
	引越し、大掃除等の一時的に出るもの、大量ごみ、集積所排出の大きさの制限を超えるもの	直接持込	×	○	
資源ごみ	空き缶	飲料水の缶、菓子、缶詰、海苔の缶等、アルミ缶・スチール缶、	月 2 回 回収容器	○	○
	スプレー缶 （燃料缶等）	カセットボンベ、ヘアスプレー缶、塗料用の缶、エンジンオイル缶、ガソリン容器等		○	○
	ガラスびん	無色びん	月 2 回 各色別の 回収容器	○	○
		茶色びん		○	○
		その他有色びん		○	○
	ペットボトル		月 2 回 回収容器	○	○
	紙パック		月 2 回 回収容器	○	○
	古紙	新聞紙	月 2 回 紐結束	○	×
		ダンボール		○	×
		雑誌・チラシ		○	×
	古布(古着)		月 2 回 透明袋	○	○
	使用済み乾電池類		月 2 回 回収容器	○	○
	ライター		月 2 回 回収容器	○	○
使用済み蛍光管		年 2 回 回収容器	○	○	

注) ※エフは集積所収集用で当該年度のみ有効。施設持込への使用は不可

(3) 収集・運搬量の見込み

家庭系ごみの収集・運搬量の見込みは、表 2-26 に示すとおりです。

いずれの分別区分も減少傾向にあり、令和 11 年度の収集・運搬量は、可燃ごみ 19,016 t、不燃ごみ 1,919 t、粗大ごみ 717 t、資源ごみ 4,317 t を見込んでいます。

表 2-26 収集・運搬量の見込み

(単位：t)

分別区分	実績値	推計値	
	平成 29 年度 (現状)	令和 6 年度 (中間目標)	令和 11 年度 (目標年度)
可燃ごみ	20,777	19,059	19,016
不燃ごみ	2,001	1,953	1,919
粗大ごみ	746	730	717
資源ごみ	5,732	5,599	4,317
合計	29,256	27,341	25,969

第2項 中間処理計画

(1) 計画の方針

当センターでは、適正な維持管理及び極力減量化・減容化・資源化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

また、当センターでは令和 10 年 4 月よりごみ焼却施設（熱回収施設）及びリサイクル施設の稼働を予定しています。施設の更新により適正な維持管理及び、定期的な点検補修を行うことにより安定した運転を継続していきます。

(2) 運営・管理体制

中間処理は、現在、委託により実施しており今後も継続するものとします。

(3) 中間処理対象ごみ及び処理方法

中間処理の方法は、表 2-27 に示すように、令和 9 年度までは現行の処理体制を維持していきますが、今後の排出状況や関係法令の改正等に応じて変更していくものとします。

当センターでは、令和 10 年 4 月稼働を目指したごみ焼却施設（熱回収施設）及びリサイクル施設の整備を計画し、マテリアルリサイクルからサーマルリサイクルへの転換を図っていきます。そのため、令和 10 年度以降の中間処理対象ごみ及び処理方法を表 2-28 及び図 2-15 に示すように変更していきます。

表 2-27 中間処理対象ごみ及び処理方法（令和 9 年度まで）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ		クリスタルプラザ	焼却	焼却残渣：埋立処分
資源ごみ	ガラスびん	クリスタルプラザ	一時保管	資源回収業者引渡
	古布（古着）			
	紙パック		一時保管・圧縮梱包	選別残渣：焼却処理 資源化物：資源回収業者引渡 再資源化業者引渡
	プラスチック製 容器包装			
	発泡スチロール	一時保管・溶解固化		
	ペットボトル	—	—	資源回収業者売却
	空き缶			
	古紙			
	使用済み乾電池類	クリーンプラント	一時保管	資源回収業者引渡
	使用済み蛍光管			
ライター				
不燃ごみ （破碎ごみ）	クリーンプラント	破碎選別 ※小型家電は破碎前 に選別	可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 鉄類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡	
粗大ごみ （破碎ごみ）				
粗大ごみ （自転車）		一時保管	自転車：資源回収業者 売却	

表 2-28 中間処理対象ごみ及び処理方法（令和 10 年度以降）

ごみの種類		処理施設	処理方法	二次処理
可燃ごみ （プラスチック製容器包装、 発泡スチロールを含む）		ごみ焼却施設 （熱回収施設）	焼却 （今後、施設整備 計画で検討を行う。）	焼却残渣：埋立処分又は 有効利用
資源ごみ	ガラスびん	リサイクル施設	一時保管 （今後、施設整備 計画で検討を行う。）	資源回収業者引渡
	古布（古着）			
	紙パック			
	ペットボトル			
	空き缶		破碎選別 （詳細は、施設整備 計画で検討を行う。） ※小型家電は破碎前 に選別	可燃物：焼却処理 不燃物：埋立処分 鉄類：資源回収業者 売却 アルミ：資源回収業者 売却 小型家電：認定事業者 引渡
	古紙			
	使用済み乾電池類			
	使用済み蛍光管			
ライター	一時保管	自転車：資源回収業者 売却		
不燃ごみ （破碎ごみ）				
粗大ごみ （破碎ごみ）				
粗大ごみ （自転車）				

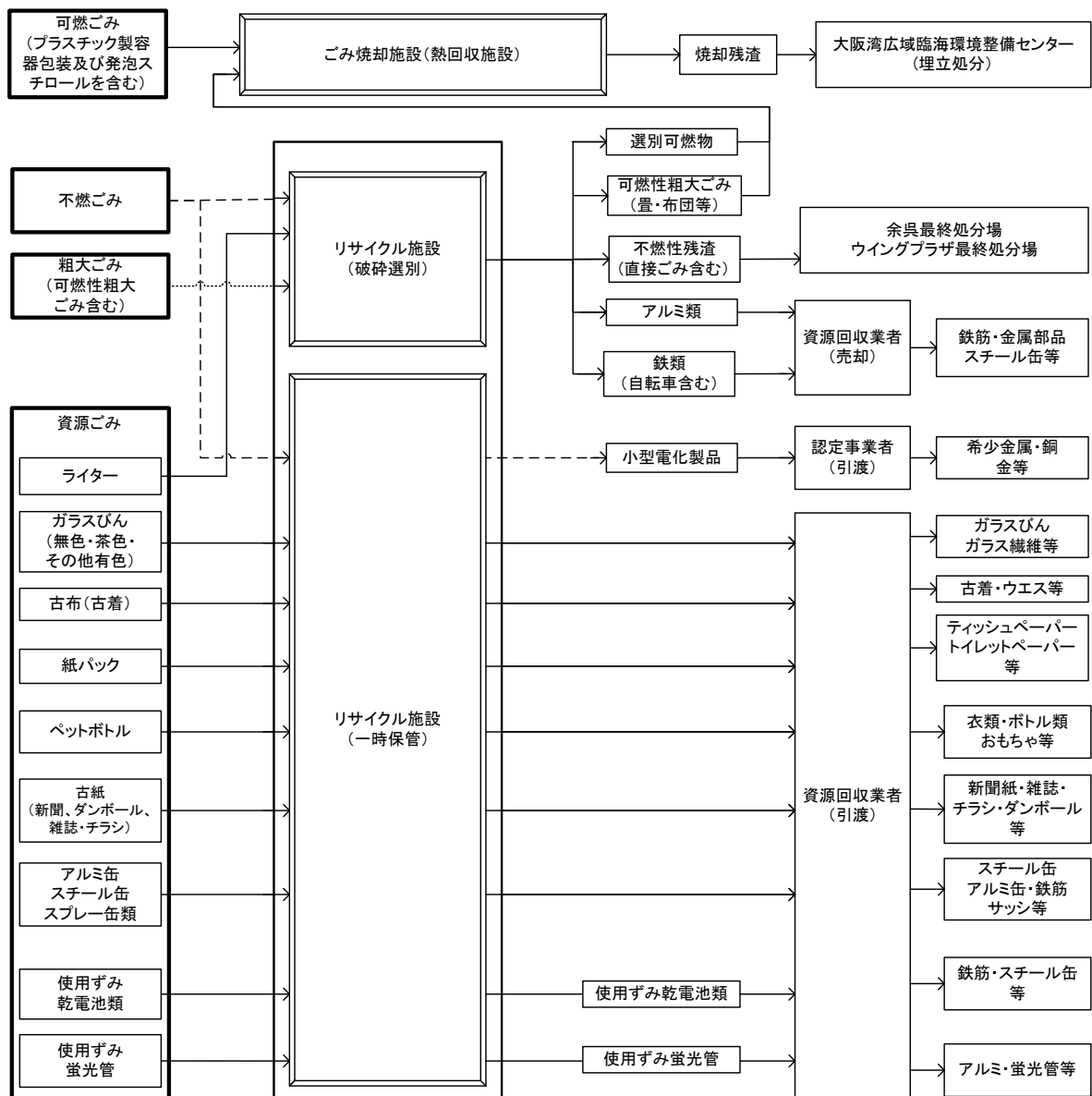


図 2-15 令和 10 年度以降の将来のごみ処理フロー

(4) 中間処理量の見込み

当センターの中間処理施設における中間処理量の見込みは、表 2-29 に示すとおりです。

令和 11 年度の中間処理量は、焼却処理量 34,378 t、破碎選別処理 4,459 t、一時保管 5,187 t を見込んでいます。

表 2-29 中間処理量の見込み

(単位：t)

処理区分	実績値	推計値	
	平成 29 年度 (現状)	令和 6 年度 (中間目標)	令和 11 年度 (目標年度)
焼却処理	36,885	34,770	34,378
破碎選別処理	4,234	4,212	4,459
一時保管	6,440	6,303	5,187

注) 令和 11 年度の焼却処理には現「プラスチック製容器包装」及び「発泡スチロール」の量を含む

第3項 最終処分計画

(1) 計画の方針

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。

(2) 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物及び最終処分方法を表 2-30 に示します。平成 27 年 4 月より、ウイングプラザ-最終処分場(計画埋立期間：令和 27 年 3 月まで)にて最終処分を行うとともに、余呉一般廃棄物最終処分場でも引き続き埋立を実施します。

なお、焼却残渣の埋立は平成 19 年度から大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）に委託しています。

表 2-30 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物		ウイングプラザ -最終処分場	余呉一般廃棄物 最終処分場	大阪湾広域臨海 環境整備センター
不燃ごみ (埋立ごみ)	ガレキ 河川清掃ごみ 火災ごみ	○	—	—
破碎選別残渣	不燃物	○	○	—
焼却残渣	主灰、固化飛灰、 燃え殻の金属屑等	—	—	○ (H19~)

(3) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みは、表 2-31 に示すとおりです。

令和 11 年度の最終処分量は 4,589 t で、焼却残渣が 3,438 t、その他（不燃残渣等）が 1,151 t を見込んでいます。

表 2-31 最終処分量の見込み

(単位：t)

	実績値	推計値	
	平成 29 年度 (現状)	令和 6 年度 (中間目標)	令和 11 年度 (目標年度)
焼却残渣	4,289	4,044	3,438
その他（不燃残渣等）	1,181	1,169	1,151
合計	5,470	5,213	4,589

第3章 ごみ処理の施設の整備に関する事項

国は平成30年6月に、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする、新一般廃棄物処理施設整備計画を閣議決定しています。この整備計画については、再使用、再生利用、熱回収の順に可能な限り循環的な利用を徹底することに加えて、大規模災害に備えて広域圏での処理体制を構築し、各施設が備える能力を発揮できるよう整備しておくことが必要であるとし、老朽化が進む廃棄物処理施設の適切なタイミングでの更新・改良を行い、システムの強靱化を確保することとしています。さらに、廃棄物処理施設の整備に当たっては、廃棄物処理施設の省エネルギー・創エネルギー化を進め、回収エネルギーの熱供給による地域還元の取組を促進するなど、地域全体で温室効果ガスの排出抑制やエネルギー消費の低減を図ることが重要であるとしています。

当センターでは、令和10年4月に稼働予定のごみ焼却施設（熱回収施設）等の整備計画作成を進めています。

本章では、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成28年3月改訂）」を踏まえた上で、ごみ処理施設の整備に関する事項を定めます。

第1節 施設整備の基本理念

基本理念は、「湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針（平成28年3月改訂）」に以下のとおり定めました。

【施設整備の基本理念】

廃棄物処理法では、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にする事により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること」を制定の目的としており、市民生活に欠かせない一般廃棄物処理施設の整備を行う上で環境保全への配慮をはじめとする施設整備の基本概念を遵守する事が重要である。

近年、処理技術の発達により、処理施設が周辺に及ぼす環境負荷の低減は進んでいることから、今後は、省エネルギー化・創エネルギー化を進め地域の廃棄物処理システム全体でエネルギー消費の低減及び温室効果ガスの排出抑制を図っていくことが求められている。

このことから、次期施設の整備に当たっては、焼却施設の回収熱エネルギーの効率的な有効利用と設備・維持管理の合理化による電力使用量と二酸化炭素排出量の抑制を図り、低炭素社会や循環型社会形成の推進に貢献するものとする。

第2節 現有施設の概況

当センターの現有施設については、第2編第1章第2節第3項中間処理施設・最終処分場の現状に記載したとおりですが、ここでは各施設の稼働状況等について整理します。

① クリスタルプラザ-焼却施設及びクリスタルプラザ-リサイクル施設

- 平成11年4月稼働開始。
- 関係地元自治会との協定書により稼働開始後30年で移転することが定められている。
- 施設維持管理の中長期計画を策定し、令和9年度までの施設稼働を計画している。
- 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持している。

② クリーンプラント-粗大ごみ処理施設

- 平成2年4月稼働開始。
- 施設維持管理の中長期計画を策定し、令和9年度までの施設稼働を計画している。
- 施設定期整備の中で設備更新を行い、安定処理を維持している。

③ 伊香クリーンプラザ-焼却施設・破碎選別施設

- 平成9年4月稼働開始。
- 焼却施設は、平成25年4月から稼働を休止し、現在クリスタルプラザへ統合している。
- 不燃・粗大ごみの破碎選別施設は、平成28年4月から稼働を休止し、現在クリーンプラントへ統合している。

④ クリーンプラント-最終処分場

- 平成2年4月稼働開始。
- 平成27年3月に埋立を完了し、廃止に向けて、適正な維持管理を行っている。

⑤ ウイングプラザ-最終処分場

- 平成27年4月埋立開始。(計画埋立期間は、令和27年3月までの30年間)

⑥ 余呉一般廃棄物最終処分場

- 昭和61年4月埋立開始。管理は委託により月数回の点検を実施。
- 平成29年度実績で、埋立容量(35,800m³)に対する残余容量は14,491m³であり、残余率は40.5%となっている。埋立年数には余裕がある。
- 特別豪雪地帯に位置しており、毎年12月頃～翌年5月頃まで積雪により、搬入ができないが、浸出水処理施設の維持管理は通年で実施している。

第3節 今後整備する施設の規模

第2編第2章第2節で設定した数値目標を踏まえ、今後整備を予定する施設の規模を算出します。

第1項 ごみ焼却施設（熱回収施設）

ごみ焼却施設（熱回収施設）の施設規模を以下の算定式を用いて算出します。

■施設規模算定式（平成15年12月15日付環境廃棄対策発031215002号）
 施設規模＝計画年間日平均処理量（令和10年度）÷実稼働率÷調整稼働率
 ※実稼働率＝280日/365日＝0.767（年間停止日数は85日とする）
 調整稼働率＝0.96（故障・一時休止・能力低下による係数）

資料)「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017年改定版 全国都市清掃会議」

また、処理対象量を表2-32に示します。

施設規模の算出は、施設の稼働開始予定年度から7年間（令和10年度～令和16年度）のうちごみ量が最大となる年度のごみ量を計画処理量とするのが一般的です。本計画では、今後ごみ量は減少する見込みであるため、令和10年度のごみ量を計画処理量とします。

表 2-32 ごみ焼却施設（熱回収施設）の処理対象量（令和10年度）

（単位：t）

項目		計画ごみ処理量
可燃ごみ	家庭系（収集）	19,265 t/年
	家庭系（持込）	1,246 t/年
	事業系	10,967 t/年
	事業系（公用）	521 t/年
	計	31,999 t/年
可燃性粗大ごみ（畳・布団等）		177 t/年
リサイクル施設の可燃残渣		2,515 t/年
し渣		605 t/年
合計（災害廃棄物除く）		35,296 t/年

算定式及び処理対象量より算出される施設の規模は以下のとおりです。

<施設規模>
 処理規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率
 ＝（35,296÷365日）÷0.767÷0.96
 ≒132t/日

なお、ごみ焼却施設（熱回収施設）の整備に当たっては災害時に発生する地域における災害廃棄物の受入に備えることが必要です。そのため、災害廃棄物の処理分として、表2-33に示す④年間処理量の実績に対する負担率の中位シナリオを参考に、施設規模の10%を加算します。

表 2-33 既存施設における処理可能な災害廃棄物の見込み量

＜一般廃棄物焼却（溶融）処理施設＞

	低位シナリオ	中位シナリオ	高位シナリオ
①稼働年数	20年超の施設を除外	30年超の施設を除外	制約なし
②処理能力（公称能力）	100 t /日未満の施設を除外	50 t /日未満の施設を除外	30 t /日未満の施設を除外
③処理能力（公称能力）に対する余裕分の割合	20%未満の施設を除外	10%未満の施設を除外	制約なし
④年間処理量の実績に対する分担率	最大で5%	最大で10%	最大で20%

注) 中位シナリオ：東日本大震災における事例等を参考に、現在の稼働状況に対する負荷を考慮して安全側となる低位シナリオから、災害廃棄物の処理を最大限行うと想定した高位シナリオ、その中間となる中位シナリオ

出典) 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部（平成 27 年 11 月）

巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて中間とりまとめ（平成 26 年 3 月）

＜施設規模（災害廃棄物を含む）＞

施設規模＝処理規模＋処理規模の 10%（災害廃棄物処理分）

≒145t/日

【新ごみ焼却施設（熱回収施設）の規模】

145t/日

第2項 リサイクル施設

リサイクル施設の施設規模を以下の算定式を用いて算出します。

■施設規模算定式（平成 4 年 2 月 7 日付衛環第 46 号）

施設規模＝計画年間日平均処理量（令和 10 年度）×計画月最大変動係数÷実稼働率

※実稼働率＝240 日/365 日＝0.658（月 20 日×12 ヶ月稼働と想定）

計画月最大変動係数＝1.15

資料)「ごみ処理施設構造指針解説 全国都市清掃会議」

また、処理対象量を表 2-34 に示します。

施設規模の算出は、施設の稼働開始予定年度から 7 年間（令和 10 年度～令和 16 年度）のうちごみ量が最大となる年度のごみ量を計画処理量とするのが一般的です。本計画では、今後ごみ量は減少する見込みであるため、令和 10 年度のごみ量を計画処理量とします。

表 2-34 リサイクル施設の処理対象量（令和 10 年度）

項目		計画ごみ処理量
不燃ごみ	家庭系（収集）	1,926 t/年
	家庭系（持込）	374 t/年
	事業系（公用）	286 t/年
	計	2,586 t/年
粗大ごみ	家庭系（収集）	719 t/年
	家庭系（持込）	1,243 t/年
	事業系（公用）	103 t/年
	計	2,065 t/年
資源ごみ	ライター	3 t/年
合計	総量	4,654 t/年
	可燃性粗大ごみ除く	4,477 t/年

算定式及び処理対象量より算出される施設の規模は以下のとおりです。

<施設規模>

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{計画年間日平均処理量} \times \text{計画月最大変動係数} \div \text{実稼働率} \\ &= (4,477 \div 365) \times 1.15 \div 0.658 \\ &\approx 22\text{t/日} \end{aligned}$$

【リサイクル施設の規模】

22t/日

第3項 最終処分場

平成 27 年 4 月より、ウイングプラザ-最終処分場(計画埋立期間：令和 27 年 3 月まで)にて最終処分を行うとともに、余呉一般廃棄物最終処分場でも引き続き埋立を実施します。

なお、焼却残渣の埋立は平成 19 年度から大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）に委託しています。

不燃残渣等については、ウイングプラザ-最終処分場及び余呉一般廃棄物最終処分場にて処分を行うこととします。

第4章 その他関連計画

第1節 適正処理困難物等処理計画

第1項 適正処理困難物対策の推進

(1) 回収・処理ルートが確立されているもの

以下に示す適正処理困難物については、それぞれのルートで処理すべく構成市を通じ今後とも啓発に努めるとともに、それぞれの引取り・処理・処分事業者についても一層の協力を求めます。

1) 指定適正処理困難物

廃棄物処理法で指定されている廃スプリングマットレス、廃自動車タイヤ、廃テレビ、廃冷蔵庫のうち、廃スプリングマットレス以外は業界による引取システムが整備されており、そのルートに則って処理されています。

2) 家電リサイクル法による指定適正処理困難廃棄物

同法で指定されているテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、液晶・プラズマテレビについてもすでに家電メーカーによる回収・リサイクルのルートが確立されています。

3) 資源有効利用促進法による指定適正処理困難廃棄物

同法で指定されているパソコン・小型二次電池（充電式）についてもメーカーや電器店等による回収・再資源化が図られています。

4) 医療系廃棄物

危険性・感染性廃棄物としての在宅医療器具（注射針、点滴チューブ等）は、現在各医療機関へ持ち込むことで引取り・処分を依頼しており、今後も医師会を通じて更なる協力を要請します。なお、医療機関自らが排出する医療系廃棄物については、それぞれで自己処理若しくは専門処理業者に委託処理されています。

(2) その他の適正処理困難物

バッテリー、オートバイ、ピアノ、LP ガスボンベ、FRP 製品（船艇等）、消火器等にそれぞれの購入時の店舗へ持ち込むことで処理ルートがありますが、不完全な部分もあり、さらに調査の上、処理ルートを明確にします。

廃スプリングマットレス、耐火金庫、塗料や溶剤、農薬や化学薬品等については製造・販売事業者の個別的な対応に任されており、回収システムやルートが構築されていないので販売店や廃品処理事業者等と連携を密にし、処理・処分ルートの確立を図ります。

1) 適正処理困難物の受入先の周知

構成市を通じ、市民に適正処理困難物の特定と受入先を紹介、周知を図ります。

2) 適正処理困難物の受入先に係る問題点

- 受け入れ基準のばらつき。
- 処理処分手数料のばらつき。
- 受け入れ対象外物の処置。

第2項 有害廃棄物対策の推進

特別管理一般廃棄物等の有害廃棄物処理対策の推進を図ります。

(1) 特別管理一般廃棄物

1) ばいじんの処理

焼却施設で発生する「ばいじん」としての飛灰については安定化処理し、平成 19 年度からは大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス処分場）へ搬入しています。今後も環境保全と労働安全の向上に努めます。

2) 医療系廃棄物対策の推進

医療系廃棄物については前記第 1 項. (1). 4)によります。

(2) その他の有害廃棄物

1) フロンガス対策

平成 7 年度から廃冷蔵庫・エアコンのフロンガス抜き取り業務を行ってきましたが、平成 13 年 4 月から施行の家電リサイクル法により家電メーカーによる回収が義務づけられ、現在はそのルートで処理されているので、今後さらに市民・販売店等に啓発と周知徹底を図ります。

第2節 計画推進体制

計画を進めていくには、市民・事業者・行政（当センター及び構成市）は、各々の役割に応じて積極的・自発的に取り組む必要があり、三者の協働、連携が重要です。

第3節 情報管理計画

ごみの排出・収集・処理・処分・資源化に関する情報管理システムを確立し、情報の収集・管理・提供を容易に実行できるような体制を整えます。

第4節 計画実施スケジュール

第1項 進行管理計画

(1) 進行管理

本計画の進行管理においては、図 2-16 に示す Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる PDCA サイクルにより、目標値や施策の進捗状況を継続的に点検し、改善を図っていくものとします。特に、本計画の策定から5年を目処に計画の見直しを行い、新たな施策の導入、社会情勢の変化への対応を検討します。なお、計画の見直しに当たっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況を当センターや構成市の広報・ホームページ等で公表するとともに、進捗状況に応じて市民・事業者に対して理解と協力を働きかけていきます。

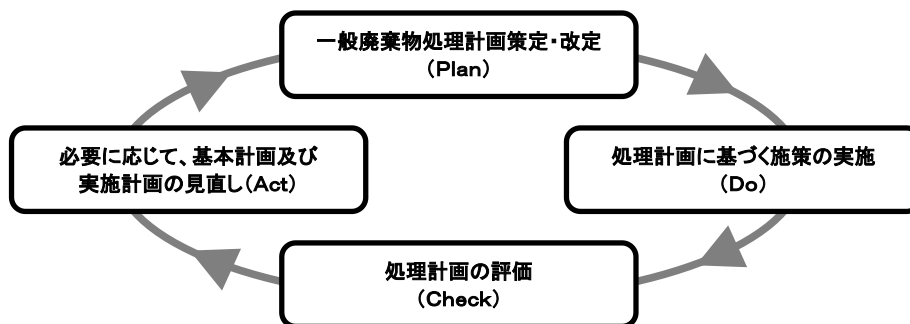


図 2-16 進行管理 (PDCA サイクル) の概念図

(2) チェック体制の検討

計画の見直しに当たって、本計画で定めた目標値に対する達成状況の検証や、施策の実施状況とその効果についての評価は、当センターと構成市である長浜市、米原市の三者で、毎年度、減量目標の達成状況、各施策の取組状況、問題点、改善点等を協議していきます。

さらに、その評価結果を当センターのホームページだけでなく、長浜市、米原市のホームページにも公開し、市民、事業者で目標値の達成状況、施策の進捗状況の共有化を図ります。

第2項 計画実施スケジュール

本計画の実施スケジュールは、表 2-35 に示すとおりです。

表 2-35 計画実施スケジュール

施策		年度											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
排出抑制・再資源化促進のための施策	家庭系ごみの排出抑制・再資源化促進	①環境教育、普及啓発の充実											
		②資源物の抜き取り防止対策											
		③住民ニーズや高齢化社会に対応した収集サービスの提供											
		④小型家電等の資源物の回収											
		⑤-1 家庭系ごみ処理手数料の改定											
		⑤-2 家庭系指定袋サイズの見直し											
	事業系ごみの排出抑制・再資源化促進	①減量やリサイクルに関する積極的な情報提供											
		②ごみ搬入時のチェック強化											
		③-1 事業系ごみ処理手数料の改定											
		③-2 事業系用可燃ごみ指定袋のサイズの見直し											
施設整備	新ごみ焼却施設(熱回収施設)												
	リサイクル施設												
計画の進行管理		PDCAサイクルによる進行管理											
							見直し						見直し

※施設の整備スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

第 3 編 生活排水処理基本計画編

第3編 生活排水処理基本計画編

第1章 生活排水処理の現状及び課題

第1節 生活排水処理の状況

第1項 生活排水処理体系の概要

現状の生活排水処理体系の概要を図 3-1 に示します。

圏域で発生する生活雑排水及びし尿は、構成市の公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽（し尿）及び当センターのし尿処理施設（し尿）で処理していますが、一部の生活雑排水（単独処理浄化槽とし尿汲み取りの家庭分）は未処理のまま河川等の公共用水域に放流されています。

また、農業集落排水施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生する汚泥については、当センターのし尿処理施設で処理しています。

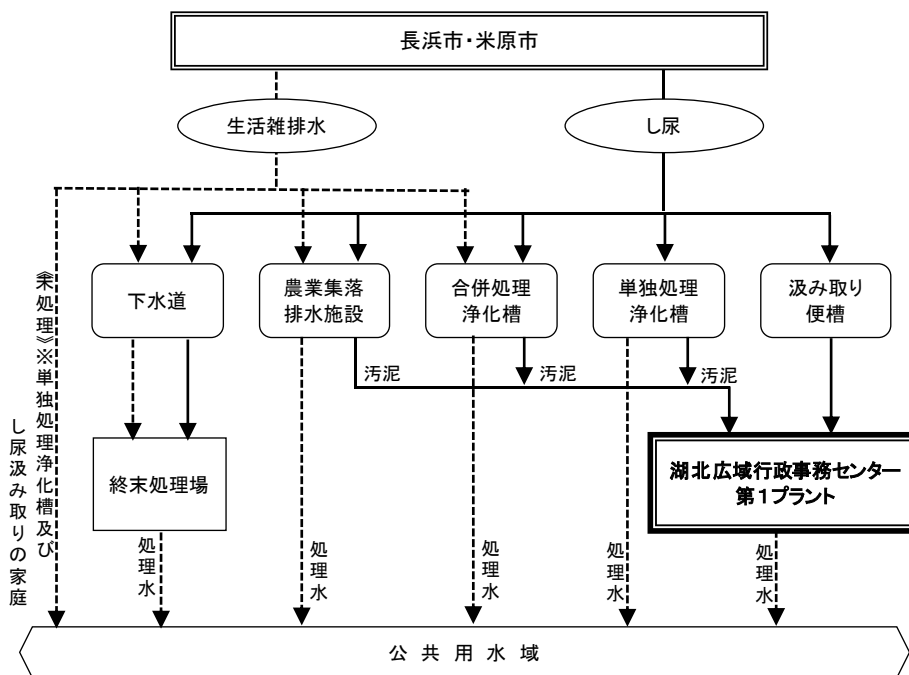


図 3-1 現状の生活排水処理体系

※平成 12 年の浄化槽法一部改正により単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義し、既設の単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」として浄化槽法の適用対象としているが、圏域では未だ単独処理浄化槽が残存しており、「浄化槽」という表現が間違いを生じやすいため、本計画では従来どおり「合併処理浄化槽」及び「単独処理浄化槽」と記載することとする。

- ・単独処理浄化槽：し尿のみ処理
- ・合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水を併せて処理

第2項 生活排水処理形態別人口の実績

圏域における生活排水処理形態別人口の実績を表 3-1 及び図 3-2 に示します。

平成 29 年度末現在で、計画処理区域内人口 159,010 人のうち 151,627 人については、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による生活排水の適正処理がなされており、圏域の水洗化・生活雑排水処理率（以下「生活排水処理率」という。）は 95.4%となっています。

表 3-1 圏域の生活排水処理形態別人口の実績

(単位：人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 計画処理区域内人口	163,629	162,178	161,176	160,139	159,010
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	153,362	153,138	152,880	152,215	151,627
水洗化・生活雑排水処理率	93.7%	94.4%	94.9%	95.1%	95.4%
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併浄化槽	4,175	3,803	3,629	3,501	3,342
(3) 下水道	119,725	120,247	120,468	120,710	121,081
(4) 農業集落排水施設	29,462	29,088	28,783	28,004	27,204
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,955	3,434	3,227	3,083	3,013
4. 非水洗化人口	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370
(1) し尿収集人口	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

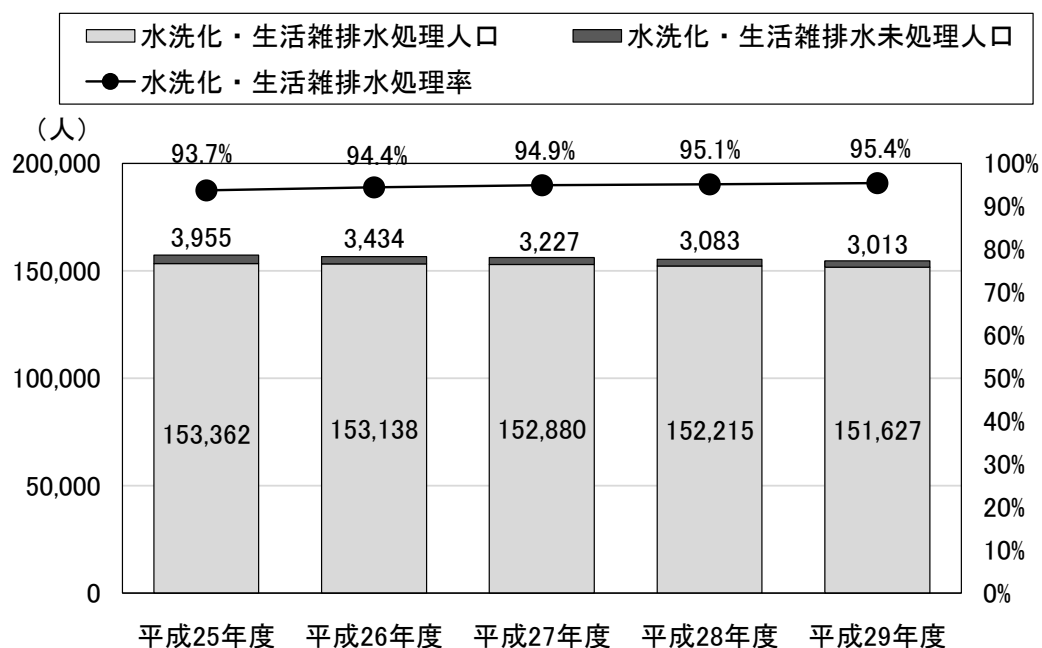


図 3-2 圏域の生活排水処理形態別人口の推移

第3項 生活排水処理施設の整備状況

(1) 公共下水道

圏域は、琵琶湖流域下水道東北部処理区に含まれており、構成市では人口密集地域は、流域関連公共下水道により下水道の整備を図ることとしています。

東北部処理区は、図 3-3 に示すように彦根市や長浜市をはじめとする県東北部の 4 市 4 町を対象としています。

下水処理場の概要を表 3-2 に示します。昭和 61 年度から処理場敷地造成工事に着手し、平成 3 年 4 月から一部供用を開始し、計画処理水量は全体計画で約 205,800m³/日です。

また、構成市の計画概要は、表 3-3 に示すとおりです。

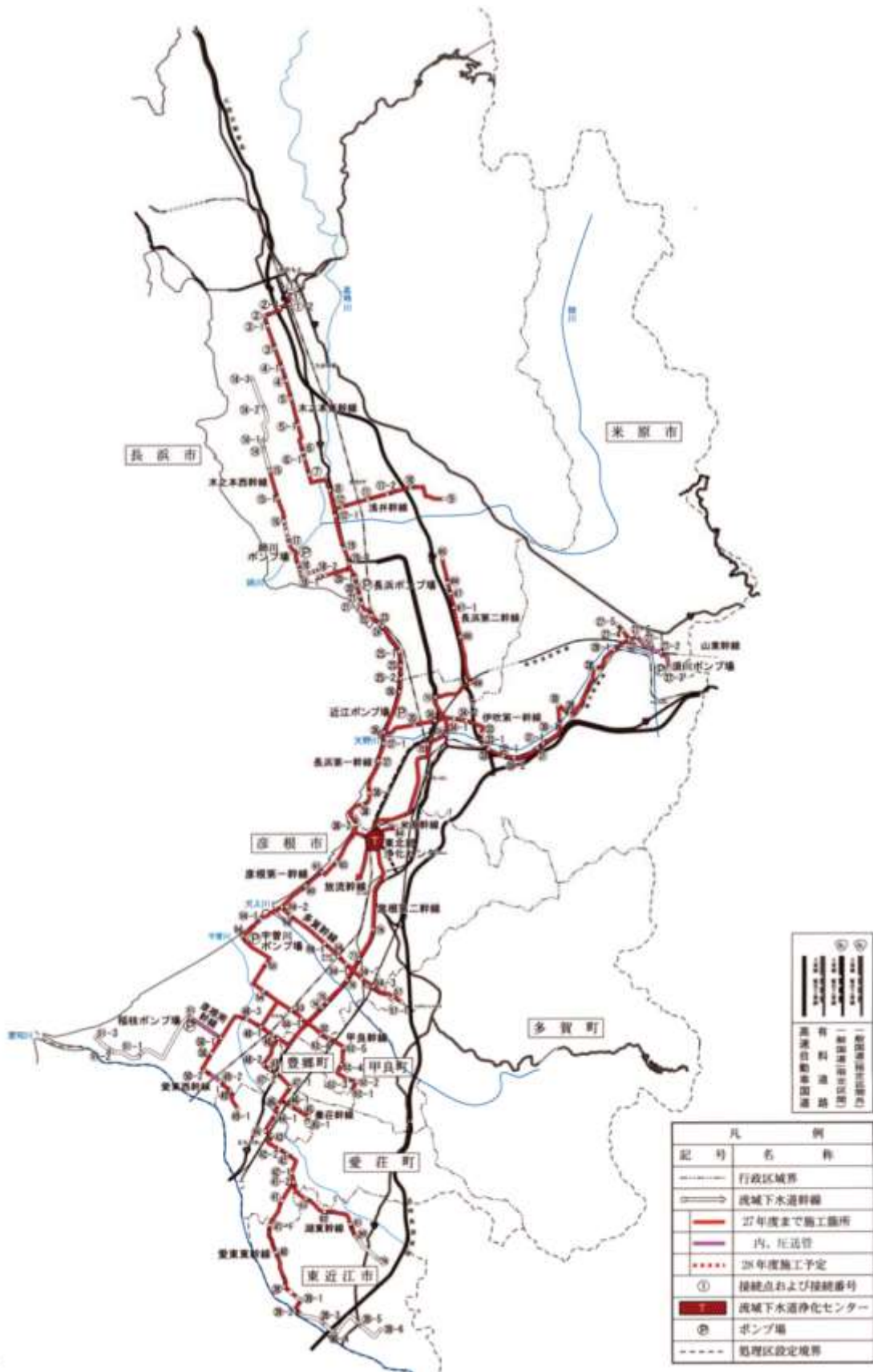
表 3-2 下水処理場の概要（全体計画）

施設名称	東北部浄化センター
位置	彦根市松原町及び米原市磯地先
処理場面積	約 46.7ha
下水排除方式	分流式
処理方式	凝集剤添加活性汚泥循環変法＋砂ろ過式
処理能力	全体計画 約 205,800m ³ /日 平成 24 年度末現在 120,750m ³ /日
処理区域面積	全体計画 約 13,645ha 平成 24 年度末現在 9,306.64ha
処理対象人口	全体計画 約 344,890 人 平成 24 年度末現在 262,321 人
関係市町	4 市 4 町
供用開始	平成 3 年 4 月 1 日

表 3-3 構成市における下水道事業の概要

区分	基本計画			認可計画		
	目標年度	処理区域 (ha)	処理人口 (人)	目標年度	処理区域 (ha)	処理人口 (人)
長浜市	令和 7 年	5,034.0	122,290	令和 2 年	4,508.2	111,470
米原市	令和 7 年	2,179.6	40,600	令和 2 年	1,933.0	37,130

資料) 各市資料による



出典) 平成 28 年度 滋賀県の下水道事業

図 3-3 琵琶湖流域下水道 東北部処理区幹線管渠図

平成 29 年度末現在の下水道整備状況は表 3-4 に示すように、圏域で普及率が 88.0%、水洗化率が 93.5%となっており、構成市別では長浜市で普及率が 84.2%、水洗化率が 93.6%、米原市で普及率が 100.0%、水洗化率が 93.2%となっています。

表 3-4 公共下水道の整備状況（平成 29 年度末現在）

区分		敷地面積 (ha)		行政区域内人口 (人)	処理区域内人口 (人)		水洗化人口(人)	
			整備率			普及率		水洗化率
長浜市	長浜地域	1,634.80	95.9%	61,415	56,505	92.0%	53,994	95.6%
	浅井地域	596.20	100.0%	13,008	11,770	90.5%	11,455	97.3%
	びわ地域	139.20	100.0%	6,807	1,697	24.9%	1,664	98.1%
	虎姫地域	230.20	99.3%	5,017	5,017	100.0%	4,002	79.8%
	湖北地域	155.70	100.0%	8,540	3,396	39.8%	3,350	98.6%
	高月地域	468.60	100.0%	9,765	9,099	93.2%	8,481	93.2%
	木之本地域	321.40	99.6%	7,119	6,527	91.7%	5,025	77.0%
	合計	3,546.10	99.3%	111,671	94,011	84.2%	87,971	93.6%
米原市	山東地域	476.52	100.0%	9,311	9,311	100.0%	8,357	89.8%
	伊吹地域	330.10	100.0%	4,177	4,177	100.0%	4,136	99.0%
	米原地域	566.74	100.0%	11,533	11,533	100.0%	10,539	91.4%
	近江地域	390.79	100.0%	10,492	10,492	100.0%	10,078	96.1%
	合計	1,764.15	100.0%	35,513	35,513	100.0%	33,110	93.2%
圏域合計		5,310.25	99.5%	147,184	129,524	88.0%	121,081	93.5%

資料) 各市資料による

(2) 農業集落排水施設

圏域における農業集落排水施設の概要を表 3-5 及び表 3-6 に示します。

長浜市で 58 地区、米原市で 11 地区の合計 69 地区で処理が行われており、公共下水道に順次接続していく予定です。

平成 29 年度末現在の処理区域内での農業集落排水施設の接続率は、長浜市が 96.9%、米原市が 95.0%となっており、圏域では 96.7%となっています。

表 3-5 農業集落排水施設の整備状況（平成 29 年度末現在）

地域名	処理区名	計画人口 (人)	供用開始 年月	平成29年度実績			備考
				区域内人口 (人)	接続人口 (人)	接続率	
長浜市	長浜地域	今	H3. 4	291	286	98.3%	今町
		鳥羽上	H6. 2	354	352	99.4%	鳥羽上町
		常喜・本庄	H6. 6	889	889	100.0%	常喜・本庄町
		八条	H7. 5	284	277	97.5%	八条町
		泉・国友郷	H8. 1	1,021	1,004	98.3%	下之郷町・国友町・泉町
		神田	H9. 5	1,208	1,191	98.6%	加田町・加田今町
		西黒田南	H11. 4	633	597	94.3%	名越町・布勢町・小一条町
		小計	6,650	4,680	4,596	98.2%	
	浅井地域	浅井	S63. 9	318	310	97.5%	木尾町
		田根北	H4. 3	270	270	100.0%	北野町・谷口町
		七尾南	H6. 11	650	646	99.4%	今荘町・相撲庭町
		小計	1,680	1,238	1,226	99.0%	
	びわ地域	美浜	S60. 4	635	624	98.3%	大浜町・八木浜町・中浜町
		南浜	S61. 5	501	477	95.2%	南浜町
		益田	S63. 4	597	583	97.7%	益田町・安養寺町・北富田町
		稲葉	H1. 6	681	622	91.3%	富田町・香花寺町・稲葉町・小観音寺町・弓削町・十九町
		下八木	H1. 6	510	505	99.0%	上八木町・下八木町
		早崎	H3. 8	322	298	92.5%	早崎町・下益田町
		川道	H3. 12	848	817	96.3%	川道町
		難波	H4. 10	941	855	90.9%	難波町・落合町・錦織町・新居町・野寺町
		小計	7,500	5,035	4,781	95.0%	
	湖北地域	尾上	S60. 8	356	346	97.2%	湖北町尾上・湖北東尾上町
		海老江	S61. 5	280	278	99.3%	湖北町海老江
		湖北南	S63. 10	—	—	—	公共下水道へ接続
		湖北北	H1. 6	—	—	—	公共下水道へ接続
		山脇・河毛	H2. 10	436	436	100.0%	湖北町山脇・湖北町河毛
		五大田	H2. 11	366	363	99.2%	湖北町五坪・大光寺町・湖北町田中
		湖北西	H4. 4	562	555	98.8%	湖北町今西・湖北町延勝寺
		山本	H5. 4	984	974	99.0%	湖北町山本
		津里・石川	H6. 4	194	192	99.0%	湖北町津里・湖北町石川
		賀・小今	H6. 4	290	284	97.9%	湖北町賀・湖北町小今
		丁野・二俣	H7. 4	666	665	99.8%	小谷丁野町・湖北町二俣
		小谷南	H9. 3	625	616	98.6%	小谷郡上町・小谷美濃山町・湖北町別所・湖北町留目・湖北町伊部
上下山田		H10. 8	380	366	96.3%	小谷上山田町・下山田	
小計		10,550	5,139	5,075	98.8%		
高月地域	高野	H3. 5	231	229	99.1%	高月町高野	
	馬上	H3. 6	435	428	98.4%	高月町馬上	
	小計	920	666	657	98.6%		

表 3-6 農業集落排水施設の整備状況（平成 29 年度末現在）（続き）

地域名	処理区名	計画人口 (人)	供用開始 年月	平成29年度実績			備考	
				区域内人口 (人)	接続人口 (人)	接続率		
長浜市	木之本地域	杉野	H20	480	302	62.9%	木之本町金居原町・木之本町杉野・木之本町杉本・木之本町音羽	
		小計		480	302	62.9%		
	余呉地域	川並	S63.7	428	428	100.0%	余呉町川並・余呉町八戸・余呉町下余呉の一部(江土)	
		下余呉	H2.7	321	321	100.0%	余呉町下余呉	
		中之郷	H3.7	518	514	99.2%	余呉町中之郷	
		東野	H5.10	604	597	98.8%	余呉町東野・余呉町今市・余呉町新堂の一部	
		片岡南部	H8.6	465	462	99.4%	余呉町文室・余呉町国安・余呉町新堂・余呉町池原	
		丹生	H12.12	361	353	97.8%	余呉町上丹生・余呉町下丹生	
		坂口	H13.9	140	134	95.7%	余呉町坂口	
		小谷・柳ヶ瀬	H13.10	136	105	77.2%	余呉町小谷・余呉町柳ヶ瀬	
		椿坂	H15.3	41	41	100.0%	余呉町椿坂	
		中河内	H16.3	31	31	100.0%	余呉町中河内	
		菅並	H16.3	50	50	100.0%	余呉町菅並	
		小計	6,615	3,095	3,036	98.1%		
	西浅井地域	八田部	S63.6	264	263	99.6%	西浅井町八田部	
		山門・中	H4.5	332	329	99.1%	西浅井町山門・西浅井町中	
		塩津浜	H6.5	433	429	99.1%	西浅井町塩津浜	
		庄	H6.11	344	334	97.1%	西浅井町庄・西浅井町大浦の一部	
		黒山	H1.6	92	92	100.0%	西浅井町黒山	
		岩熊	H6.7	273	272	99.6%	西浅井町岩熊	
		山田・小山	H7.8	177	176	99.4%	西浅井町山田・西浅井町小山	
		塩津中部	H10.5	497	492	99.0%	西浅井町祝山・西浅井町野坂・西浅井町塩津中・西浅井町横波	
		塩津北	H10.4	282	278	98.6%	西浅井町沓掛・西浅井町集福寺	
		大浦	H10.7	763	756	99.1%	西浅井町大浦・西浅井町菅浦の一部	
		月出	H11.10	—	—	—	小規模集合排水処理施設	
		菅浦	H12.7	177	149	84.2%	西浅井町菅浦	
		余	H13.7	339	313	92.3%	西浅井町余	
		小計	8,460	3,973	3,883	97.7%		
	長浜市	合計	43,285	24,306	23,556	96.9%		
	米原市	山東地域	菅江	H2.1	138	137	99.3%	菅江
			清滝	H5.1	277	263	94.9%	清滝
			山室	H8.1	267	267	100.0%	山室
			朝日	H9.6	766	720	94.0%	朝日、野一色の一部
夫馬			H9.8	283	283	100.0%	夫馬	
龍ヶ鼻			H11.8	657	643	97.9%	烏脇、坂口、村居田、井之口の一部	
梓河内			H13.4	366	339	92.6%	梓、河内	
小計			4,600	2,754	2,652	96.3%		
伊吹地域		甲津原	H9.7	97	97	100.0%	甲津原	
		姉川北部	H9.11	207	183	88.4%	曲谷、甲賀、吉槻	
		伊吹中部	H13.3	434	401	92.4%	上板並、下板並、大久保、小泉(下井を除く)	
		伊吹東部	H15.3	347	315	90.8%	藤川、寺林、上平寺	
小計		2,120	1,085	996	91.8%			
米原市		合計	6,720	3,839	3,648	95.0%		
圏域合計			50,005	28,145	27,204	96.7%		

(3) 合併処理浄化槽

圏域における合併処理浄化槽の設置基数を表 3-7 に示します。

長浜市と米原市では浄化槽設置整備事業による補助金交付要綱を定め、公共下水道の認可区域及び農業集落排水処理区域以外の地域や、下水道又は農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない地域を対象に、合併処理浄化槽の普及を推進しています。

表 3-7 合併処理浄化槽設置基数の実績

(単位：基(累計))

区分			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長浜市	住宅用	浄化槽市町村整備推進事業					
		浄化槽設置整備事業(補助)	86	87	87	91	97
		民間設置浄化槽	474	457	448	438	436
		計	560	544	535	529	533
	住宅以外(施設等)浄化槽		273	270	265	262	263
	合計		833	814	800	791	796
米原市	住宅用	浄化槽市町村整備推進事業					
		浄化槽設置整備事業(補助)	119	108	92	89	85
		民間設置浄化槽	902	858	774	744	719
		計	1,021	966	866	833	804
	住宅以外(施設等)浄化槽		301	294	268	261	260
	合計		1,322	1,260	1,134	1,094	1,064

第2節 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬の状況

第1項 収集・運搬体制

圏域におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 3-8 に示します。

収集・運搬は当センターが主体となって、し尿は委託業者が、浄化槽汚泥は許可業者がそれぞれ収集・運搬を行っています。

表 3-8 収集・運搬体制

区域	し尿	浄化槽汚泥
収集主体	湖北広域行政事務センター	湖北広域行政事務センター
収集・運搬	委託業者(6社)	許可業者(8社)

第2項 収集・運搬量の実績

圏域の収集・運搬量の実績を表 3-9 及び図 3-4 に示します。

収集・運搬量はし尿、浄化槽汚泥ともに公共下水道の普及に伴い減少しており、一人1日平均排出量（以下「原単位」という。）は、し尿が2.92~3.04L/人日、浄化槽汚泥は1.34~1.49L/人日となっており、浄化槽汚泥は増加傾向にあります。

表 3-9 圏域の収集・運搬量の実績

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収集人口 (人)	し尿	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370
	浄化槽	37,592	36,325	35,639	34,588	33,559
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	6,938	6,068	5,586	5,154	4,846
	浄化槽	18,454	17,900	17,863	18,266	18,227
	計	25,392	23,968	23,449	23,420	23,073
原単位 (L/人日)	し尿	3.01	2.97	3.01	2.92	3.04
	浄化槽汚泥	1.34	1.35	1.37	1.45	1.49

注) 浄化槽人口及び浄化槽汚泥量には、農業集落排水の処理人口及び汚泥量を含む。

また、浄化槽汚泥量にはコンポスト汚泥（農業集落排水汚泥）分も含む。

原単位：収集量÷365（366）日÷収集人口

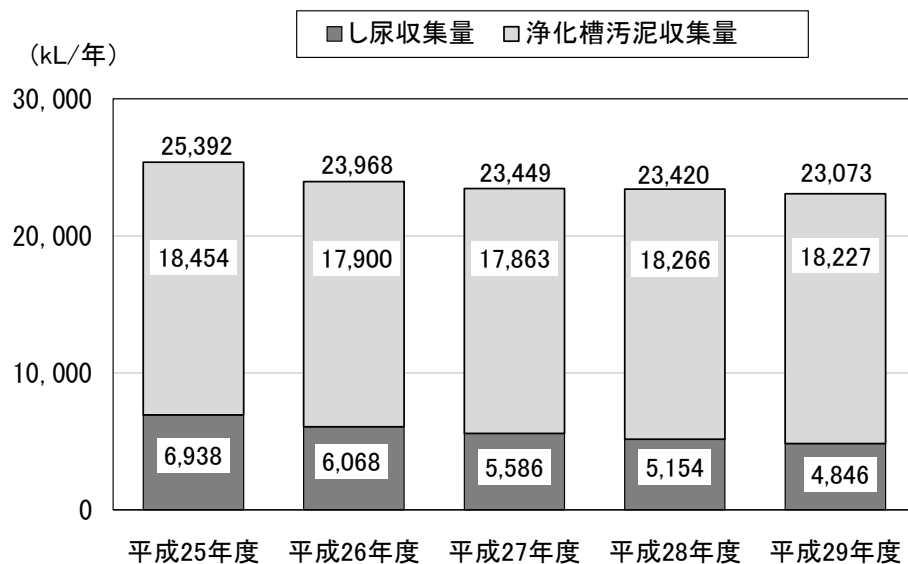


図 3-4 圏域のし尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

第3節 し尿・浄化槽汚泥処理・処分の状況

第1項 処理・処分体制

当センターにより収集・運搬されたし尿・浄化槽汚泥は、表 3-10 に示す当センターのし尿処理施設である第 1 プラントで全量処理されています。

処理過程で発生する汚泥は、脱水・乾燥後に一部を肥料としてリサイクルし、残りは焼却処理しており、焼却処理後の残渣については、当センターのウイングプラザで埋立処分しています。

表 3-10 し尿処理施設の概要

施設名称	湖北広域行政事務センター 第 1 プラント
設置主体	湖北広域行政事務センター
所在地	滋賀県長浜市湖北町海老江 1049 番地
敷地面積	20,642.57m ²
竣工年月	昭和 59 年 3 月 31 日
処理能力	157kL/日（し尿：122kL/日、浄化槽汚泥：35kL/日）
処理方式	低希釈二段活性汚泥法＋高度処理（砂ろ過・活性炭）
希釈水	地下水（井戸水）
放流先	琵琶湖
汚泥処理	脱水乾燥後、肥料化（一部）及び焼却処理
管理・運営	直営

第2項 処理・処分量の実績

第 1 プラントにおけるし尿・浄化槽汚泥の処理実績は、表 3-11 及び図 3-5 に示すように年々減少しており、平成 29 年度の年間日平均処理量 63.2kL/日は、処理能力 157kL/日の 40%となっています。

また、浄化槽汚泥の混入比率は年々増加しており、平成 29 年度で 79.0%と計画条件の 22%（施設規模 157kL/日のうち浄化槽汚泥：35kL/日の比率）を大きく上回っています。

表 3-11 し尿・浄化槽汚泥の処理実績（第 1 プラント）

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
年間処理量 (kL/年)	し尿	6,938	6,068	5,586	5,154	4,846
	浄化槽	18,454	17,900	17,863	18,266	18,227
	計	25,392	23,968	23,449	23,420	23,073
日平均処理量 (kL/日)	し尿	19.0	16.6	15.3	14.1	13.3
	浄化槽	50.6	49.0	48.8	50.0	49.9
	計	69.6	65.7	64.1	64.2	63.2
浄化槽汚泥混入率		72.7%	74.7%	76.2%	78.0%	79.0%
汚泥処理残渣量 (t/年)		100	93	105	104	122

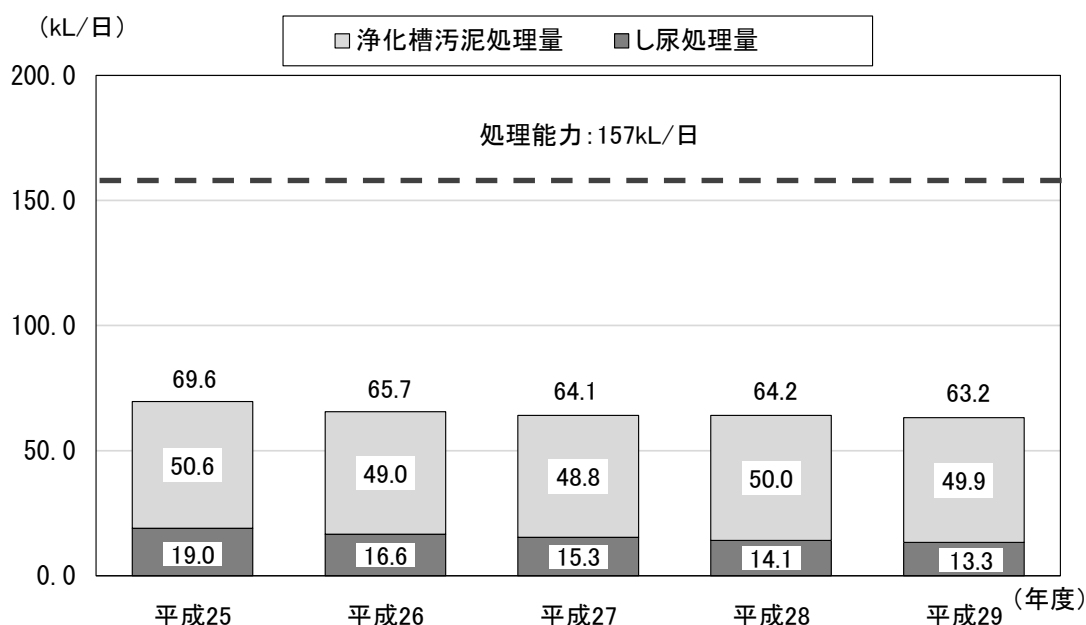


図 3-5 圏域のし尿・浄化槽汚泥処理量の推移

さらに、過去 3 年間の第 1 プラントにおける月別搬入量及び変動係数の推移を表 3-12 及び図 3-6 に示します。過去 3 年間の月最大変動係数 (1.14~1.32) の平均値は 1.21 です。

表 3-12 月別搬入量の実績

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平均
	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	搬入量計 (kL/月)	日平均 (kL/日)	変動係数	
4月	1,981	66.03	1.07	2,004	66.80	1.08	1,688	56.27	0.90	1.02
5月	1,804	58.19	0.94	1,933	62.35	1.01	1,921	61.97	0.99	0.98
6月	2,161	72.03	1.16	2,118	70.60	1.14	2,472	82.40	1.32	1.21
7月	2,072	66.84	1.08	1,985	64.03	1.04	2,319	74.81	1.20	1.11
8月	1,952	62.97	1.02	1,950	62.90	1.02	1,900	61.29	0.98	1.01
9月	2,014	67.13	1.09	1,957	65.23	1.06	2,063	68.77	1.10	1.08
10月	2,014	64.97	1.05	1,992	64.26	1.04	1,828	58.97	0.95	1.01
11月	1,673	55.77	0.9	1,778	59.27	0.96	1,689	56.30	0.90	0.92
12月	1,795	57.90	0.94	1,783	57.52	0.93	1,898	61.23	0.98	0.95
1月	1,624	52.39	0.85	1,542	49.74	0.81	1,452	46.84	0.75	0.80
2月	1,552	53.52	0.87	1,494	53.36	0.87	1,408	50.29	0.81	0.85
3月	1,991	64.23	1.04	1,985	64.03	1.04	2,131	68.74	1.10	1.06
計	22,633			22,521			22,769			
日平均		61.83			61.67			62.32		最大変動係数の平均値
最大			1.16			1.14			1.32	1.21

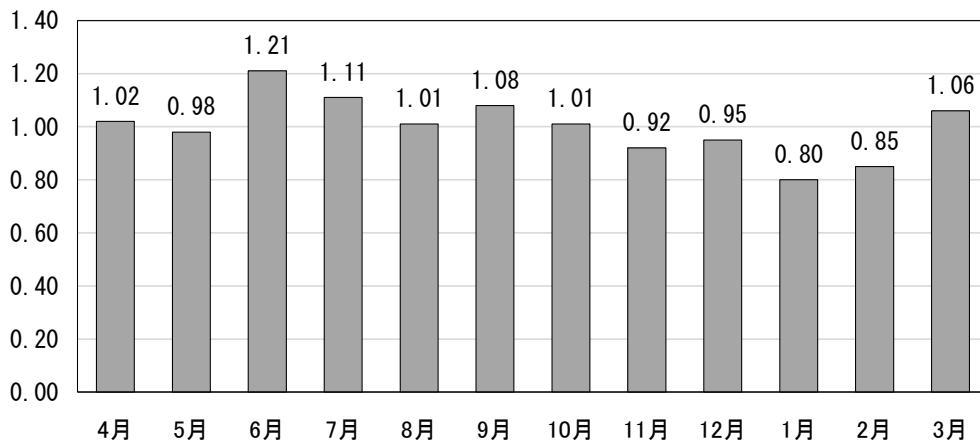


図 3-6 月別変動係数の実績（過去 3 年平均）

第4節 生活排水処理の評価

第1項 生活排水処理の評価

(1) 汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の各汚水処理人口（処理区域内人口）の普及状況を表した指標で、農林水産省、国土交通省及び環境省の合意により公表されています。

平成 29 年度における構成市の公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽による汚水処理人口普及率は、表 3-13 に示すように長浜市が 99.9%、米原市が 100%（四捨五入による）となっており、全国平均の 90.9%や滋賀県平均の 98.7%を上回っています。

表 3-13 汚水処理人口普及率の実績（平成 29 年度末）

区分	汚水処理人口普及率					
	下水道	農業集落排水等	合併処理浄化槽	林業集落排水等		
滋賀県	大津市	99.0%	98.4%	0.0%	0.6%	0.0%
	彦根市	93.2%	82.5%	3.9%	6.8%	0.0%
	長浜市	99.9%	79.1%	20.5%	0.3%	0.0%
	近江八幡市	99.5%	79.5%	0.8%	19.1%	0.0%
	草津市	99.9%	95.9%	3.6%	0.4%	0.0%
	守山市	100.0%	95.3%	4.5%	0.1%	0.0%
	栗東市	99.5%	99.1%	0.3%	0.1%	0.0%
	甲賀市	95.7%	77.5%	11.1%	7.1%	0.0%
	野洲市	99.4%	95.2%	4.0%	0.2%	0.0%
	湖南市	98.8%	97.4%	0.0%	1.4%	0.0%
	高島市	99.2%	86.1%	10.9%	2.1%	0.1%
	東近江市	98.9%	76.8%	21.3%	0.8%	0.0%
	米原市	100.0%	89.9%	9.8%	0.3%	0.0%
	日野町	99.2%	77.0%	21.0%	1.2%	0.0%
	竜王町	100.0%	85.9%	6.7%	7.4%	0.0%
	愛荘町	99.8%	99.2%	0.0%	0.6%	0.0%
	豊郷町	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	甲良町	99.9%	99.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	多賀町	98.3%	88.2%	7.4%	2.7%	0.0%
	県全体	98.7%	89.7%	6.3%	2.6%	0.0%
全国平均	90.9%	78.8%	2.7%	9.2%	0.2%	

（平成30年3月31日現在）

資料）滋賀県ホームページ、全国平均は環境省資料より

(2) 生活排水処理率

圏域の生活排水処理率（水洗化・生活雑排水処理率）は、表 3-14 に示すように平成 29 年度で長浜市が 95.0%、米原市が 96.3%、圏域で 95.4%となっており、滋賀県平均の 92.8%（環境省 一般廃棄物処理実態調査（H29）から算出）を上回っています。

表 3-14 圏域の生活排水処理率の実績

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
長浜市	94.1%	94.7%	94.9%	95.0%	95.0%
米原市	92.7%	93.5%	94.6%	95.1%	96.3%
圏域	93.7%	94.4%	94.9%	95.1%	95.4%

第5節 生活排水処理の課題

第1項 生活排水処理に関する課題

圏域の汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末現在で長浜市が 99.9%、米原市が 100%とほぼ 100%に近い状態であり、全国平均や滋賀県平均を上回っています。

また、圏域の生活排水処理率も、平成 29 年度末現在で 95.4%と、まだ残り 4.6%の生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されていることとなります。

従って、今後とも構成市において、計画的な下水道等の整備を進めるとともに、公共下水道整備区域内や農業集落排水処理区域内において速やかな接続を促進する必要があります。また、公共下水道や農業集落排水処理区域外については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

第2項 し尿・浄化槽汚泥処理に関する課題

(1) 排出量に応じた収集・処理体制の整備

生活排水処理施設の整備により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は年々減少していますが、浄化槽汚泥の比率は年々高くなる傾向にあります。

今後も、下水道等の整備の推進によりし尿・浄化槽汚泥の排出量は減少するとともに、浄化槽汚泥の比率が高くなることが予想されるため、し尿・浄化槽汚泥の排出量に応じた適正な収集・処理体制を確保する必要があります。

(2) し尿処理施設の更新

当センターでは、昭和 59 年 3 月竣工の第 1 プラント（処理能力 157kL/日）において、圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥の処理を行っていますが、稼働後 35 年が経過しています。平成 24 年度に実施した精密機能検査の結果、構造物に大きな異常はなく、また、機械設備も定期的に交換を行っており施設の稼働に支障はない状況です。

しかしながら、搬入量の減少や浄化槽汚泥混入率の増加、流入濃度低下等の問題もあることから、今後、し尿処理施設の整備を検討していく必要があります。

施設の整備に当たっては、循環型社会の形成を図る上で、資源化機能を有した「汚泥再生処理センター」への転換を検討し、資源化の方法については、圏域の特性を考慮するとともに、資源化物の安定した利用先の確保等にも配慮する必要があります。

第2章 生活排水処理の予測

第1節 生活排水処理形態別人口の予測

第1項 行政区域内人口の予測

行政区域内人口はごみ処理基本計画の将来人口の結果を生活排水処理計画にも用います。

将来人口は、長浜市、米原市の人口ビジョンの推計結果を平成30年度の住民基本台帳の人口実績で補正した結果とします。

表 3-15 人口推計結果（再掲）

（単位：人）

	年度		実績値			推計値		
			長浜市	米原市	合計	長浜市	米原市	合計
実績	H25	2013	123,071	40,558	163,629	-	-	-
	H26	2014	121,965	40,213	162,178	-	-	-
	H27	2015	121,283	39,893	161,176	-	-	-
	H28	2016	120,351	39,788	160,139	-	-	-
	H29	2017	119,424	39,586	159,010	-	-	-
	H30	2018	118,659	39,353	158,012	-	-	-
推計	R1	2019	-	-	-	118,298	39,315	157,613
	R2	2020	-	-	-	117,937	39,278	157,215
	R3	2021	-	-	-	117,495	39,229	156,724
	R4	2022	-	-	-	117,053	39,181	156,234
	R5	2023	-	-	-	116,611	39,132	155,743
	R6	2024	-	-	-	116,169	39,084	155,253
	R7	2025	-	-	-	115,727	39,035	154,762
	R8	2026	-	-	-	115,230	38,965	154,195
	R9	2027	-	-	-	114,732	38,894	153,626
	R10	2028	-	-	-	114,235	38,824	153,059
	R11	2029	-	-	-	113,737	38,753	152,490

第2項 生活排水処理形態別人口の予測

構成市ごとの下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口及び自家処理人口の予測根拠は以下に示すとおりです。予測結果は表 3-16 及び図 3-7 に示します。

(1) 下水道人口

構成市の計画する下水道人口（水洗化人口）とします。また、構成市の計画により農業集落排水施設の公共下水道への接続を見込んでいます。

(2) 農業集落排水人口

構成市では農業集落排水施設を整備しており、各市の計画する農業集落排水人口としています。構成市の計画により農業集落排水施設の公共下水道への接続を見込んでいます。

(3) 合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口、自家処理人口

構成市の計画する合併処理浄化槽人口、単独処理浄化槽人口、し尿収集人口としています。

表 3-16 生活排水処理形態別人口の予測結果

(単位：人)

区分		実績値 平成29年度	予測値		
			令和2年度	令和6年度	令和11年度
圏域	行政区域内人口	159,010	157,215	155,253	152,490
	水洗化人口	154,640	153,428	151,599	149,840
	下水道人口	121,081	123,898	128,767	132,196
	農業集落排水人口	27,204	23,736	17,364	12,511
	合併処理浄化槽人口	3,342	2,934	2,794	2,656
	単独処理浄化槽人口	3,013	2,860	2,674	2,477
	非水洗化人口	4,370	3,787	3,654	2,650
	汲み取りし尿人口	4,370	3,787	3,654	2,650
	自家処理人口	0	0	0	0
長浜市	行政区域内人口	119,424	117,937	116,169	113,737
	水洗化人口	115,520	114,593	112,921	111,450
	下水道人口	87,971	90,800	95,503	97,218
	農業集落排水人口	23,556	20,279	14,178	11,258
	合併処理浄化槽人口	1,965	1,609	1,497	1,394
	単独処理浄化槽人口	2,028	1,905	1,743	1,580
	非水洗化人口	3,904	3,344	3,248	2,287
	汲み取りし尿人口	3,904	3,344	3,248	2,287
	自家処理人口	0	0	0	0
米原市	行政区域内人口	39,586	39,278	39,084	38,753
	水洗化人口	39,120	38,835	38,678	38,390
	下水道人口	33,110	33,098	33,264	34,978
	農業集落排水人口	3,648	3,457	3,186	1,253
	合併処理浄化槽人口	1,377	1,325	1,297	1,262
	単独処理浄化槽人口	985	955	931	897
	非水洗化人口	466	443	406	363
	汲み取りし尿人口	466	443	406	363
	自家処理人口	0	0	0	0

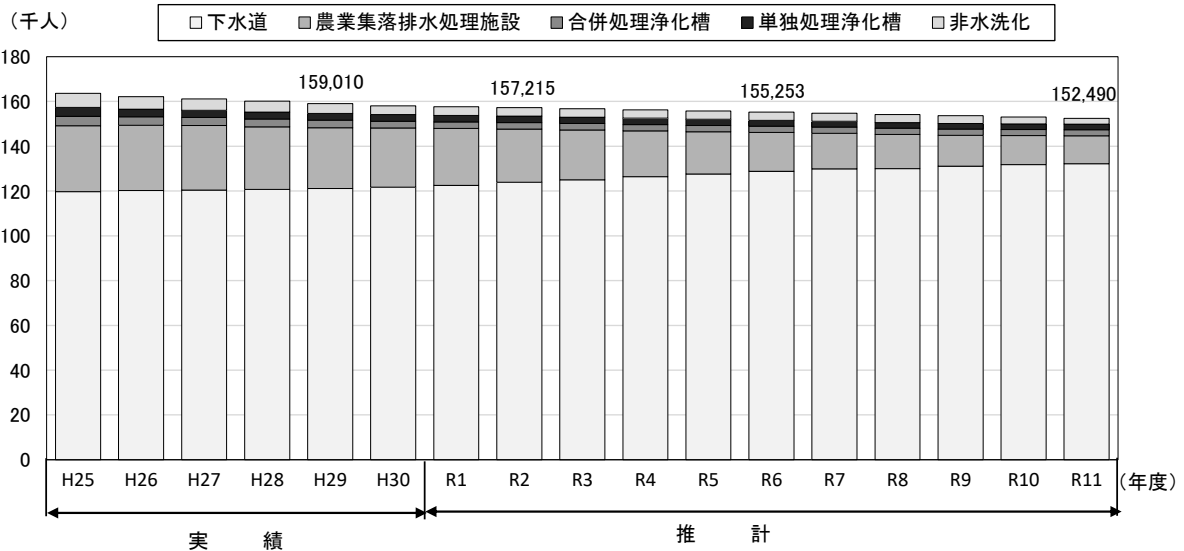


図 3-7 圏域の生活排水処理形態別人口の推移

第2節 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測

第1項 計画原単位の設定

構成市ごとに、し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の一人1日当たりの排出量（以下「計画原単位」という。）を設定します。

し尿及び農業集落排水汚泥の計画原単位については、平成26～30年度の実績平均値を用いて設定します。

また、浄化槽汚泥の計画原単位については、合併処理浄化槽汚泥と単独処理浄化槽汚泥に分けて設定します。それぞれの収集実績値がないため「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領」に示される一般的な原単位（合併：1.8L/人日、単独：0.85L/人日）を用いて、浄化槽汚泥量と各収集人口の実績値から推定しています。

計画原単位の設定値は、表3-17に示すとおりです。

表3-17 計画原単位の設定値
(単位：L/人日)

項目	長浜市	米原市
し尿	2.53	5.98
農業集落排水汚泥	1.23	0.66
合併処理浄化槽汚泥	4.41	2.84
単独処理浄化槽汚泥	2.09	1.34

第2項 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

表 3-16 及び表 3-17 で設定した計画原単位を基に、し尿・浄化槽汚泥排出量を予測します。予測結果を表 3-18 及び図 3-8 に示します。

表 3-18 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

(単位：kL/年)

区分		実績値 平成29年度	予測値			
			令和2年度	令和6年度	令和11年度	
圏域	し尿排出量	4,846	4,055	3,885	2,904	
	汚泥排出量	農業集落排水汚泥	11,872	9,949	7,144	5,360
		合併処理浄化槽汚泥	6,355	3,780	3,575	3,377
		単独処理浄化槽汚泥		1,857	1,724	1,585
		計		15,586	12,443	10,322
合計	23,073	19,641	16,328	13,226		
長浜市	し尿排出量	3,311	3,088	2,999	2,112	
	汚泥排出量	農業集落排水汚泥	10,772	9,104	6,365	5,054
		合併処理浄化槽汚泥	4,767	2,590	2,410	2,244
		単独処理浄化槽汚泥		1,453	1,330	1,205
		計		15,539	13,147	10,105
合計	18,850	16,235	13,104	10,615		
米原市	し尿排出量	1,535	967	886	792	
	汚泥排出量	農業集落排水汚泥	1,100	845	779	306
		合併処理浄化槽汚泥	1,588	1,190	1,165	1,133
		単独処理浄化槽汚泥		404	394	380
		計		2,688	2,439	2,338
合計	4,223	3,406	3,224	2,611		

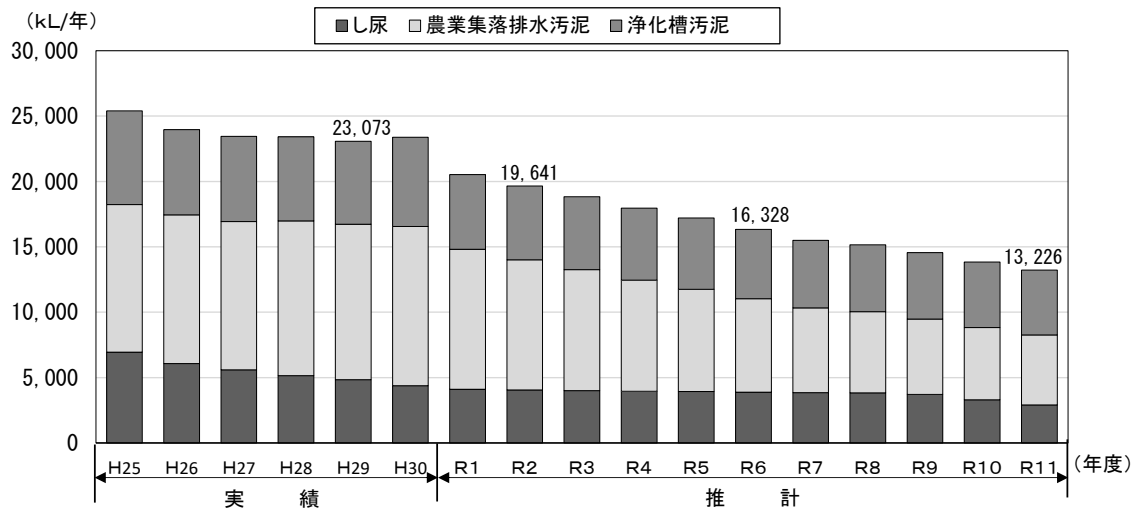


図 3-8 圏域のし尿・浄化槽汚泥排出量の推移

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念及び基本方針

第1項 基本理念

快適な生活環境と水環境の創出

圏域で発生する生活排水については、構成市における生活排水処理施設整備の推進とともに、市民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うことにより、公共用水域の水質改善を図り、快適な生活環境と水環境の創出を図るものとします。

また、圏域で発生するし尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水汚泥については、当センターのし尿処理施設で適正処理するとともに、循環型社会の形成を図るために今後整備を予定する汚泥再生処理センターへの転換を図るものとします。

第2項 基本方針

生活排水処理の基本は、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくことであり、圏域において以下のとおり生活排水処理施設の整備を進めていくものとします。

基本方針1：汚泥再生処理センターの整備

当センターでは、し尿処理施設（第1プラント）が老朽化しているため、新たに整備をする必要が生じています。整備に当たっては、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物を併せて処理するとともに資源回収が可能な汚泥再生処理センターへの転換を図るものとします。

基本方針2：下水道、農業集落排水施設整備の推進及び合併処理浄化槽設置の促進

構成市では、公共下水道、農業集落排水施設の整備を推進します。また、市民に対して、公共下水道及び農業集落排水施設への接続や、合併処理浄化槽の設置を促進していくとともに、単独処理浄化槽を設置している世帯に対して、合併処理浄化槽への転換を啓発・指導していきます。

第3項 生活排水処理の処理主体

圏域における生活排水の処理主体を表 3-19 に、処理体系を図 3-9 に示します。

表 3-19 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	長浜市、米原市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	長浜市、米原市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (汚泥再生処理センター)	し尿及び浄化槽汚泥	湖北広域行政事務センター

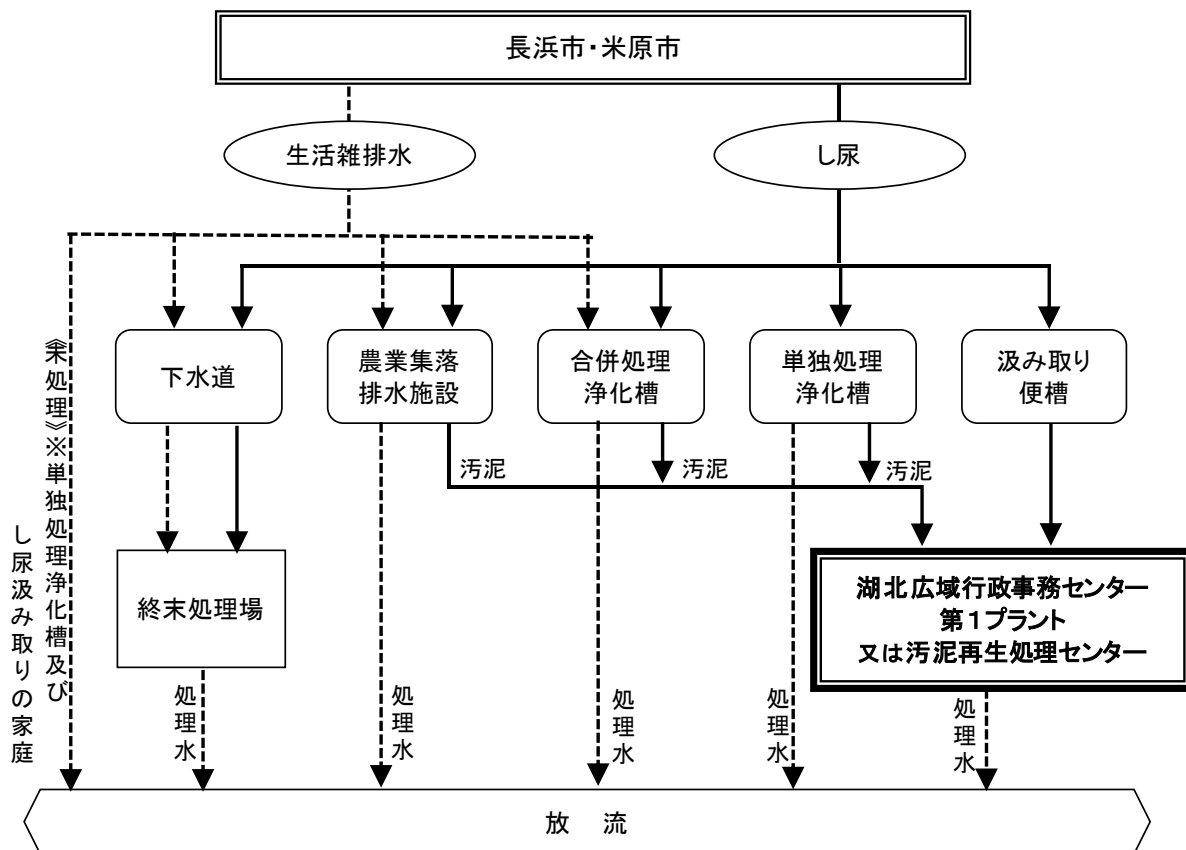


図 3-9 生活排水の処理体系

第2節 生活排水の処理計画

第1項 処理の目標

第1節の基本方針に基づき、計画目標年度(令和11年度)における圏域の生活排水処理率を、表3-20に示すように96.6%とすることを目標とします。

表3-20 生活排水の処理の目標（圏域）

●生活排水処理率の目標値（圏域）

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
生活排水処理率	95.4%	95.8%	95.9%	96.6%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

●人口の目標値（圏域）

(単位：人)

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
行政区域内人口	159,010	157,215	155,253	152,490
計画処理区域内人口	159,010	157,215	155,253	152,490
生活雑排水処理人口	151,627	150,568	148,925	147,363

●生活排水処理形態別人口の目標（圏域）

(単位：人)

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
計画処理区域内人口	159,010	157,215	155,253	152,490
水洗化・生活雑排水処理人口	151,627	150,568	148,925	147,363
コミュニティ・プラント	0	0	0	0
合併処理浄化槽	3,342	2,934	2,794	2,656
下水道	121,081	123,898	128,767	132,196
農業集落排水施設	27,204	23,736	17,364	12,511
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,013	2,860	2,674	2,477
非水洗化人口	4,370	3,787	3,654	2,650
し尿収集人口	4,370	3,787	3,654	2,650
自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

第2項 生活排水を処理する区域及び人口

構成市において下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により、生活排水を処理する区域及び人口は表 3-21 及び表 3-22 に示すとおりです。

表 3-21 生活排水を処理する区域及び人口

区分		処理区域	計画処理人口	公共下水道接続予定年・処理分区		備考	
長浜市	長浜地域	下水道	全体計画：3,441.5ha 認可計画：2,758.5ha	全体計画：92,390人 認可計画：77,050人			
		農業集落排水施設	今町	360人	令和3年	長浜北第三	※順次下水道に接続
		鳥羽上	510人	令和6年	長浜南第四		
		常喜・本庄	1,350人	令和6年	長浜南第四		
		八条	450人	令和7年	長浜中東第四		
		泉・国友郷	1,380人	令和8年	長浜北第三		
		神田	1,620人	令和9年	長浜南第二		
		西黒田南	980人	令和10年	長浜南第五		
		木尾第1	370人	接続済み	浅井西		
		木尾第2	50人				
		田根北	450人	令和4年	浅井東		
		七尾南	860人	令和6年	浅井東		
		美浜	1,040人	令和1年	びわ中		
		南浜	880人	令和4年	びわ西第一		
		益田	750人	令和2年	湖北南		
		稲葉	950人	令和2年	びわ北第一		
		下八木	710人	令和2年	びわ北第二		
		早崎	500人	令和4年	びわ北第二		
		川道	1,280人	令和3年	びわ北第一		
		難波	1,390人	令和4年	びわ中		
小計	15,880人						
合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口			※補助事業による		
虎姫地域	下水道	全体計画：324.8ha 認可計画：265.8ha	全体計画：5,100人 認可計画：4,550人				
	合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の地区				
湖北地域	湖北地域	下水道	全体計画：417.6ha 認可計画：201.2ha	全体計画：8,400人 認可計画：3,740人			
		農業集落排水施設	尾上	1,460人	令和8年	湖北西	※順次下水道に接続
		海老江	280人	令和元年	湖北南		
		湖北南	650人	接続済み	速水南		
		湖北北	1,000人	接続済み	速水北		
		山脇・河毛	620人	令和2年	虎姫北		
		五大田	490人	令和3年	湖北北		
		湖北西	790人	令和6年	湖北西		
		山本	1,330人	令和7年	湖北西		
		津里・石川	300人	令和8年	湖北西		
		賀・小今	340人	令和7年	虎姫北		
		丁野・二俣	1,760人	令和7年	虎姫北		
		小谷南	950人	令和9年	虎姫北		
		上下山田	580人	令和10年	虎姫北		
小計	10,550人						
合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口					
高月地域	高月地域	下水道	全体計画：517.4ha 認可計画：478.8ha	全体計画：10,000人 認可計画：9,510人			
		農業集落排水施設	高野	310人	令和4年	木之本東第三	
		馬上	610人	令和9年	虎姫北		
		小計	920人				
合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口					

表 3-22 生活排水を処理する区域及び人口（続き）

区分		処理区域	計画処理人口	公共下水道接続予定年・処理分区	備考			
長浜市	木之本地域	下水道	全体計画：322.7ha 認可計画：322.7ha	全体計画：6,400人 認可計画：7,100人	琵琶湖流域下水道東北部処理区			
		農業集落排水処施設	杉野地区	910人				
		合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口				
	余呉地域	農業集落排水処施設	川並地区	925人				
			下余呉地区	540人				
			中之郷地区	1,460人				
			東野地区	1,190人				
			片岡南部地区	780人				
			丹生地区	750人				
			坂口地区	250人				
			小谷、柳ヶ瀬地区	280人				
			椿坂地区	100人				
			中河内地区	90人				
			菅並地区	250人				
			小計	6,615人				
			合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口			
			西浅井地域	農業集落排水処施設	八田部地区	410人		
	山門・中地区	470人						
	塩津浜地区	850人						
	庄地区	790人						
	黒山地区	160人						
	岩熊地区	410人						
	山田・小山地区	300人						
	塩津中部地区	1,260人						
	塩津北地区	520人						
	大浦地区	2,040人						
	月出地区	100人						
菅浦地区	580人							
余地区	570人							
小計	8,460人							
合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口						
米原市	米原市	下水道			全体計画：2,164.3ha 認可計画：1,904.7ha	全体計画：52,960人 認可計画：38,185人	※順次下水道に接続	
		農業集落排水処施設			菅江	160人		令和2年4月
					清滝	330人		令和4年4月
					山室	370人		令和7年4月
			朝日	1,070人	令和9年4月			
			夫馬	400人	令和9年4月			
			龍ヶ鼻	1,120人	令和11年4月			
			梓河内	1,150人	—	下水道区域外		
			甲津原	330人	—	下水道区域外		
			姉川北部	430人	—	下水道区域外		
			伊吹中部	850人	令和12年4月	※順次下水道に接続		
			伊吹東部	510人	—	下水道区域外		
			小計	6,720人				
			合併処理浄化槽	上記以外の地区	上記以外の処理人口	※補助事業による		

第3項 施設及び整備計画の概要

構成市における生活排水処理施設の整備計画の概要を表 3-23 に示します。

表 3-23 生活排水処理施設整備計画の概要

区分		整備事業等	整備予定時期
長浜市	下水道	琵琶湖流域関連公共下水道事業 (東北部流域関連)	基本計画：平成27年 認可計画：平成27年
	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業等	令和11年度*
米原市	下水道	琵琶湖流域関連公共下水道事業 (東北部流域関連)	基本計画：平成28年 認可計画：平成28年
	合併処理浄化槽	浄化槽設置整備事業等	令和11年度*

注) 合併処理浄化槽は、本計画の目標年度を整備予定時期とする。

第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

第1項 収集・運搬計画

(1) 計画の目標

圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥については、当センターにより収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図るものとします。

(2) 計画収集区域

原則として公共下水道の供用開始区域外を対象としますが、下水道への未接続世帯等も含めた圏域を計画収集区域とします。

(3) 収集・運搬の方法及び量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状どおり当センターが主体となってし尿を委託業者が、浄化槽汚泥を許可業者が行うものとします。

収集・運搬の量は表 3-24 に示すとおりです。

表 3-24 圏域の収集・運搬量

(単位：kL/年)

区分		実績値 平成29年度	予測値			備考	
			令和2年度	令和6年度	令和11年度		
圏域	し尿排出量	4,846	4,055	3,885	2,904	委託業者	
	汚泥排出量	農業集落排水汚泥	11,872	9,949	7,144	5,360	許可業者
		合併処理浄化槽汚泥	6,355	3,780	3,575	3,377	
		単独処理浄化槽汚泥		1,857	1,724	1,585	
	計	18,227	15,586	12,443	10,322	—	
合計	23,073	19,641	16,328	13,226	—		

第2項 中間処理計画

(1) 計画の目標

圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥を、当センターの中間処理施設で衛生的かつ適正に処理するとともに、老朽化した第1プラントを汚泥再生処理センターへの転換を図ります。

(2) 中間処理の方法及び量

圏域で発生するし尿・浄化槽汚泥については、当センターの中間処理施設で処理を行います。

第1プラントは稼働後35年が経過していますが、機械設備を定期的に交換し、施設の稼働に支障はない状況であることから、一部改良若しくは運転方法の見直しを行い、令和6年度までは、適正に処理できるよう、必要最低限の年次整備を行います。

しかしながら、搬入量の減少や浄化槽汚泥混入率の増加、流入濃度低下等、し尿処理施設を整備する必要があることから、令和7年度の稼働を目指して、施設の整備を計画します。

施設の整備に当たっては、循環型社会の形成を図る上で、し尿、浄化槽汚泥及び有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源を回収する「汚泥再生処理センター」を整備する必要があります。汚泥再生処理センターで処理した汚泥は令和7年度から新ごみ焼却施設（熱回収施設）が稼働する令和10年度までは現焼却施設等で処理し、令和10年度以降は新ごみ焼却施設（熱回収施設）で資源化を目指します。

また、米原市では、農業集落排水汚泥の堆肥化处理を行っていましたが、平成28年12月で米原市コンポストセンターでの汚泥、生ごみの受け入れ終了に伴い、平成29年1月から第1プラントで処理しており、今後も「汚泥再生処理センター」で資源化します。

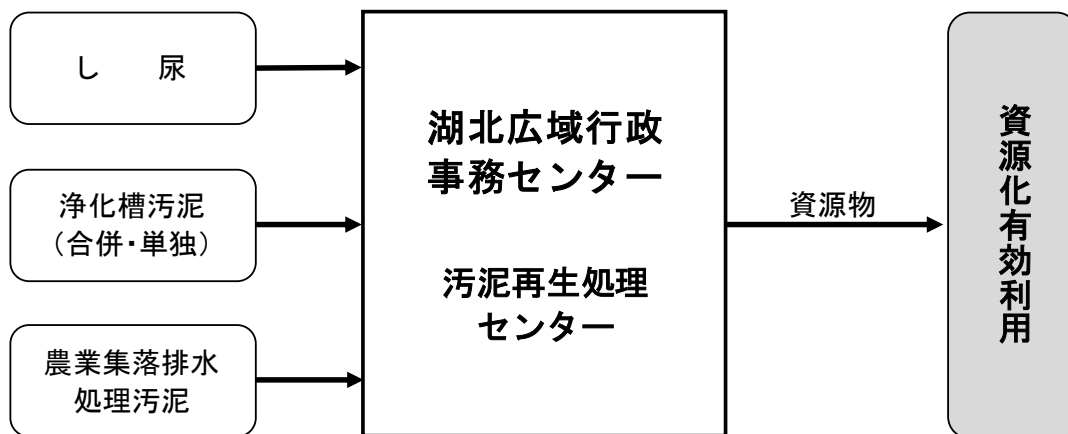


図 3-10 目標年度における中間処理フロー

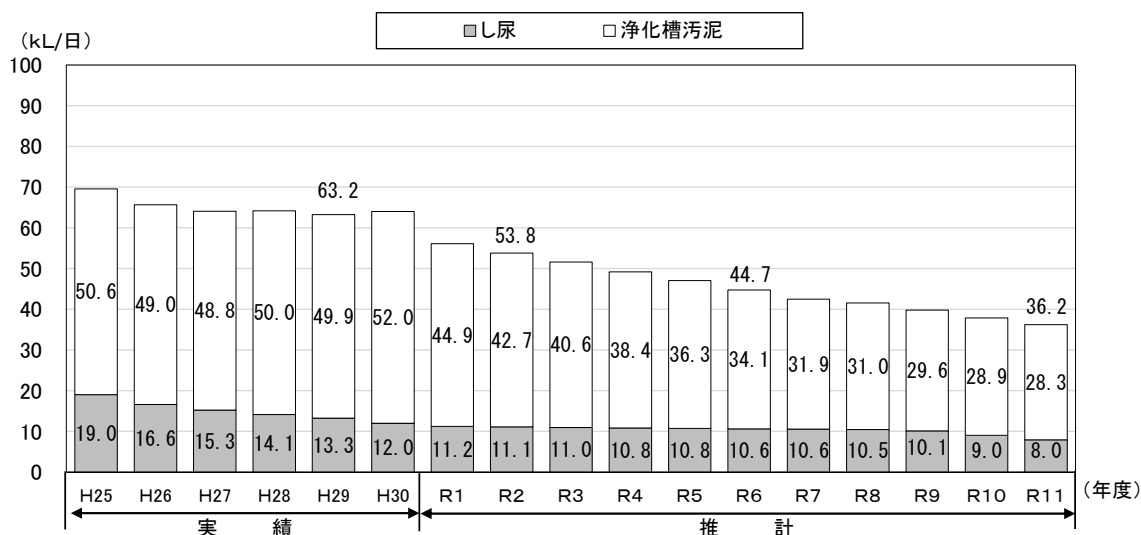
圏域のし尿・浄化槽汚泥搬入量の見通しは表 3-25 及び図 3-11 に示すとおりです。

当センターに搬入されるし尿・浄化槽汚泥の日平均量は、現状の 63.2kL/日に対して令和11年度では約43%減の 36.2kL/日まで減少すると予測します。

表 3-25 中間処理量の見通し

(単位:kL/年)

区分	実績値 平成29年度	予測値			備考		
		令和2年度	令和6年度	令和11年度			
センター搬入量	し尿搬入量	4,846	4,055	3,885	2,904		
	(kL/日)	13.28	11.11	10.64	7.96	365日平均	
	汚泥搬入量	農業集落排水	11,872	9,949	7,144	5,360	
		合併処理浄化槽	6,355	3,780	3,575	3,377	
		単独処理浄化槽		1,857	1,724	1,585	
		計	18,227	15,586	12,443	10,322	
	(kL/日)	49.94	42.7	34.09	28.28	365日平均	
	合計	23,073	19,641	16,328	13,226		
	(kL/日)	63.21	53.81	44.73	36.24	365日平均	



注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

図 3-11 し尿・浄化槽汚泥搬入量の推移 (当センター搬入日量)

第3項 資源化有効利用計画

(1) 計画の目標

当センターで整備する汚泥再生処理センターにおいては、令和10年度以降、処理した汚泥をゴミ焼却施設(熱回収施設)に搬入し、輸送コストを削減するとともに、農業集落排水汚泥の資源化等の有効利用を進めます。

(2) 資源化有効利用の方法

汚泥再生処理センターにおける資源化技術の概要を表3-26に示します。

資源化の方法は、資源化設備の建設費用とエネルギーの節減効果や資源化された製品の価値を分析し、その費用の投資効果が有効となるように資源化方法を選択することが重要となります。

表 3-26 資源化技術の概要

資源化技術	概要
メタン発酵	生ごみ等の有機性廃棄物と嫌気性細菌の作用により、メタンに転換させる技術である。発生したメタンによる発電（ガスエンジンの燃料）、温水製造（ボイラーの燃料）。
堆肥化	汚泥等を好気性の条件下で堆積し、好気性微生物の働きにより有機物を分解してより安全で安定した堆肥化物をつくる技術である。なお、堆肥を利用する場合、施肥の時期は限られているので、それ以外の期間における貯蔵方法等について検討する必要がある。
炭化	汚泥等の有機性廃棄物を乾留することによって、木炭や活性炭等とよく似た性質を持ち、環境保全上支障がない炭化物をつくる技術である。なお、炭化物は肥料、園芸用土壌、融雪剤、脱臭剤等への利用が可能である。
リン回収	処理水中に残留する高濃度のリン酸イオンを結晶化してリンを回収する方法で、アパタイト法やMAP法等がある。回収されたリンは臭気もなく長期保存可能な肥料原料となる。
助燃剤	生物処理から発生する汚泥を、高効率脱水設備で処理することにより、含水率を70%程度まで低下させ、ごみ焼却施設においてごみと混焼させることにより灯油等の燃料が削減でき、助燃剂的な効果をあげることができる。

第4項 最終処分計画

(1) 計画の目標

中間処理施設での資源化有効利用を推進し、最終処分量を削減することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとします。

(2) 最終処分の方法

当センターのし尿処理施設で発生する汚泥処理残渣については、令和6年度までは、現状の処分方法を継続しますが、令和7年度から新たに整備を予定する施設は可能な限り最終処分量の低減に努めるものとし、処理残渣等の発生量を極力低減できる処理（資源化）システムである汚泥再生処理センターへの転換を検討します。

第5項 施設整備計画の概要

当センターでは、老朽化した第1プラントに代わって「汚泥再生処理センター」へ転換する予定であり、整備計画の概要を以下に示します。

(1) 施設整備規模

汚泥再生処理センターの施設規模を以下の算定式を用いて算出します。

■ 施設規模算定式

施設規模 = 計画年間日平均処理量（令和7年度） × 計画月最大変動係数

※ 計画月最大変動係数 = 1.15

年間日数 = 365 日

資料) 「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 改定版 全国都市清掃会議」

また、処理対象量を表 3-27 に示します。

施設規模の算出は、施設の稼働開始予定年度から7年間（令和7年度～令和13年度）のうちし尿・浄化槽汚泥量が最大となる年度の処理量を計画処理量とするのが一般的です。本計画では、今後し尿・浄化槽汚泥量は減少する見込みであるため、令和7年度のし尿・浄化槽汚泥量を計画処理量とします。

表 3-27 汚泥再生処理センターの処理対象量（令和7年度）

項目		計画し尿・浄化槽 汚泥処理量
	し尿	3,849 kL/年
汚泥	農業集落排水	6,486 kL/年
	合併浄化槽	3,523 kL/年
	単独浄化槽	1,638 kL/年
	計	11,647 kL/年
合計	総量	15,496 kL/年

算定式及び処理対象量より算出される施設の規模は以下のとおりです。

<施設規模>

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= \text{処計画年間日平均処理量} \times \text{計画月最大変動係数} \\ &= (15,496 \div 365 \text{ 日}) \times 1.15 \end{aligned}$$

【汚泥再生処理センターの規模】

49 kL/日

(2) 施設概要

汚泥再生処理センターは、し尿・浄化槽汚泥及び有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源を回収する施設をいい、水処理設備、資源化設備等から構成されます。汚泥再生処理センターのイメージを図 3-12 に示します。

具体的な処理対象物、処理方式や設備構成等については、今後、検討を進めていきます。

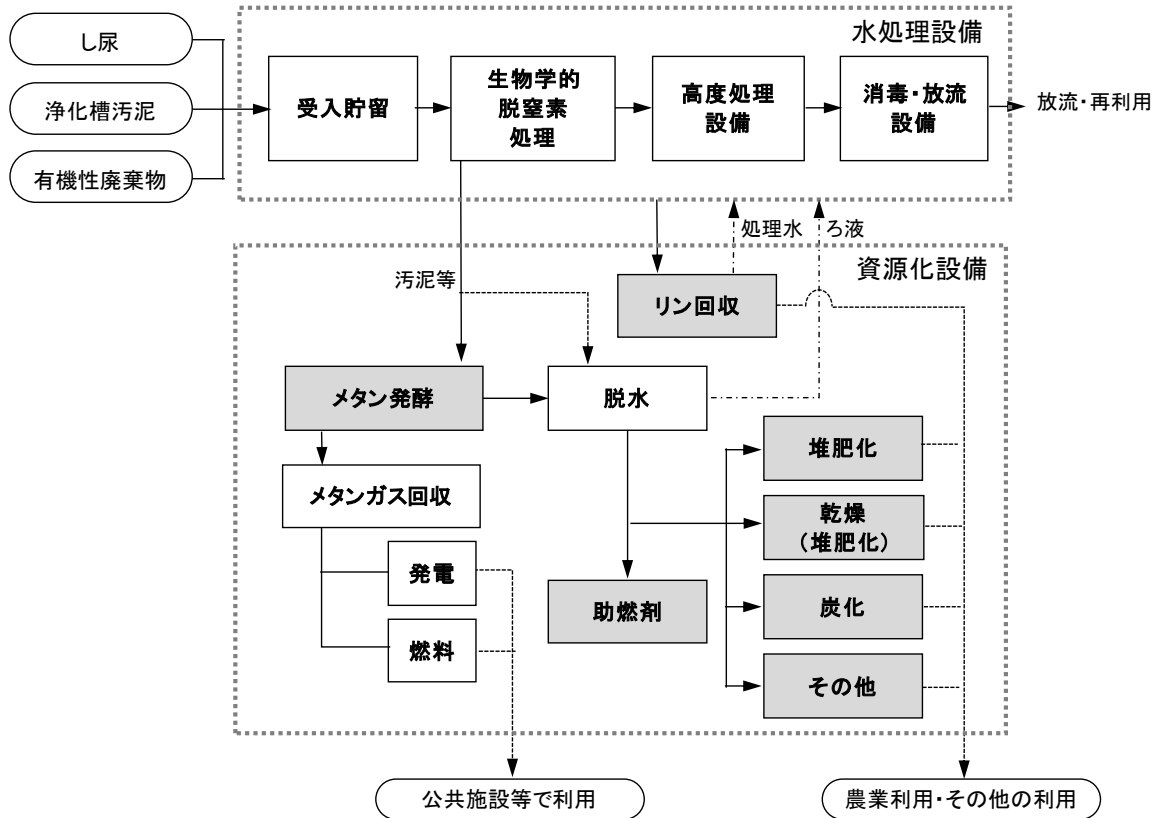


図 3-12 汚泥再生処理センターのイメージ図

(3) 施設の整備スケジュール

汚泥再生処理センターの施設整備スケジュールは表 3-28 に示すとおりです。

表 3-28 施設整備スケジュール

施策	年度										
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
施設整備 汚泥再生処理センター		施設整備基本計画 基本設計 事業者募集			実施設計・建設		稼働				

※施設の整備スケジュールは、状況により変更となる場合があります。

第4節 その他関連計画

第1項 市民に対する広報・啓発活動

構成市において、市民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開します。

(1) 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

(2) 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。

(3) 地域住民との連携

地域住民と連携して、住民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行います。

(4) 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実が図れるよう、生活排水対策を推進します。

(5) 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。

(6) 下水道への早期接続

公共下水道等が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。

第2項 地域諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進に当たっては、構成市における「総合計画」、「下水道事業計画」、「生活排水対策推進計画」等との整合を図ります。

また、滋賀県の「滋賀県汚水処理施設整備構想」等についても配慮します。

第4編 その他

第4編 その他

第1節 廃棄物減量等推進審議会

これまで、当センターでは、一般廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生の促進による廃棄物の減量化並びに適正な処理に関する基本的な事項について調査・審議を行う機関として、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。審議会については、引き続き設置し、「湖北広域行政事務センター廃棄物減量等推進審議会設置条例」に掲げる次の事項についての調査・審議を行うものとしします。

- ① 一般廃棄物の減量化及び再生利用に関すること。
- ② 分別収集等に関すること。
- ③ 一般廃棄物の適正な処理に関すること。
- ④ 市民及び事業所啓発に関すること。
- ⑤ その他一般廃棄物の処理計画に関すること。

また、構成市と連携し、施策の内容や実効性について審議していきます。

第2節 災害廃棄物対策

国の「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）（平成30年3月改定）」に従い、災害廃棄物対策を推進します。

なお、今後、国及び県の動向を注視するとともに、構成市が策定する災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害廃棄物の受け入れ及び処理に関する計画策定をはじめとする災害廃棄物処理対策を図ります。

第1項 災害時の組織体制

(1) 連絡体制の確立

災害時の当センター及び構成市の連絡体制を確立するため、平時から防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備・充実を図ります。

(2) 周辺自治体との支援・連絡体制の確立

処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、構成市と協議して搬送可能な範囲の複数の自治体と、災害廃棄物処理に係る相互応援協力協定を結びます。

(3) 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について、構成市が収集委託業者や許可業者と結んだ協定を踏まえ、平時から災害時の収集体制等の整備・充実を図ります。

第2項 災害に強い廃棄物処理施設づくり

災害対策を強化するため、「地域の核となる廃棄物処理施設においては、地震や水害によって稼働不能とならないよう、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての

強靱性を確保します。これにより、地域の防災拠点として、特に焼却施設については、大規模災害時にも稼働を確保することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できる（平成 25 年 5 月閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」）としており、災害に強い廃棄物処理施設づくりを目指します。

(1) 災害に対する構造的な強度の確保

廃棄物処理施設を整備する場合には、特に地震時を想定して、建物の強度の確保、地盤の流動化等にも耐えうる基礎構造とします。

(2) 断水、停電時に対する備え

廃棄物処理施設を整備する場合には、災害時の断水や停電に備え、非常発電設備や雨水貯留設備を設けるなどの対策を講じます。

第3項 災害廃棄物の適正処理体制づくり

(1) 仮置場の確保

市民が自宅の片付けなどを速やかに行い、自ら災害廃棄物を持ち込むことを想定し、一時的な仮置場の設置が必要です。また、処理施設が稼働不能状態になった場合や多量の災害廃棄物の発生に備え、破碎・選別等を行う一次仮置場（二次仮置場）の想定も併せて必要となります。具体的な仮置場の設置については、今後構成市が策定する「災害廃棄物処理計画」での検討に委ねます。

(2) 周辺自治体と緊急処理設備の確保

多量の災害廃棄物（建築の被災、解体に伴う廃棄物）の処理に備え、緊急用処理設備を周辺自治体と協力して想定しておくことを検討します。

(3) 事前広報の実施

構成市と協議し、広報紙等により、災害時における適正処理に向けた対策の周知徹底を図ります。

(4) 被災初期における収集・処理対策

構成市と協議して被災初期において、感染症対策上から生ごみを優先収集することや、公園・空地をごみの集積所とすること、収集できず放置するごみへの消毒等の対策について整理します。

(5) 仮設トイレの設置及びし尿処理

災害発生時は、断水により水洗トイレが使用できない場合や、避難所へ多数の被災者が避難することによるトイレ不足が想定されるため、構成市では平時から仮設トイレの確保に努めるとともに、被災者等の生活に支障が生じないように仮設トイレの設置が必要です。

当センターでは、仮設トイレからのし尿を収集し、し尿処理施設で処理します。

(6) 水害発生時の対応

水害発生時には、衛生上の観点から浸水地域の水没便槽や水没浄化槽における、し尿の汲み取り回収をし、当センターのし尿処理施設で適正処理します。

(7) 事前広報の実施

構成市と協議して平時に広報紙等により、災害時における適正処理に向けた対策の周知徹底を図ります。

第 5 編 資料編

第5編 資料編

第1章 地域の概況

(1) 当センターの概況

長浜市は、平成 22 年 1 月 1 日に、旧長浜市(平成 18 年 2 月 13 日に旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併して誕生)、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町及び旧西浅井町の 1 市 6 町が合併し、現在の長浜市となりました。

米原市は、平成 17 年 10 月 1 日に、旧米原市(平成 17 年 2 月 14 日に旧山東町、旧伊吹町、旧米原町が合併して誕生)と旧近江町が合併し、現在の米原市となりました。

当センターは、ごみ・し尿・伝染病隔離病舎を共同事務として、昭和 40 年に 1 市 6 町 2 村で「湖北広域衛生組合」として設立されました。市町村合併に伴い、管轄区域を拡大し現在に至ります。当センターの概要を表 5-1 に、執行機関組織図を図 5-1 に示します。なお、平成 22 年の旧長浜市、旧伊香郡、旧東浅井郡の合併に伴い、伊香クリーンプラザ・伊香衛生プラント・余呉一般廃棄物最終処分場・木之本斎苑・余呉斎苑・西浅井斎苑の業務についても当センターに移管されました。

表 5-1 湖北広域行政事務センターの概要

設立	昭和 40 年 4 月 5 日	
構成市	長浜市、米原市	
事務所の所在地	長浜市八幡中山町 200 番地	
	共同処理事務事業	設置市
	(1) 廃棄物処理法(昭和 45 年法律第 137 号。以下本表中「法」という。)第 1 条及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、設置市の区域内の一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)のうち、管理者が指定する集積所に排出されたもの(設置市が収集し処理するものを除く。)を収集し運搬すること並びにこれを処分する施設の設置、管理及び運営に関する事。 (法第 7 条第 1 項及び第 6 項に規定する許可に関する事務を含む。)	長浜市 米原市
	(2) 法第 1 条及び第 4 条第 1 項の規定に基づき、設置市の区域内のし尿及び浄化槽汚泥(設置市が収集し処分するものを除く。)を収集し運搬すること並びにこれを処分する施設(し尿及び浄化槽汚泥中継槽を除く。)の設置、管理及び運営に関する事。 (法第 7 条第 1 項及び第 6 項並びに浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項に規定する許可に関する事務を含む。)	長浜市 米原市
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条第 1 項の規定に基づく火葬場の設置、管理及び運営に関する事並びに霊柩車の運行に関する事。	長浜市 米原市

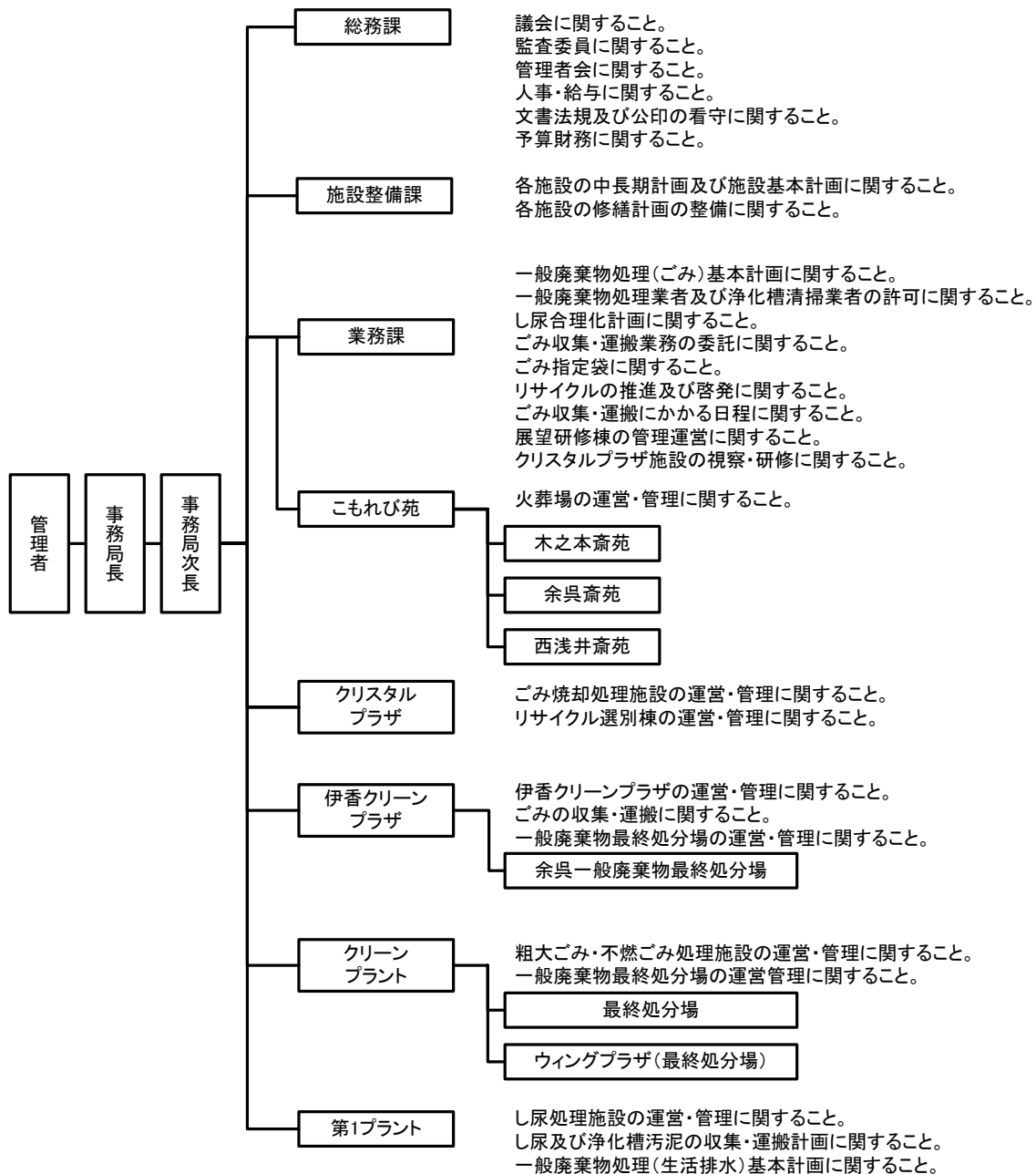


図 5-1 湖北広域行政事務センターの執行機関組織図

(2) 自然条件

1) 地象及び水象

滋賀県の北東部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山や霊仙山、琵琶湖に面しており、圏域の北部(長浜市)の中央には湖北平野が広がっています。琵琶湖に注ぐ河川として、姉川や高時川、余呉川、天野川等が流れています。

2) 気象

圏域のうち、長浜観測所と米原観測所の2ヶ所の気象データを以下に示します。長浜市と米原市の気象に大きな違いはなく、気候は日本海型気候で北陸型に近く、晩秋には時雨、冬季には北西の季節風とそれに伴う降雪が見られます。

表 5-2 平均気温と降水量（長浜市）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	平成25年	2.4	3.4	6.8	11.9	17.3	22.5	25.7	25.8	21.3	16.8	11.0	4.0
	平成26年	2.9	3.4	7.2	13.5	18.9	21	25.6	26.4	20.9	15.7	12.5	7.4
	平成27年	3.9	4.5	7.9	13.7	18.6	21.7	25.6	27.2	23.8	17.6	10.7	6.4
	平成28年	2.7	2.8	6.1	12.8	18.7	20.5	26.8	26.7	21.5	16.4	9.5	3.9
	平成29年	2.1	1.7	8.6	14	17.8	21.8	28	27.6	22.1	16.7	11.6	6.5
	平均	2.8	3.2	7.3	13.2	18.3	21.5	26.3	26.7	21.9	16.6	11.1	5.6
降水量の 合計 (mm)	平成25年	92.5	59.0	181.5	67.5	73.0	59.5	101.5	368.0	81.0	157.0	83.0	202.0
	平成26年	244.0	134.5	150.0	123.5	89.0	241.5	298.5	122.0	261.5	35.5	125.5	134.0
	平成27年	82.0	99.0	72.5	120.0	140.5	192.5	180.5	108.0	318.0	169.0	83.0	133.0
	平成28年	192.5	168.0	105.0	120.5	52.5	133.0	222.5	196.5	127.5	436.0	83.5	156.5
	平成29年	167.0	63.5	152.5	124.0	216.0	155.5	350.0	79.0	362.0	46.0	56.5	159.0
	平均	156	105	132	111	114	156	231	175	230	169	86	157

出典) 観測地点「長浜」(気象庁)

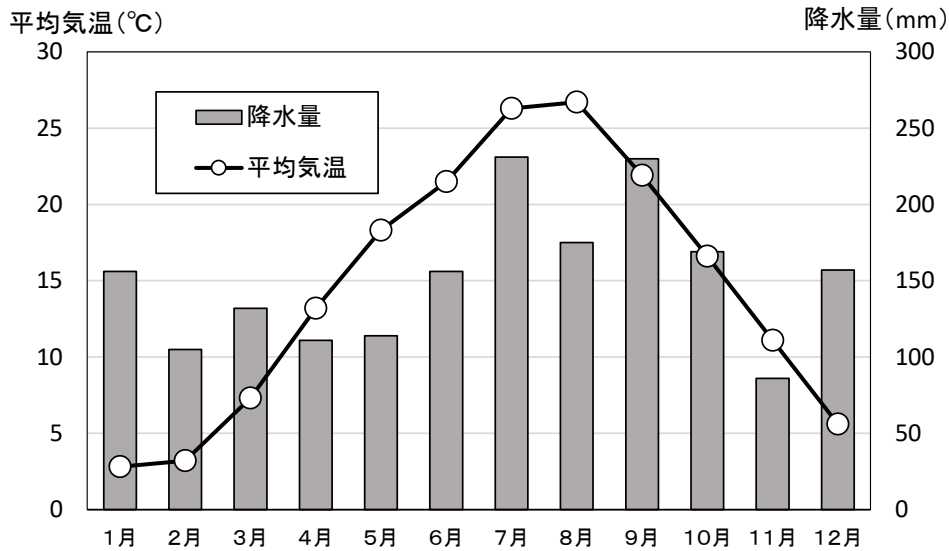


図 5-2 平均気温と降水量（長浜市、5年平均）

表 5-3 平均気温と降水量（米原市）

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	平成25年	2.0	2.8	6.2	11.4	16.6	21.6	24.7	24.9	20.4	16.2	10.4	3.5
	平成26年	2.8	3.0	6.8	12.9	18.3	20.3	24.6	25.5	20.2	14.8	11.9	6.9
	平成27年	3.2	4.0	7.3	12.9	18.0	20.8	24.4	26.0	23.1	16.8	9.9	6.0
	平成28年	2.0	2.2	5.4	12.1	17.8	19.4	25.8	25.5	20.6	15.6	8.9	3.1
	平成29年	1.6	1.1	7.9	13.2	16.9	20.8	26.9	26.5	21.2	15.8	10.5	5.7
	平均	2.3	2.6	6.7	12.5	17.5	20.6	25.3	25.7	21.1	15.8	10.3	5.0
降水量の 合計 (mm)	平成25年	81.0	59.0	139.5	50.5	70.5	45.5	125.0	410.5	88.0	135.0	62.0	151.5
	平成26年	178.0	75.0	128.0	124.5	75.5	179.5	288.0	148.0	228.0	35.5	120.5	101.0
	平成27年	98.0	71.0	73.0	125.5	119.5	195.0	245.0	81.0	269.0	152.5	77.0	107.0
	平成28年	134.5	120.0	80.5	115.0	58.5	127.0	194.0	357.0	118.0	450.0	76.0	112.0
	平成29年	126.0	46.0	156.0	147.5	235.5	187.0	401.5	103.5	395.0	48.5	57.0	138.5
	平均	124	74	115	113	112	147	251	220	220	164	79	122

出典) 観測地点「米原」(気象庁)

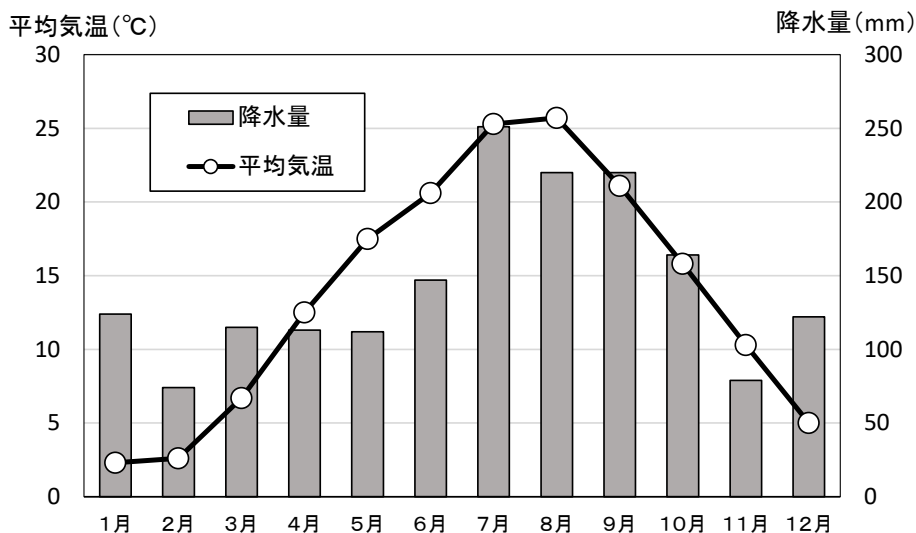


図 5-3 平均気温と降水量（米原市、5年平均）

(3) 社会条件

1) 人口動態

構成市の人口動態は、表 5-4 に示すとおりです。自然動態は、死亡が出生を上回る数が年々増加しています。社会動態は、転入より転出の方が多くみられます。なお、平成 22 年に転出者数が大きく減少したのは、合併により長浜市の区域が広がったことが要因として考えられます。

表 5-4 人口動態（自然動態、社会動態）

(単位：人)

	長浜市						米原市						圏域全体					
	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減	出生数	死亡数	自然増減	転入者数	転出者数	社会増減
昭和55年	1,761	1,021	740				542	347	195				2,303	1,368	935			
昭和56年	1,628	982	646				485	326	159				2,113	1,308	805			
昭和57年	1,616	921	695				486	310	176				2,102	1,231	871			
昭和58年	1,630	911	719				520	352	168				2,150	1,263	887			
昭和59年	1,640	907	733				486	319	167				2,126	1,226	900			
昭和60年	1,556	934	622				503	289	214				2,059	1,223	836			
昭和61年	1,560	951	609				465	332	133				2,025	1,283	742			
昭和62年	1,510	871	639				485	348	137				1,995	1,219	776			
昭和63年	1,429	964	465				465	329	136				1,894	1,293	601			
平成元年	1,339	986	353				437	345	92				1,776	1,331	445			
平成2年	1,321	977	344				414	321	93				1,735	1,298	437			
平成3年	1,225	955	270				420	349	71				1,645	1,304	341			
平成4年	1,251	1,001	250				426	319	107				1,677	1,320	357			
平成5年	1,280	1,045	235				409	343	66				1,689	1,388	301			
平成6年	1,306	940	366				423	348	75				1,729	1,288	441			
平成7年	1,254	982	272				397	346	51				1,651	1,328	323			
平成8年	1,272	973	299	3,851	4,702	-851	406	364	42	1,250	1,468	-218	1,678	1,337	341	5,101	6,170	-1,069
平成9年	1,259	1,061	198	3,849	5,109	-1,260	390	372	18	1,549	1,621	-72	1,649	1,433	216	5,398	6,730	-1,332
平成10年	1,322	1,072	250	3,913	5,048	-1,135	382	385	-3	1,583	1,542	41	1,704	1,457	247	5,496	6,590	-1,094
平成11年	1,281	1,104	177	3,776	5,048	-1,272	411	357	54	1,386	1,532	-146	1,692	1,461	231	5,162	6,580	-1,418
平成12年	1,271	1,085	186	4,076	5,065	-989	401	395	6	1,393	1,502	-109	1,672	1,480	192	5,469	6,567	-1,098
平成13年	1,272	1,021	251	4,020	5,737	-1,717	427	359	68	1,229	1,522	-293	1,699	1,380	319	5,249	7,259	-2,010
平成14年	1,228	1,090	138	3,795	5,519	-1,724	371	407	-36	1,143	1,591	-448	1,599	1,497	102	4,938	7,110	-2,172
平成15年	1,129	1,096	33	3,662	5,519	-1,857	329	389	-60	1,236	1,622	-386	1,458	1,485	-27	4,898	7,141	-2,243
平成16年	1,209	1,123	86	3,777	5,777	-2,000	324	370	-46	1,259	1,550	-291	1,533	1,493	40	5,036	7,327	-2,291
平成17年	1,131	1,180	-49	3,747	5,808	-2,061	343	386	-43	1,178	1,514	-336	1,474	1,566	-92	4,925	7,322	-2,397
平成18年	1,198	1,141	57	3,802	5,958	-2,156	302	395	-93	1,085	1,738	-653	1,500	1,536	-36	4,887	7,696	-2,809
平成19年	1,103	1,156	-53	3,797	5,632	-1,835	314	402	-88	1,001	1,538	-537	1,417	1,558	-141	4,798	7,170	-2,372
平成20年	1,064	1,178	-114	3,858	5,667	-1,809	317	442	-125	999	1,656	-657	1,381	1,620	-239	4,857	7,323	-2,466
平成21年	1,067	1,224	-157	3,460	5,848	-2,388	317	428	-111	1,069	1,487	-418	1,384	1,652	-268	4,529	7,335	-2,806
平成22年	1,045	1,239	-194	2,758	2,910	-152	344	497	-153	947	1,053	-106	1,389	1,736	-347	3,705	3,963	-258
平成23年	1,117	1,330	-213	2,675	2,885	-210	298	468	-170	908	1,045	-137	1,415	1,798	-383	3,583	3,930	-347
平成24年	1,008	1,311	-303	2,323	2,876	-553	343	462	-119	956	1,034	-78	1,351	1,773	-422	3,279	3,910	-631
平成25年	1,046	1,278	-232	2,152	2,833	-681	314	455	-141	1,025	1,041	-16	1,360	1,733	-373	3,177	3,874	-697
平成26年	994	1,319	-325	2,181	2,760	-579	317	460	-143	832	1,073	-241	1,311	1,779	-468	3,013	3,833	-820
平成27年	951	1,319	-368	2,262	2,782	-520	303	472	-169	964	1,026	-62	1,254	1,791	-537	3,226	3,808	-582
平成28年	905	1,240	-335	2,007	2,644	-637	287	457	-170	924	962	-38	1,192	1,697	-505	2,931	3,606	-675
平成29年	858	1,372	-514	2,125	2,552	-427	305	461	-156	845	894	-49	1,163	1,833	-670	2,970	3,446	-476

転入出者数：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」（市町合併前は旧市町の合算値）

出典）出生数・死亡数：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」（市町合併前は旧市町の合算値）

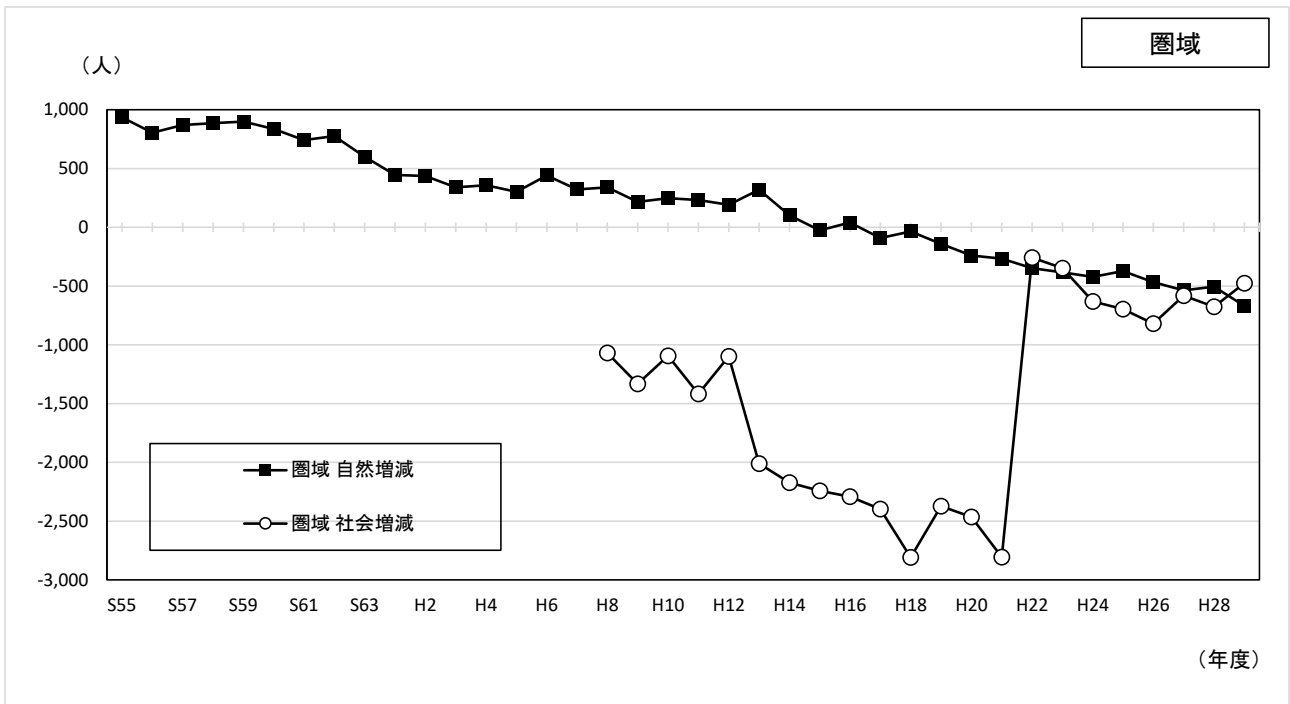


図 5-4 圏域全体の人口動態（自然動態、社会動態）

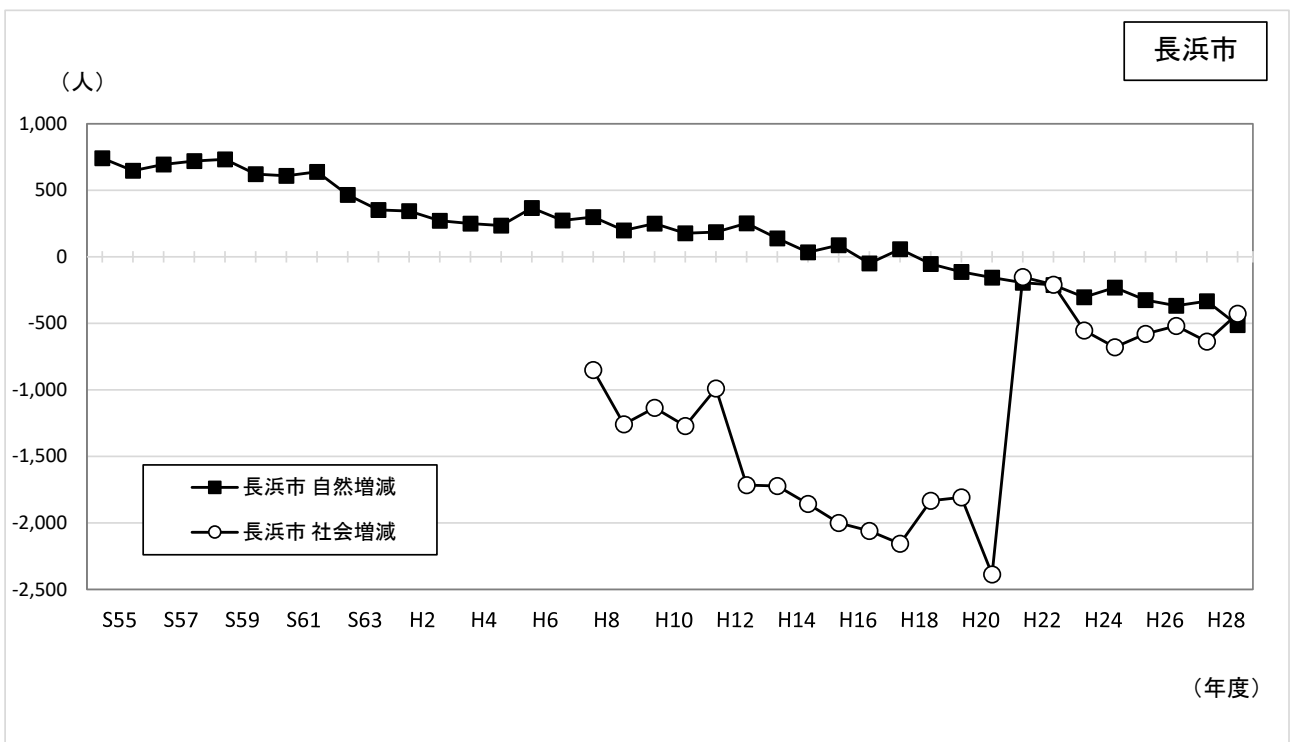


図 5-5 長浜市の人口動態（自然動態、社会動態）

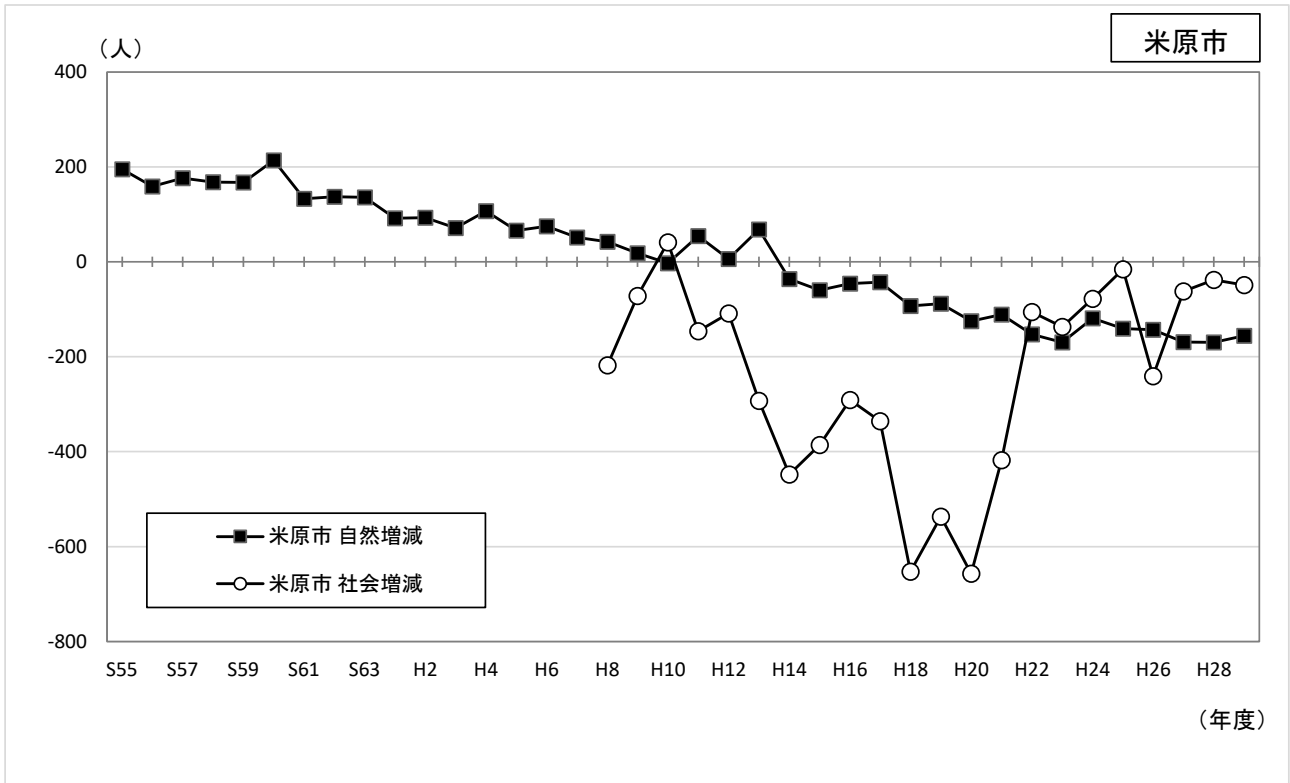


図 5-6 米原市の人口動態（自然動態、社会動態）

2) 産業動態

産業別事業所数及び従業者数は、表 5-5 に示すとおりです。

長浜市は、平成 26 年において、事業所数は 5,995 事業所となっており、内訳をみると、卸売業・小売業が 1,456 事業所と最も多く、次いで建設業が 758 事業所、製造業が 648 事業所の順となっています。従業者数は 59,190 人であり、内訳をみると、製造業が 16,082 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 10,484 人、医療・福祉が 8,304 人の順となっています。

米原市は、平成 26 年度において、事業所数は 1,599 事業所となっており、内訳をみると、卸売業・小売業が 316 事業所と最も多く、次いで製造業が 237 事業所、建設業が 196 事業所の順となっています。従業者数は 16,158 人であり、内訳をみると、製造業が 5,154 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 2,088 人、医療・福祉が 1,497 人の順となっています。

圏域は、平成 26 年において、事業所数は 7,594 事業所となっており、内訳をみると、卸売業・小売業が 1,772 事業所と最も多く、次いで建設業が 954 事業所、製造業が 885 事業所の順となっています。従業者数は 75,348 人であり、内訳をみると、製造業が 21,236 人と最も多く、次いで卸売業・小売業が 12,572 人、医療・福祉が 9,801 人の順となっています。

表 5-5 産業分類別事業所数及び従業者数

産業分類	長浜市		米原市		圏域	
	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)	事業所数 (事業者)	従業者数 (人)
総数	5,995	59,190	1,599	16,158	7,594	75,348
A～B 農林漁業	63	615	18	353	81	968
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	6	1	6
D 建設業	758	3,257	196	867	954	4,124
E 製造業	648	16,082	237	5,154	885	21,236
F 電気・ガス・熱供給・水道業	4	84	3	24	7	108
G 情報通信業	30	219	10	150	40	369
H 運輸業、郵便業	127	2,596	49	1,237	176	3,833
I 卸売業、小売業	1,456	10,484	316	2,088	1,772	12,572
J 金融業、保険業	65	803	15	121	80	924
K 不動産業、物品賃貸業	282	781	53	174	335	955
L 学術研究、専門・技術サービス業	174	1,083	44	728	218	1,811
M 宿泊業、飲食サービス業	568	4,680	119	964	687	5,644
N 生活関連サービス業、娯楽業	434	1,659	109	372	543	2,031
O 教育、学習支援業	240	2,929	61	736	301	3,665
P 医療、福祉	385	8,304	111	1,497	496	9,801
Q 複合サービス事業	58	668	17	187	75	855
R サービス業（他に分類されないもの）	643	3,463	213	981	856	4,444
S 公務	60	1,483	27	519	87	2,002

出典) 平成 26 年 経済センサス基礎調査 (データブック滋賀)

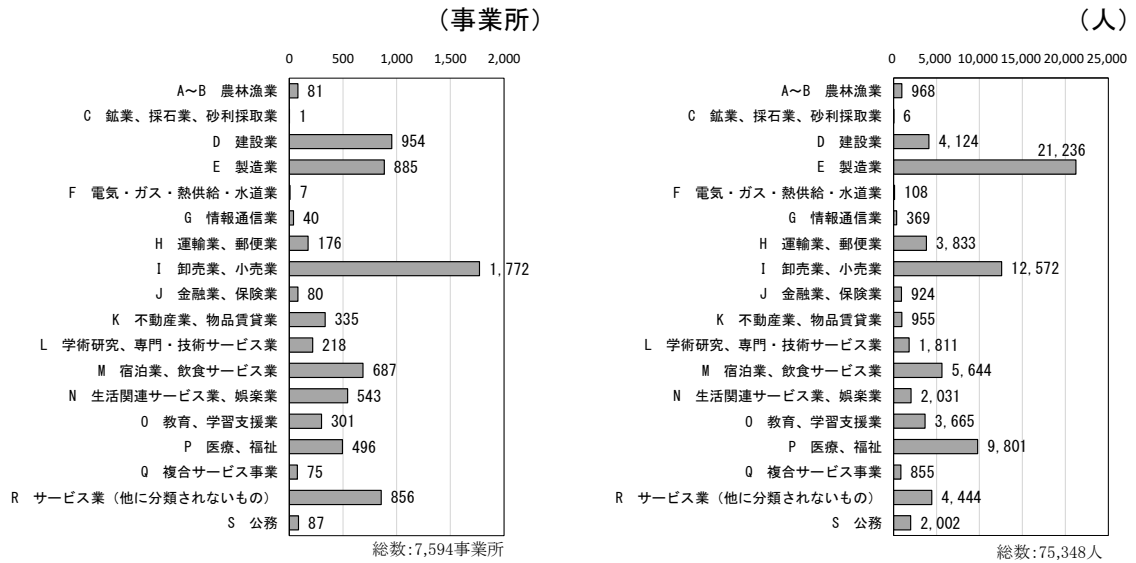


図 5-7 圏域の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)

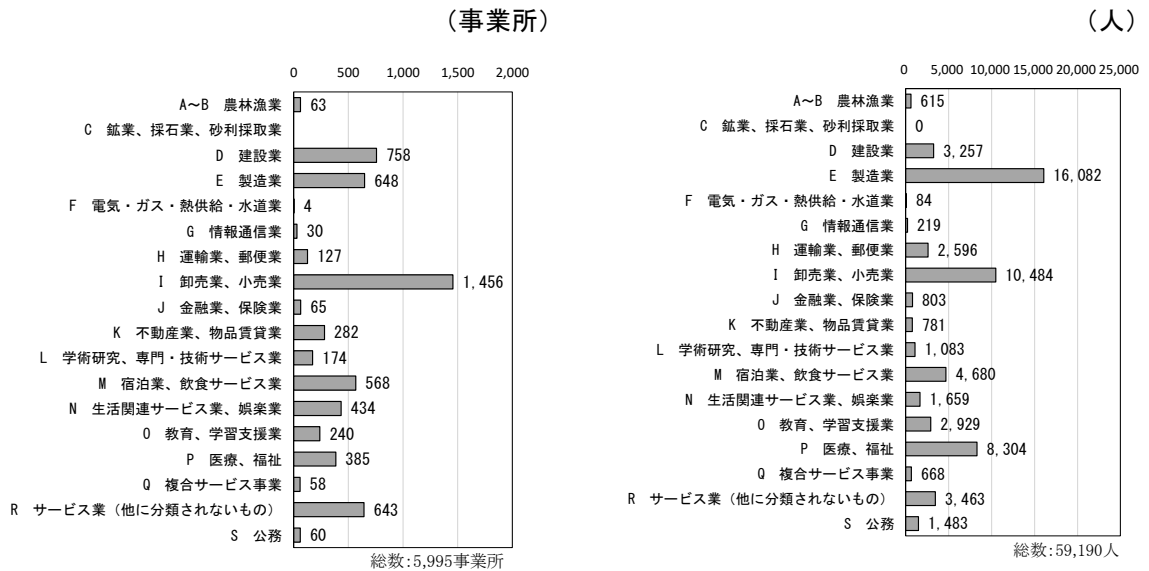


図 5-8 長浜市の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)

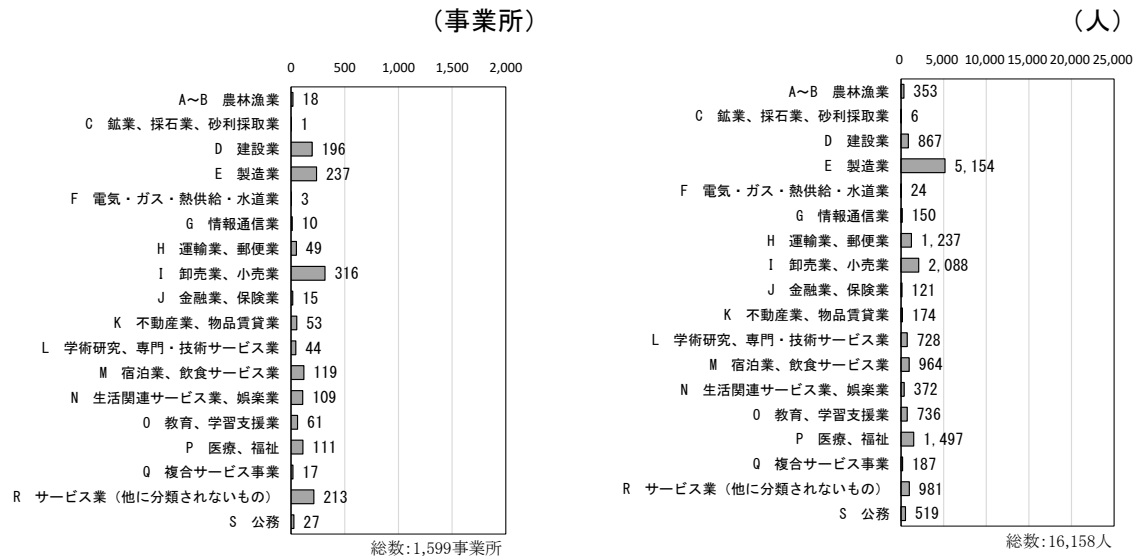


図 5-9 米原市の事業所数(左図)及び従業員数内訳(右図)

なお、事業所数及び従業員数の推移は、表 5-6、図 5-10、図 5-11 に示すとおりです。

表 5-6 事業所数及び従業者数の推移

			平成13年	平成18年	平成21年	平成24年	平成26年
長浜市	事業所数	(事業所)	7,003	6,309	6,739	5,883	5,995
	従業者数	(人)	57,799	55,836	61,045	55,059	59,190
米原市	事業所数	(事業所)	1,869	1,690	1,731	1,531	1,599
	従業者数	(人)	15,951	14,836	15,992	14,528	16,158
圏域	事業所数	(事業所)	8,872	7,999	8,470	7,414	7,594
	従業者数	(人)	73,750	70,672	77,037	69,587	75,348

出典) 平成13年、平成18年「事業所企業統計調査」
平成21年、平成26年「経済センサス基礎調査」、平成24年「経済センサス活動調査」

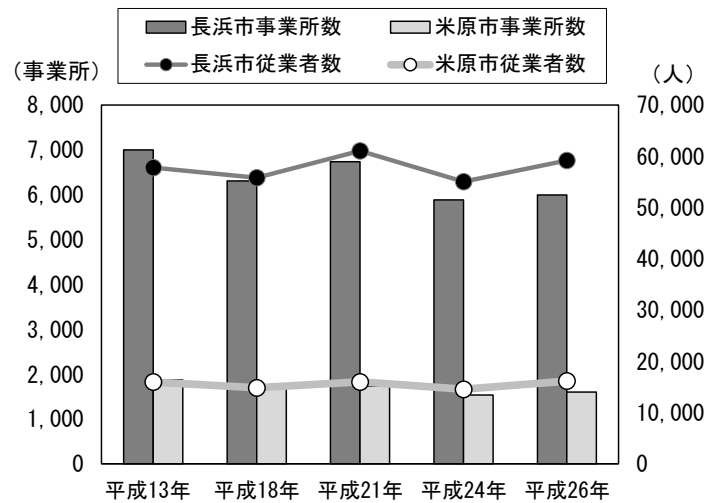


図 5-10 長浜市及び米原市の事業所数及び従業員数の推移

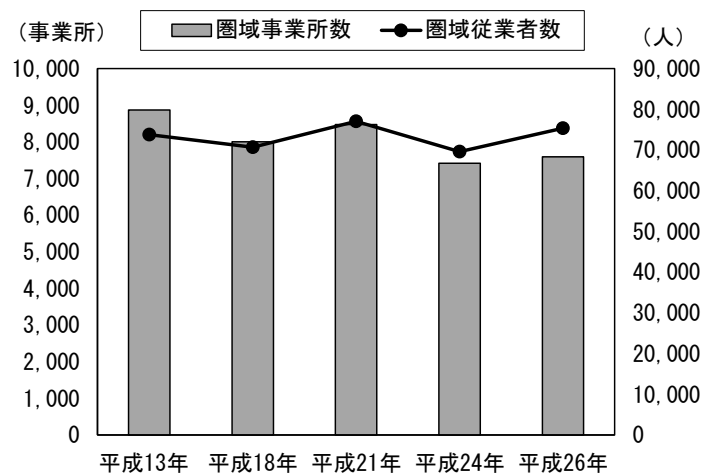


図 5-11 圏域の事業所数及び従業員数の推移

(4) 土地利用

地目別土地面積は、表 5-7 及び図 5-12 に示すとおりです。

長浜市の総面積(琵琶湖を除く)は 53,948ha であり、内訳は、山林が 15,301ha (28%) と最も多く、次いで田 7,775ha (14%)、宅地 2,711ha (5%) の順となっています。

米原市の総面積(琵琶湖を除く)は 22,307ha であり、内訳は、山林が 12,042ha (54%) と最も多く、次いで田 2,536ha (11%)、宅地 1,122ha (5%) の順となっています。

圏域の総面積(琵琶湖を除く)は 76,255ha であり、内訳は、山林が 27,343ha (36%) と最も多く、次いで田 10,311ha (14%)、宅地 3,833ha (5%) の順となっています。

表 5-7 地目別土地面積

(単位 : ha)

	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
長浜市	53,948	7,775	979	2,711	15	15,301	480	845	25,840
	100%	14%	2%	5%	0%	28%	1%	2%	48%
米原市	22,307	2,536	426	1,122	8	12,042	157	530	5,486
	100%	11%	2%	5%	0%	54%	1%	2%	25%
圏域	76,255	10,311	1,405	3,833	23	27,343	637	1,375	31,326
	100%	14%	2%	5%	0%	36%	1%	2%	41%

注)「その他」は、墓地、道路、保安林、水道用地、水路、寺社境内、公共溜池、公園等を指す。

※数値は課税対象の土地を対象としたものであるため、圏域が、表 1 圏域の総面積とは一致しない。

出典) 滋賀県 平成 28 年度 (2016 年度) 統計書

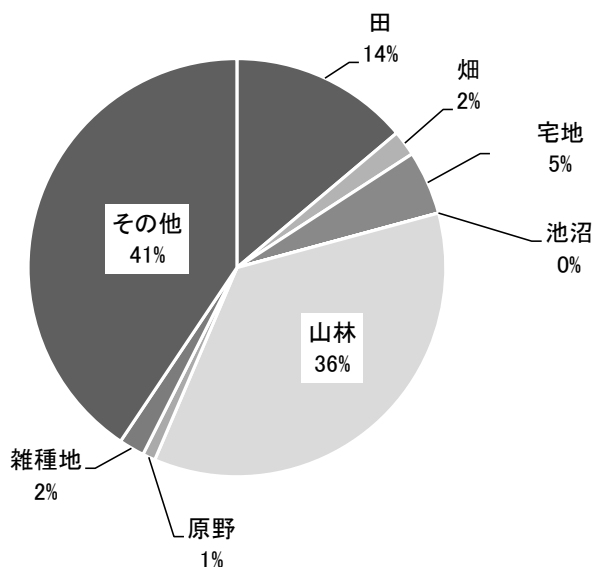


図 5-12 圏域の地目別土地利用面積割合

(5) 交通

圏域は、古くから交通の要衝として栄え、現在も鉄道や高速道路などの交通網が充実しています。

特に、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からはおよそ 60 キロメートル圏域、大阪市からはおよそ 100 キロメートル圏域にあり、JR 新幹線・東海道本線・北陸本線・湖西線や名神高速道路・北陸自動車道・国道 8 号・21 号を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。さらに、平成 18 年 10 月に JR 北陸本線・湖西線が直流化されたことにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性が高まりました。

(6) 関係計画

1) 長浜市の関連計画

長浜市では、平成 29 年 3 月に「長浜市総合計画」を策定しており、ごみ処理及び生活排水処理に関する概要は表 5-8 に示し、平成 31 年 3 月に策定した環境基本法の概要は表 5-9 に示すとおりです。

表 5-8 長浜市総合計画の概要

将来像	新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ① 郷土に学ぶ「長浜人づくり」プロジェクト ② みんなで支える「子育て応援」プロジェクト ③ 長浜まるごと「未来のシカケ」プロジェクト ④ 身近な自然を生かす「地域環境との共生」プロジェクト ⑤ 人もまちも「結びの輪づくり」プロジェクト ⑥ 安心安全「地域で支えあい」プロジェクト
目標人口	目標人口：114,000（令和 8 年）
ごみ処理方針、施策	<p><政策 6 環境・都市 ～水と緑に包まれ住まう～></p> <p>目標 1 地球環境にやさしいまちづくり</p> <p>1-1 低炭素社会の構築</p> <p>施策 1 総合的な地球温暖化対策の推進</p> <p>○温室効果ガス排出削減に向け、家庭・事業所における省エネ・省 CO₂ 対策及びエネルギー対策、環境にやさしい車の利用推進、エコドライブの推進など各主体が地球温暖化防止の取組を効果的に進めるために必要な仕組みをつくります。</p> <p>施策 2 再生可能エネルギーの利活用の推進</p> <p>○再生可能エネルギー、特に太陽光発電、小水力発電、バイオマス熱利用の導入を拡大するとともに、エネルギー高度利用技術（燃料電池、蓄電池、次世代自動車）の普及に向けた取組を進めます。</p> <p>1-2 循環型社会の構築</p> <p>施策 1 ごみ減量化と資源循環の仕組みづくり</p> <p>○ごみの減量化を促進する上で、使用済みの物は廃棄物ではなく貴重な資源であるという資源循環の考え方が今後も重要になることから、循環型社会への関心を高めるための</p>

	<p>教育・学習の場の提供や積極的な情報発信を行います。</p> <p>施策2 不法投棄対策の強化</p> <p>○自治会と市のきれいなまちづくりパートナーシップ協定をきっかけとして、不法投棄防止の啓発、監視強化に取り組むとともに、市民一人ひとりの美化意識の向上を図ります。</p> <p>施策3 公害の未然防止</p> <p>○公害の未然防止に向けて、環境保全にかかる常時監視に加えて、臨時監視や新たな環境問題に即応するための測定体制の整備など環境監視体制の充実を図るとともに、事業所への指導徹底を重点的に進めます。</p>
水環境に係る方針、施策	<p><政策6 環境・都市 ～水と緑に包まれ住まう～></p> <p>目標4 生活基盤の整ったまちづくり</p> <p>4-1 社会資本の整備</p> <p>施策4 下水道の整備</p> <p>○処理原価の高い農業集落排水事業は、処理原価の安い公共下水道への統合を進めるため、供用後30年を経過した地区から順次接続を実施します。</p> <p>○施設の老朽化等の状況を把握し、適切に管理するとともに、経営状況を明確化するため、地方公営企業法の適用を進めます。</p>

表 5-9 長浜市環境基本計画の概要

計画名	第2次長浜環境基本計画（平成31年3月）
環境像	みんなで育む 水とみどりにつつまれたまち ながはま
基本方針	<p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 良好な自然環境の保全・再生（自然環境） 2. ひとの健康と安全を守る生活環境の保全（生活環境） 3. 心豊かな暮らしと文化を育む快適環境づくり（快適環境） 4. もの・水・エネルギーの循環の創出（循環） 5. 地球環境保全への貢献（地球環境） 6. 行動と連携による長浜エコ人づくりの推進（人づくり）
実施する施策	<p><基本方針1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・山林の適切な保全 ・農地の適切な保全 ・河川・琵琶湖などの保全 ・生物の生息・生育状況の把握 ・生物の保全・管理 ・外来生物対策の強化 ・環境に配慮した農林水産業の推進 ・自然とふれあう場と機会の提供 ・農林水産物の地産地消・ブランド化の推進

<基本方針 2>

- ・水質の保全
- ・大気の保全
- ・騒音・振動の防止
- ・公害などの防止
- ・有害化学物質・放射性物質の監視測定
- ・不法投棄の防止
- ・事業所への指導の徹底
- ・環境保全協定の終結推進

<基本方針 3>

- ・公園緑地の整備・維持管理の推進
- ・親水空間の保全
- ・歴史資源や文化財の保存・活用
- ・市民文化活動の推進
- ・まちなみ景観の形成
- ・空き家・空き地の管理・活用の推進
- ・地域美化の推進

<基本方針 4>

- ・ごみの発生抑制
- ・物の再使用
- ・リサイクルの推進
- ・水の適正な利用推進
- ・水循環の推進
- ・省エネルギーの推進
- ・再生可能エネルギーなど環境に配慮したエネルギーの利用促進

<基本方針 5>

- ・地球温暖化対策に向けた行動の促進
- ・市の先導的取組の推進
- ・地球温暖化リスクの把握及び対策の検討・実践
- ・地球温暖化リスクとその対策に関する情報の発信

<基本方針 6>

- ・学校での環境教育の充実
- ・家庭や地域、職場での環境学習の充実
- ・環境関連団体などの育成・支援推進
- ・長浜市官民パートナーシップの活動支援
- ・様々な活動主体間との連携強化
- ・様々な媒体を活用した環境関連情報の発信推進

2) 米原市の関連計画

米原市の総合計画及び環境基本計画の概要や、ごみ処理及び生活排水処理に関する基本方針等は表 5-10 及び表 5-11 に示すとおりです。

表 5-10 米原市の総合計画の概要

計 画 名	第 2 次米原市総合計画（平成 29 年 3 月）
将 来 像	ともにつながり ともに創る 住みよさ実感 米原市
目 標 人 口	平成 28 年：42,000 人
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・人と人をつなぐまちづくり【元気な人】 ・地域と地域をつなぐまちづくり【活力あるまち】 ・過去・現在・未来（時）をつなぐまちづくり【愛着ある風土】
ごみ処理 方針、施策	<p>基本目標（政策）3 水清く緑あふれる自然と共生する安全なまちづくり【環境・防災】 先人から受け継いできた豊かな自然を次世代に引き継ぐため、人と自然が共生するまちづくりを進めます。また、市民の生命や財産を災害から守り、安心して暮らすことができるよう、自助、共助、公助による助け合いの体制を構築し、地域防災の充実を図るとともに、防犯、交通安全対策および消費者支援など、安全で安心なまちづくりを進めます。</p> <p>3-2) 彩りある自然と共生する持続可能な快適環境のまち（生活環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①循環型社会の構築 ②身近な生活環境の保全 ③環境に配慮したまちづくりの推進 ④地球温暖化対策の推進 ⑤環境学習の推進 ⑥再生可能エネルギー活用の推進 <p>3-4) みんなで備える命と暮らしを守る安全安心のまち（防災/消防）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域防災力の強化 ②災害に強いまちづくりの推進 ③迅速な災害情報の伝達・収集 ④災害復旧への対応 ⑤安心して生活できる環境づくり
水環境に係る 方針、施策	<p>3-1) 生命を育む美しい水と豊かな自然を守り育てるまち（自然環境）</p> <ul style="list-style-type: none"> ②美しい水環境の継承 <p>3-5) 暮らしの安全と生活の安心を守るまち（防犯/消費生活/交通安全/上下水道）</p> <ul style="list-style-type: none"> ②安定的な下水道事業の推進

表 5-11 米原市の環境基本計画の概要

計 画 名	米原市環境基本計画（平成 20 年 3 月 改訂 平成 28 年 4 月）
環 境 像	ホタルが輝き 笑顔あふれる田舎都市 まいばら
ごみ処理 水環境の 方針、取組	<p><ごみ排出量の削減></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ごみを減らすための社会全体の工夫 <p><未利用資源の有効活用の推進></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 省資源および未利用資源の有効活用 <p><環境教育の推進></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校・園教育における環境教育の推進 2. 地域における環境学習の推進 <p><環境行動の推進></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 環境情報の共有と環境保全行動の推進

第2章 ごみ処理行政の沿革

当センターにおけるごみ処理行政の沿革は、表 5-12 に示すとおりです。

表 5-12 湖北広域行政事務センターにおけるごみ処理行政の沿革

年月日	経緯
昭和40年 4月 5日	● 1市6町2村（高月町を除く）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎
昭和44年10月 1日	● 長浜市八幡中山町に可燃ごみ焼却処理施設を建設し全面供用開始
昭和46年10月 1日	● 旧山東町大野木に最終処分場を建設し供用開始
昭和54年 4月 1日	● 湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ名称を変更
昭和58年12月 1日	● 旧伊吹町杉沢に最終処分場を建設し供用開始
平成 2年 4月 1日	● 旧浅井町大依にクリーンプラント（最終処分場・粗大ごみ破碎処理施設）を建設し供用開始。粗大ごみ、ガラスびん、使用済み乾電池類の収集開始（長浜市のみ昭和53年度からガラスびん・金属類のモデル収集）
平成 6年 1月17日	● 不燃ごみ・粗大ごみ処理の共同事務に高月町が加入
平成11年 2月17日	● 可燃ごみ処理及びごみの収集・運搬の共同事務に高月町が加入
平成11年 4月 1日	● 長浜市八幡中山町にクリスタルプラザ（可燃ごみ焼却処理施設・リサイクルプラザ）を建設し、全面供用開始
平成11年11月 1日	● 資源ごみの分別収集を開始（空き缶、ペットボトル、紙パック、発泡スチロール）
平成14年 4月 1日	● 可燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成14年 4月 1日	● 不燃ごみを指定袋有料化（超過量有料制 ^{※1} ）による収集開始
平成14年 4月 1日	● 古紙（新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ）の収集開始
平成15年 4月 1日	● 古布（古着）の収集、プラスチック製容器包装のモデル収集開始
平成16年 4月 1日	● プラスチック製容器包装収集開始
平成17年 2月14日	● 旧米原町、旧山東町、旧伊吹町が合併し、米原市が誕生。構成市町が2市6町に変更
平成17年 4月 1日	● 可燃ごみ指定袋の無料配布枚数を100枚/年から80枚/年に変更
平成17年 4月 1日	● ボタン電池類収集開始（使用済み乾電池類として）
平成17年10月 1日	● 米原市と旧近江町が合併。構成市町が2市5町に変更
平成17年10月 1日	● 使用済み蛍光管分別収集開始
平成18年 2月13日	● 旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併し、長浜市が誕生。構成市町が2市3町に変更
平成20年10月 1日	● 可燃ごみと不燃ごみ収集の有料化制度を、超過量有料制から単純従量制 ^{※2} に移行
平成22年 1月 1日	● 旧長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町が合併し、長浜市が誕生。構成市が2市に変更
平成22年 1月 1日	● 旧伊香郡衛生プラント組合の業務について湖北広域行政事務センターに移管
平成23年 7月 1日	● スプレー缶類・ライター類の分別収集開始
平成25年 4月 1日	● 伊香クリーンプラザ管内の可燃ごみをクリスタルプラザに処理統合
平成25年10月 1日	● 資源ごみ等の中間処理施設の統合
平成25年11月26日	● 廃棄物減量等推進審議会設置
平成26年 4月 1日	● 圏域の資源ごみ等の分別ルールの一統
平成26年11月 1日	● 小型家電対象品目の回収を開始
平成27年 4月 1日	● 米原市番場にウイングプラザを建設し供用開始
平成27年10月 1日	● 粗大ごみ戸別収集・大量ごみ収集の開始
平成28年 4月 1日	● 伊香クリーンプラザ管内の不燃ごみと粗大ごみをクリーンプラント処理統合

注) ※1 超過量有料制（指定袋を一定量無料配布し、超過分を有料とする制度）

※2 単純従量制（指定袋を1枚目から有料とする制度）

第3章 ごみ処理体制

(1) ごみ処理事業におけるセンターと構成市の業務分担

当センターと構成市の業務分担を表 5-13 に示します。

表 5-13 ごみ処理事業における当センターと構成市の業務分担

事務・事業の種類	湖北広域行政事務センターの担当事務	構成市の担当事務
一般廃棄物処理 計画策定事務	①圏域の一般廃棄物処理基本計画を定める（構成市 単独実施分を除く） ②圏域の一般廃棄物処理実施計画を定める（構成市 単独実施分を除く） （集積所にごみが出された後の収集・運搬・中間処 理・最終処分に関する事務）	①構成市の一般廃棄物処理基本計画を定める ②構成市の一般廃棄物処理実施計画を定める （集積所にごみが出され、収集されるまでの業 務に関する事務：排出抑制と分別、リサイク ル、集団回収、住民啓発等）
ごみ収集に 関する事務	①集積所からの収集・運搬業務に関する事務 ・直営収集 or 委託収集の選択と決定：委託の場 合の業者の決定 ・分別収集の方式の決定（分別の種類・収集方式 等） ・収集回数及び日程の決定 ②ごみ処理手数料、使用料の決定 ③ごみ指定袋の形状決定、調達、料金の設定 ④資源ごみ収集容器の調達、管理 ⑤構成市との連絡調整	①集積所にごみが出され、収集されるまでの一 切の業務に係る住民への指導 ・啓発事務 ・排出の抑制、分別の徹底、リサイクル活動 の推進等の事務 ②ごみの分別・リサイクル等に関した対住民協 議会等の設立推進 ③集積所の整備に係る助成 ④ごみ収集に関する住民の意見、要望、苦情等の とりまとめ
ごみ処理施設の整備 及び計画策定事務	①整備する施設の優先順位と整備内容の決定 ・エネルギー回収推進施設（熱回収施設等）、マテ リアルリサイクル推進施設（リサイクルセンタ ー等）、最終処分場	①共同処理事務以外で構成市単独実施 ②エコタウン構想（滋賀県と県内市が主体とな って産業廃棄物・一般廃棄物の排出量抑制と 資源化を目指し、民間活用による産業を興す） の趣旨に則り、参加市が独自に計画、立案の事 業 例）生ごみ、農業集落排水汚泥等の堆肥化と農家 還元を目的とした施設の整備等
ごみ処理施設 の維持・管理	①法令等の基準に基づく維持管理（公害規制等） ②点検整備計画に基づく効率的かつ経済的な維持補 修 ③機器操作従業者の教育・訓練	①構成市単独施設に係る適正な維持管理 ②ごみ処理施設の円滑な維持のための住民に向 けたごみ分別や減量等の啓発 ③住民を対象とした研修会の開催（施設の現状 を見てもらう）
一般廃棄物の収集・ 運搬・処分業の許可 及び指導・監督に 関する事務	①センターが許可等審査委員会を経て許可する	①許可業者の適正な収集運搬・処理処分に係る 業務監視
ごみの排出抑制・ 減量化施策	①持込み住民・事業所に対して ・適宜文書による指導・啓発 ・受付窓口における指導 ②許可業者に対して ・収集先（事業所）での分別の徹底を指導 ・センター施設へ搬入時に指導事項の履行度を確認 ・許可証更新時（2年毎）に経営者、従業員とも に指導	①住民、事業所への指導・啓発に関する事務 ②集団回収に関する事務 ③住民を対象にしたリサイクルフェアの開催 ④不用品交換情報の提供 ⑤多量排出事業者の計画の提出
ごみステーション の設置・整備		①センターと協議の上、構成市において実施
廃棄物減量等推進審 議会の設置及び環境 衛生推進員の選任等	①廃棄物減量等推進審議会の開催	①環境推進員の選任
広報活動	①ホームページや構成市の各戸に配布する「広域だ より」を発行 ・「広域だより」によりセンター業務の現状やリサ イクルに向けた取組、問題点等を掲載し、幅広 い関心と協力を求めるなどの広報活動をして いる	①ホームページや独自に発行の広報紙において 当該自治体独自のごみ減量化、資源化、環境美 化等への取組について広報・啓発活動をして いる
廃棄物条例の制定	①集積所から中間処理、最終処分までの業務と処理 業の許可などに関する事務内容について制定	①各家庭、事業所から集積所に出されるまでの 業務に関する事務内容について制定

第4章 ごみ処理の実績

(1) 分別品目別の構成市実績

1) 長浜市

長浜市の過去5年間におけるごみ排出量は平成26年度以降減少傾向にあります。内訳は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみのいずれも減少しています。資源ごみの内訳は、特に新聞、雑誌・チラシが減少しています。

表 5-14 長浜市でのごみ総排出量(品目別)

項目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
可燃ごみ		27,309	26,824	26,681	26,368	26,418	
生ごみ		-	-	-	-	-	
不燃ごみ		2,470	2,157	2,098	2,048	2,057	
粗大ごみ		1,797	1,457	1,683	1,507	1,654	
資源ごみ	ペットボトル	246	214	209	199	193	
	発泡スチロール	84	76	73	69	69	
	紙パック	46	45	44	42	40	
	缶	アルミ	53	46	46	45	43
		スチール	154	144	138	127	124
	ガラス	無色	325	314	311	296	284
		茶色	256	254	248	241	230
		その他有色	89	91	92	89	88
	古紙	新聞	941	771	735	595	485
		ダンボール	730	713	702	656	611
		雑誌・チラシ	1,699	1,392	1,275	1,040	876
	古布(古着)		296	242	230	200	189
	プラスチック製容器包装		786	823	838	814	825
	使用済み乾電池類		34	39	35	33	34
	使用済み蛍光管		3	7	11	9	10
	ライター		2	2	3	2	2
計		5,745	5,176	4,992	4,458	4,103	
集団回収		1,757	950	787	822	297	
合計		39,078	36,564	36,240	35,203	34,529	

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

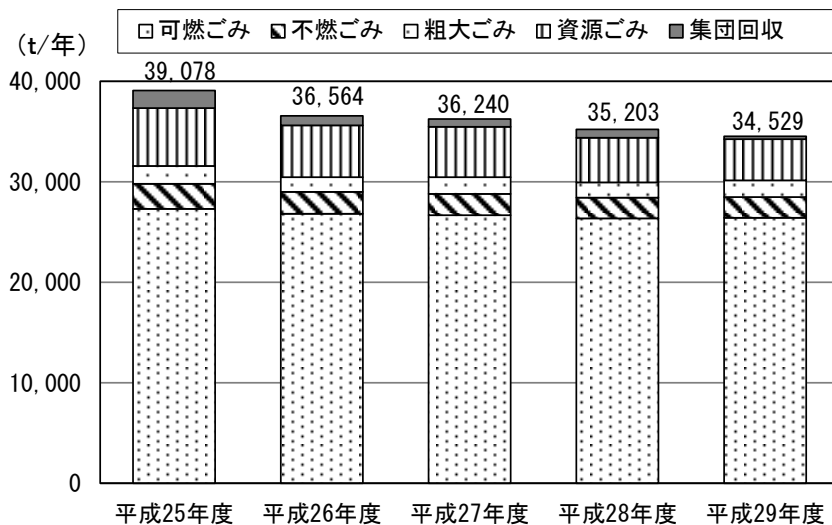


図 5-13 長浜市でのごみ総排出量(品目別)

2) 米原市

米原市の過去5年間におけるごみ総排出量は減少しています。内訳は、可燃ごみが増加傾向にあり、不燃ごみ及び資源ごみが減少しています。資源ごみの内訳は、特に新聞、雑誌・チラシが減少しています。

表 5-15 米原市でのごみ総排出量(品目別)

項目		(単位：t)					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
可燃ごみ		6,929	6,950	7,166	7,555	7,694	
生ごみ		188	157	139	0	0	
不燃ごみ		767	688	649	607	634	
粗大ごみ		473	401	491	452	493	
資源ごみ	ペットボトル	79	77	76	74	73	
	発泡スチロール	23	21	21	18	19	
	紙パック	17	16	15	15	15	
	缶	アルミ	14	15	14	15	13
		スチール	43	45	45	43	41
	ガラス	無色	106	102	103	97	94
		茶色	84	82	81	80	75
		その他有色	26	27	27	27	26
	古紙	新聞	349	310	287	250	221
		ダンボール	284	283	281	261	249
		雑誌・チラシ	602	554	508	430	389
	古布(古着)	98	91	87	74	76	
	プラスチック製容器包装	309	305	311	305	321	
	使用済み乾電池類	12	12	12	11	12	
	使用済み蛍光管	1	3	4	3	4	
ライター	1	1	1	1	1		
計		2,047	1,944	1,874	1,704	1,629	
集団回収		404	326	75	71	1	
合計		10,808	10,466	10,394	10,388	10,450	

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

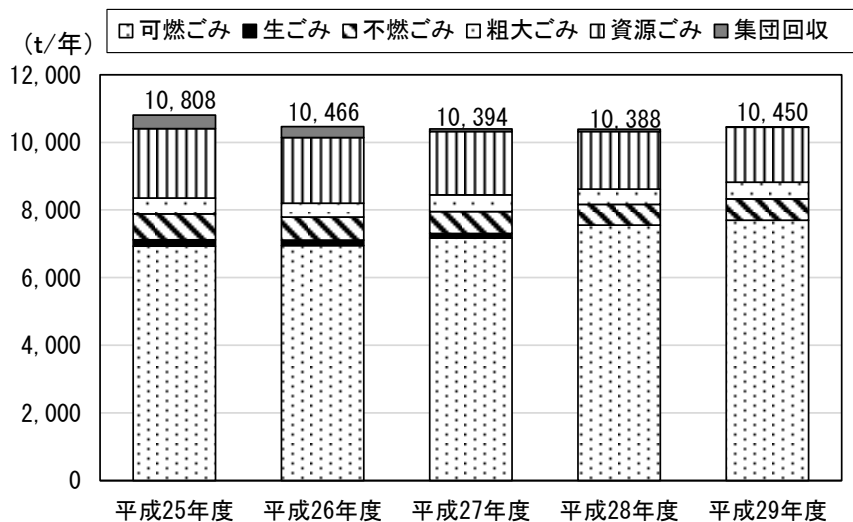


図 5-14 米原市でのごみ総排出量(品目別)

(2) 排出形態別の構成市実績

1) 長浜市

長浜市では過去4年間、家庭系ごみは概ね減少しています。一方、事業系ごみが減少していますが、可燃ごみ（公用ごみ）は増加しています。

表 5-16 長浜市でのごみ総排出量(排出形態別)

項目			(単位：t)				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	16,527	16,354	16,096	15,780	15,757
		生ごみ	0	0	0	0	0
		不燃ごみ	1,670	1,510	1,515	1,417	1,468
		粗大ごみ	595	459	614	537	546
		資源ごみ	5,745	5,176	4,992	4,458	4,103
		計	24,537	23,499	23,217	22,192	21,874
	持込ごみ	可燃ごみ	721	785	930	986	1,045
		不燃ごみ	419	299	286	332	309
		粗大ごみ	1,143	936	996	915	1,019
	計			26,819	25,519	25,429	24,425
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）		9,877	9,456	9,402	9,299	9,201
	可燃ごみ（公用ごみ）		184	229	253	303	415
	不燃ごみ（公用ごみ）		382	348	296	299	280
	粗大ごみ（公用ごみ）		59	62	73	55	89
	計		10,502	10,095	10,024	9,956	9,985
集団回収			1,757	950	787	822	297
合計			39,078	36,564	36,240	35,203	34,529

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

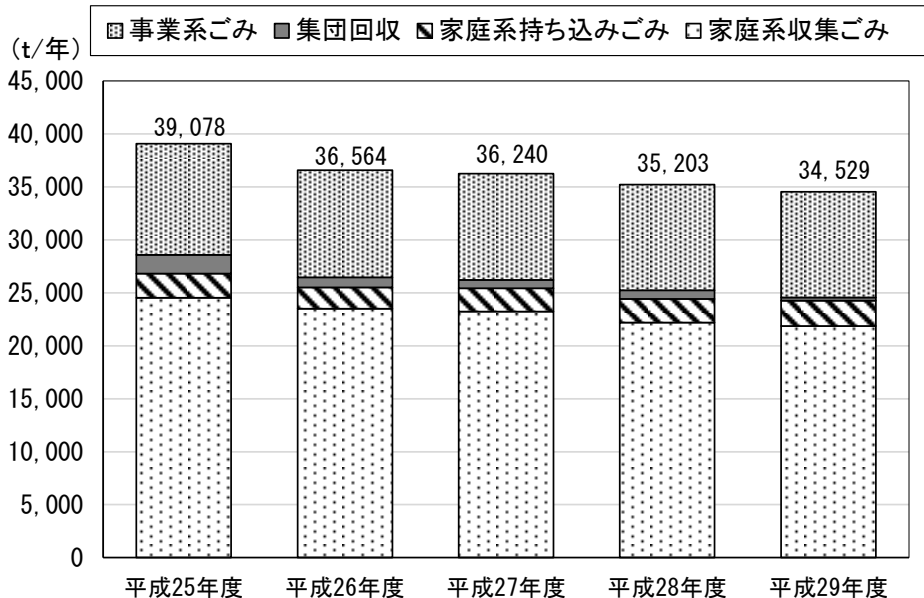


図 5-15 長浜市でのごみ総排出量(排出形態別)

2) 米原市

米原市では過去4年間、家庭系ごみはやや減少しています。また、事業系ごみも増加しており、特に事業系可燃ごみ及び可燃ごみ(公用ごみ)が増加しています。

表 5-17 米原市でのごみ総排出量(排出形態別)

項目			(単位：t)				
			平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	4,786	4,804	4,769	4,934	5,020
		生ごみ	188	157	139	0	0
		不燃ごみ	604	570	560	516	533
		粗大ごみ	161	132	191	187	200
		資源ごみ	2,047	1,944	1,874	1,704	1,629
		計	7,786	7,607	7,533	7,341	7,382
	持ち込みごみ	可燃ごみ	171	190	228	244	252
		不燃ごみ	100	76	67	69	80
		粗大ごみ	291	254	281	250	273
		計	8,348	8,127	8,109	7,904	7,987
事業系ごみ	可燃ごみ(事業系)		1,904	1,868	2,079	2,281	2,292
	可燃ごみ(公用ごみ)		67	88	91	96	131
	不燃ごみ(公用ごみ)		63	43	22	21	20
	粗大ごみ(公用ごみ)		21	14	18	15	19
	計		2,055	2,013	2,210	2,413	2,462
集団回収			404	326	75	71	1
合計			10,808	10,466	10,394	10,388	10,450

注) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

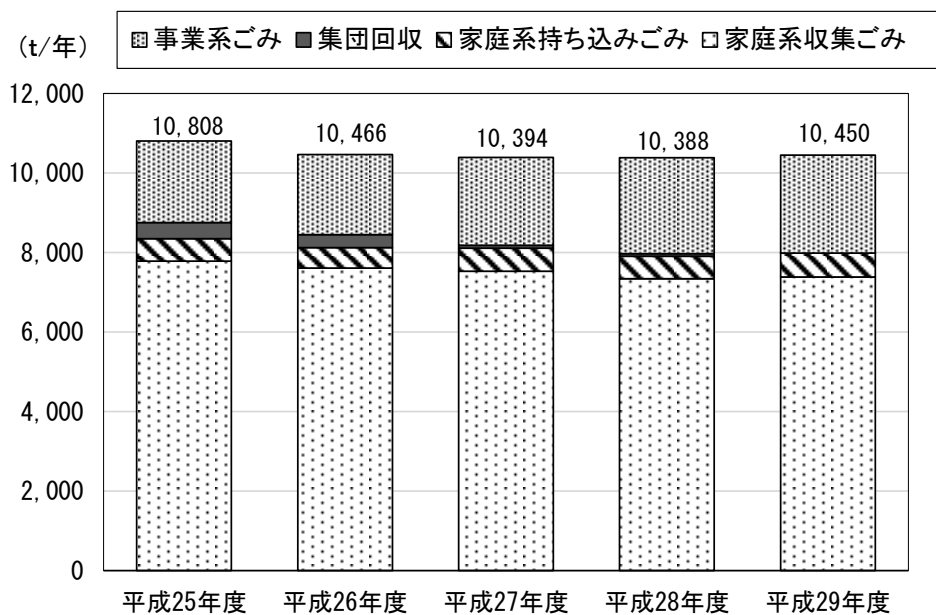


図 5-16 米原市でのごみ総排出量(排出形態別)

(3) ごみ中間処理量の実績（施設別搬入量・搬出量）

ごみ中間排出量の実績を表 5-18 及び表 5-19 に示します。

表 5-18 ごみ中間処理量(施設別搬入量及び一時保管量)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
クリスタルプラザ-焼却施設	t / 年	37,045	36,764	36,905	37,095	36,885	
	可燃ごみ	t / 年	34,190	33,733	33,955	34,075	34,111
	クリーンプラント-粗大ごみ施設からの可燃残渣	t / 年	1,966	2,286	2,333	2,520	2,570
	クリーンプラント-粗大ごみ施設からの可燃性粗大	t / 年	—	—	165	153	184
	クリスタルプラザ-リサイクル施設からの可燃残渣	t / 年	69	34	20	20	20
伊香クリーンプラザ-破碎施設からの可燃残渣	t / 年	216	169	118	—	—	
クリスタルプラザ-リサイクル施設	t / 年	2,445	2,547	2,544	2,523	2,410	
資源ごみ	t / 年	2,445	2,547	2,544	2,523	2,410	
発泡スチロール	t / 年	98	98	94	87	87	
紙パック	t / 年	61	61	59	57	55	
無色びん	t / 年	395	417	414	392	377	
茶色びん	t / 年	308	337	329	321	306	
その他有色びん	t / 年	104	117	119	116	115	
古布（古着）	t / 年	382	333	317	374	265	
プラスチック製容器包装	t / 年	1,053	1,128	1,149	1,119	1,146	
使用済み乾電池類	t / 年	41	46	48	45	45	
使用済み蛍光管	t / 年	3	9	15	12	14	
直接再生事業者へ	t / 年	5,000	4,564	4,316	3,735	3,318	
資源ごみ	t / 年	5,000	4,564	4,316	3,735	3,318	
ペットボトル	t / 年	286	291	285	273	266	
アルミ缶	t / 年	59	61	60	60	56	
スチール缶	t / 年	179	189	183	170	165	
新聞	t / 年	1,256	1,081	1,022	845	707	
ダンボール	t / 年	976	996	984	916	860	
雑誌・チラシ	t / 年	2,244	1,946	1,782	1,471	1,264	
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t / 年	4,584	3,835	4,542	3,832	5,348	
不燃ごみ（破碎ごみ）	t / 年	2,559	2,280	2,810	2,280	3,308	
粗大ごみ	t / 年	1,953	1,494	1,683	1,494	1,963	
自転車（一時保管）	t / 年	68	57	45	55	73	
ライター	t / 年	4	4	4	3	4	
クリーンプラント-最終処分場	t / 年	1,569	1,206	1,377	1,293	1,303	
直接埋立ごみ	t / 年	316	280	264	273	257	
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの不燃物	t / 年	1,153	834	1,008	916	924	
クリーンプラント-粗大ごみ施設からの廃プラスチック	t / 年	0	0	0	0	0	
し尿処理汚泥残渣	t / 年	100	93	105	104	122	
伊香クリーンプラザ-焼却施設	t / 年	48	41	57	52	65	
可燃ごみ	t / 年	48	41	57	52	65	
伊香クリーンプラザ-破碎処理施設からの可燃残渣	t / 年	0	0	0	0	0	
伊香クリーンプラザ-破碎処理施設からの廃プラスチック	t / 年	0	0	0	0	0	
伊香クリーンプラザ-破碎選別施設	t / 年	1,020	787	688	537	540	
不燃ごみ（破碎ごみ）	t / 年	361	280	296	290	269	
粗大ごみ	t / 年	316	307	281	146	172	
資源ごみ	t / 年	343	200	111	101	99	
ペットボトル	t / 年	40	0	0	0	0	
発泡スチロール	t / 年	9	98	7	8	7	
紙パック	t / 年	3	5	4	4	4	
アルミ缶	t / 年	8	0	0	0	0	
スチール缶	t / 年	19	0	0	0	0	
無色びん	t / 年	36	35	35	33	33	
茶色びん	t / 年	32	31	31	30	29	
その他有色びん	t / 年	11	12	12	12	12	
新聞	t / 年	33	0	0	0	0	
ダンボール	t / 年	37	0	0	0	0	
雑誌・チラシ	t / 年	57	0	0	0	0	
古布（古着）	t / 年	12	14	16	9	8	
プラスチック製容器包装	t / 年	41	0	0	0	0	
使用済み乾電池類	t / 年	5	5	6	5	6	
使用済み蛍光管	t / 年	0.3	0.4	0.3	0.3	0.1	
余呉最終処分場	t / 年	196	217	187	190	148	
直接埋立ごみ	t / 年	0	0	0	0	0	
伊香クリーンプラザ-破碎選別施設からの不燃物	t / 年	196	217	187	190	148	
伊香クリーンプラザ-焼却施設からの焼却残渣	t / 年	0	0	0	0	0	
米原市コンポストセンター	t / 年	188	0	0	0	0	
集団回収	t / 年	2,161	1,276	862	893	298	

表 5-19 ごみ中間処理量(施設別搬出量)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
クリスタルブラザ-焼却施設	t/年	4,133	4,325	4,429	4,310	4,289
焼却残渣(フェニックス処分場へ)	t/年	4,133	4,325	4,429	4,310	4,289
クリスタルブラザ-リサイクル施設	t/年	2,312	2,420	2,405	2,293	2,272
資源ごみ(再生事業者へ)	t/年	2,236	2,386	2,385	2,273	2,252
発泡スチロール	t/年	22	40	41	32	33
紙パック	t/年	53	54	56	53	51
無色びん	t/年	319	412	414	363	
茶色びん	t/年	319	332	321	320	814
その他有色びん	t/年	115	118	124	119	
古布(古着)	t/年	420	361	343	298	291
プラスチック製容器包装	t/年	944	1,019	1,034	1,031	1,014
使用済み乾電池類	t/年	41	41	39	46	37
使用済み蛍光管	t/年	3	9	13	11	12
可燃残渣(クリスタルブラザ-焼却施設へ)	t/年	69	34	20	20	20
クリーンプラント-粗大ごみ施設	t/年	4,482	3,851	4,235	4,402	4,537
鉄分(再生事業者へ)	t/年	675	659	669	745	764
アルミ(再生事業者へ)	t/年	16	15	15	13	22
自転車(再生事業者へ)	t/年	68	57	45	55	73
不燃物(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年	1,153	834	1,008	916	924
可燃残渣(クリスタルブラザ-焼却施設へ)	t/年	1,966	2,286	2,333	2,520	2,570
プラスチック類(クリスタルブラザ-焼却施設へ)	t/年	604	-	165	153	184
プラスチック類(クリーンプラント-最終処分場へ)	t/年	0	0	0	0	0
伊香クリーンブラザ-焼却施設	t/年	0	0	0	0	0
焼却残渣(余呉町最終処分場へ)	t/年	0	0	0	0	0
伊香クリーンブラザ-破砕選別施設	t/年	641	444	353	190	148
鉄分(再生事業者へ)	t/年	56	55	45	-	-
アルミ(再生事業者へ)	t/年	1	3	3	-	-
不燃物(余呉一般廃棄物最終処分場へ)	t/年	196	217	187	190	148
資源ごみ	t/年	173	-	-	-	-
伊香クリーンブラザ-焼却施設への可燃残渣	t/年	0	0	0	0	0
伊香クリーンブラザ-焼却施設への廃プラスチック	t/年	0	0	0	0	0
クリスタルブラザ-焼却施設への可燃残渣	t/年	165	169	118	-	-
クリスタルブラザ-焼却施設への廃プラスチック	t/年	51	-	-	-	-

(4) 温室効果ガス排出量

当センターのごみ処理事業に伴い排出される温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)は、表 5-20 に示すように平成 29 年度で 22,879 t であり、このうち収集・運搬に伴う排出量が 336 t、中間処理に伴う排出量が 22,371 t、最終処分に伴う排出量が 172 t となっており、排出量の大半は中間処理に伴う排出量です。

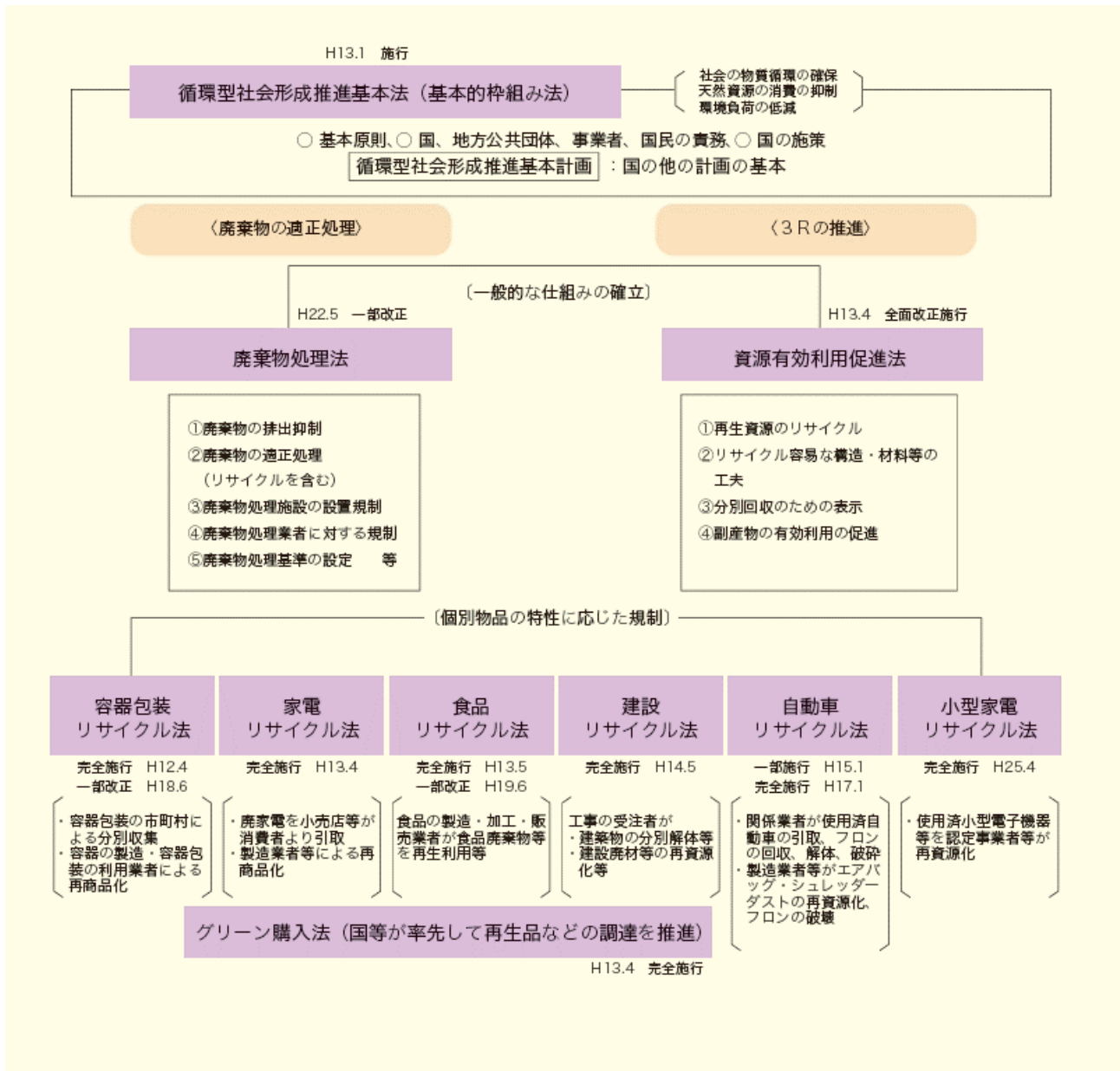
表 5-20 温室効果ガス排出量(CO₂換算) (平成 29 年度)

① 一般廃棄物の焼却						
ガスの種類	排出原因	焼却処理量 (t)	排出係数 (kg-ガス/t)	温室効果ガス排出量 (t-ガス)	CO ₂ 換算係数	CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)
CO ₂	プラスチック類の焼却 ※	6,502	2,770	18,011	1	18,011
CH ₄	一般廃棄物の焼却(連続式)	37,068	0.00095	0.04	25	1
N ₂ O	一般廃棄物の焼却(連続式)	37,068	0.0567	2.1	298	626
※センター焼却処理量37,068t×(1-水分率42.3%)×プラスチック類組成30.4%					総排出量	18,638
②-1 焼却施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	6,582,772	kWh	0.518		3,410	
灯油	29,669	L	2.49		74	
総排出量					3,484	
②-2 粗大ごみ処理施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	391,059	kWh	0.518		203	
総排出量					203	
②-3 リサイクル施設でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	38,926	kWh	0.518		20	
灯油	5,251	L	2.49		13	
軽油	3,670	L	2.58		9	
ガソリン	1,562	L	2.32		4	
総排出量					46	
②-4 最終処分場でのエネルギー消費						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
買電電力	292,856	kWh	0.518		152	
軽油	7,819	L	2.58		20	
総排出量					172	
③ 収集運搬						
種類	使用量		CO ₂ 排出係数 (kg-CO ₂ /固有単位)		CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	
軽油	130,113	L	2.58		336	
総排出量					336	
総合計排出量					22,879	

第5章 ごみ処理行政・技術の動向

(1) 国の法体系

国の廃棄物に関する法体系は、図 5-17 に示すとおりです。平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行され、これまで大半が埋立処分されていた使用済小型家電の新たなリサイクルが開始されました。



出典）経済産業省「資源循環ハンドブック 2018」

図 5-17 循環型社会の形成の推進のための関係法令

(2) ごみ処理技術の動向

1) 収集運搬技術

廃棄物を保管場所で収集車に積み込む一連の作業を収集といい、収集された廃棄物を中継施設や中間処理施設、中間処理施設から最終処分場、あるいは直接最終処分場まで運ぶ作業を運搬といいます。

ごみ収集・運搬は、非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高くなります。近年では、分別区分の拡大や交通事情の悪化など経費の増大をもたらす要因が増えています。このため、ますます計画的で合理的なごみ収集・運搬システムを構築することが求められています。

① 収集方式

収集方式として日本で適用されている方式には、集積所収集及び戸別収集があり、集積所収集が最も一般的方法といえます。なお、近年高齢者の増加に伴い高齢者対策として戸別収集を実施している自治体もあります。

② 運搬方式

収集・運搬機材は、車両（トラック）、パイプライン、鉄道、船舶など多様な機材が用いられていますが、一般の物流と同様、収集・運搬機材の大半が車両によって占められています。車両による収集・運搬は、機動性、柔軟性に優れており、一部地域で他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えられています。

2) 中間処理技術

ごみの中間処理は、不要物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、予め、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりするものです。

その主要な方法としては、焼却、破砕、解体、熔融、ガス化熔融、改質、分解、発酵などが挙げられます。個別の中間処理技術とその動向は、表 5-21 に示すとおりです。

表 5-21 ごみ処理技術の動向

処理施設	要素技術
焼却施設	<p>【焼却技術】 高温の炉内に可燃物をおくと自然することを利用した処理技術であり、ごみの低位発熱量が一定の値以上であれば、炉温を維持するための助燃を行うことなく自然する。 焼却工程では有機性廃棄物を気体中で高温酸化させ廃棄物の大部分を、安定した酸化ガスと少量の安定した無機物質（焼却灰）に変える。 焼却技術については、実績も多くほぼ確立されている。</p> <p>【焼却廃熱回収技術】 ごみの焼却に伴う熱エネルギーを熱交換器（温水器、廃熱ボイラ）により回収し、温水として給湯や暖房での利用、蒸気として発電や直接温熱源としての利用が可能である。 発電は、焼却施設の燃焼ガス冷却設備（排ガス処理設備により燃焼排ガスを処理するために冷却を行う設備）をボイラ方式とし、蒸気を得て、蒸気タービンにより行う。 ごみ質により発熱量が変動するため、変動を吸収する対策が必要なことや、燃焼排ガス中の酸性成分によりボイラチューブの腐食等の発生の可能性が高いこと等に留意が必要である。</p>
焼却残渣溶融施設	<p>燃料の燃焼熱や電気から得られた熱エネルギー又はその他のエネルギーにより焼却残渣を加熱し 1,200～1,400℃の高温条件で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグとして回収するものである。 乾き灰より比重の大きい溶融スラグとなることにより、容積減少を図ることができる。 スラグの資源化を指向した場合には、その需要先の確保、また、灰が高温になり低沸点の重金属（化合物）がガス中に移行するため、その対策等に留意が必要である。</p>
ガス化溶融施設	<p>廃棄物の熱分解工程に併せて無機物の溶融固化に至るまでを同時に行いスラグを回収する技術である。 大別すれば、乾燥、熱分解・ガス化、溶融を一つの炉で行い、ガスの燃焼のみを別炉で行う熱分解・溶融一体型と、乾燥、熱分解・ガス化を一つの炉で行い、ガス燃焼、溶融を別炉で行う熱分解・溶融分離型に分けられる。 廃熱回収についても焼却施設と同様な手法により可能であり、方式の得失も焼却施設+焼却残渣溶融施設と大筋で同様であるが、焼却施設+焼却残渣溶融施設に比べ、一つのプロセスで溶融処理ができるため設備構成がシンプルになり、管理要員の低減化が図れることや処理対象物の自由度が高くなる等の特徴があるとされている。また、方式によっては、還元雰囲気であること、高温であること、ガス化燃焼で燃焼制御が容易になることにより、ダイオキシンの発生が抑制されるとされている。</p>
熱分解ガス化・油化施設	<p>有機物を 500℃～1,000℃の還元性雰囲気中で乾留し、①炭化水素、一酸化炭素などからなる可燃性ガス、②各種有機化合物を含むタール又は油、③チャー（炭）などに化学的に分解する技術である。 ごみ溶融炉は熱分解技術を応用したものであるが、ガス抽出、油抽出については、残渣混入などがあり良質な燃料回収としての位置づけは難しい。また、熱分解残渣等の二次処理にも留意が必要である。</p>

炭化施設	<p>ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収するとともに、熱分解後の炭化物を再生利用の目的で回収する技術である。</p> <p>現在炭化施設はバッチ式と連続式、また移動式連続バッチ式がある。バッチ炉は小型に多く、連続式にはキルン型・スクリュウ型・堅型シャフト型・流動床型と揺動型がある。炭化熱源としては自らの乾留ガスを燃焼させる自然式と重油式の燃料を燃焼させる外部燃料式があり、さらに直接原料に熱を加える直燃式と間接的に熱を加える間接加熱式がある。</p>
固形燃料化施設	<p>廃棄物中の可燃物を破砕したり、成形したりして燃料として取り扱いできるようにする技術である。対象廃棄物は、木くず及び紙くずを中心とするが、プラスチック類や厨芥類を対象とする場合がある。</p> <p>ごみ燃料燃焼後の残渣を考えれば、減量効果が高いとは言えないが、ごみとしてではなく燃料として利用する点に意義のあるシステムであり、近年、種々の方法が実用化されている。</p> <p>処理対象物に対する適合性の範囲が限られていること、燃料として一定の品質を維持することが重要であることから、処理不適物については、別途処理方式を設定する必要がある。また、燃料化することにより、安定燃焼が図られるが、需要側での環境保全対策や腐食防止対策が必要となる。</p>
高速堆肥化施設	<p>好気性条件下で生物学的に易分解性有機分を分解、減容化させるとともに、発酵熱により水分を低下させ、取り扱い易く、安定化させる技術であり、この最終生成物をコンポスト（堆肥）という。</p> <p>製品品質を向上させるための分別の徹底や処理不適物の別途処理が必要である。また、コンポストの需要は、年間を通して平均的にあるわけではないため、製品のストックヤードの確保に留意が必要である。</p>
ごみ飼料化施設	<p>ごみを微生物による生物反応、加温等による分解、乾燥等の処理によって有機物から動物の栄養になる飼料を得る技術である。</p> <p>処理対象物は、異物を除去した厨芥など飼料化に適したごみに限られる。生物反応、加温等により飼料化する施設であって、発酵装置、乾燥装置等が必要となる。</p>
メタン化施設	<p>ごみ中の有機性廃棄物（厨芥類、紙類、草木類など）を主な処理対象として、メタン発酵させることにより、メタンを主成分とするバイオガス（可燃性ガス）を回収する技術である。</p> <p>本施設は簡略な前処理で、低発熱量の有機性廃棄物から可燃性のバイオガスの回収と、残渣の堆肥への有機利用が可能なシステムである。またダイオキシン類が生成される処理工程がなく、再合成される温度域がない。</p> <p>近年、焼却方式とメタンガス化施設を組み合わせたコンバインド方式の処理方法の実績も生まれつつある。</p>
粗大ごみ処理施設	<p>【破砕技術】</p> <p>処理対象物に外部から力学的変形を与えることにより、対象廃棄物を破壊し、細分化する技術である。</p> <p>破砕処理の方法には、剪断力のみによる剪断式、対象物に高速回転をするハンマ等の重量物を衝突させ、その衝撃エネルギーとハンマとケーシングとの剪断力を利用する衝撃剪断式及び一定の寸法内に対象物を押し込めることにより圧縮変形による破砕を行う圧縮式がある。</p> <p>各破砕方式により、金属塊、コンクリート塊に適す方式、繊維製品、畳等に適す方式など処理対象物に対する得失や破砕粒度等が異なるため、破砕対象物や目的（焼却、埋立の前処理及び資源の回収）により、破砕方式を選定する必要がある。</p> <p>また、危険物が混入した場合、火災、爆発等が発生することがあるため、その対策必要である。</p>

	<p>【選別技術】</p> <p>選別の原理は各廃棄物が持っている物理的又は化学的特性あるいはその両者を組み合わせたものが基本となっている。</p> <p>主なものを挙げれば、以下のとおりである。</p> <p>ふるい分け選別…可燃物は比較的粗く、不燃物は細かく破碎される特性を利用して、一定の開孔又は間隙を有するふるいの通過の可否により、分離する。</p> <p>風力選別…空気中の落下速度、空気抵抗の差を利用して可燃物、不燃物及びプラスチックを選別する。</p> <p>磁気選別…永久磁石又は電磁石で鉄分を吸引し選別する。</p> <p>渦電流選別…渦電流と磁場との相互作用で良導電性物質を横方向に移動させる力が働く原理を応用し、非鉄金属性物質から非磁気性金属（アルミ）を選別する。</p> <p>光学選別…ガラスビンの色選別やプラスチックボトルの素材選別を行うものであり、形状や透過光及び反射光を画像処理し、大小別、色別及び素材別に選別するものである。</p>
リサイクル施設	<p>【資源化技術】</p> <p>基本的に粗大ごみ処理施設で述べた選別技術と圧縮成形等により、資源純度を高めるとともに貯留、運搬効率を高めるものである。</p> <p>回収物の純度や回収率は、投入廃棄物の形態により大きく異なるため、純度を要求される場合には、排出段階において予めある程度分別しておくことが望ましい。また、機械選別と手選別（作業環境に留意が必要）との併用も考えられる。</p> <p>容器包装リサイクル法に則った容器包装を対象とする場合は、次のような設備が考えられる。</p> <p>金属缶…スチール・アルミの排出段階の分別又は磁気選別、渦電流選別及び圧縮成形機</p> <p>ガラスびん…色別の排出段階の分別又は光学選別</p> <p>ペットボトル…圧縮成形機</p> <p>段ボール…圧縮梱包</p> <p>その他の紙…圧縮梱包</p> <p>その他のプラスチック…溶融固化又は圧縮梱包</p> <p>これらの設備の他に紙パック等の検品ヤードや分別基準適合物ごとのストックヤードが必要となる。</p> <p>【啓発機能】</p> <p>ごみの減量化や再生利用の啓発拠点として、研修室、展示室、ごみ情報室、工房、修理室、ごみ図書館、ごみ博物館等のようなスペースを確保することがある。</p>
廃棄物運搬中継・中間処理施設	<p>収集・運搬の過程において圧縮等の中間処理を行うことにより、ごみをコンパクト化し、大型車両による大量かつ長距離輸送を可能にするなど収集運搬の効率化を図るものであり、ごみの中継・中間処理に必要な受入・供給、圧縮、詰込み、搬出設備等及びそれを補完する設備から構成されるものである。</p>

3) 最終処分技術

最終処分とは、家庭や事業所等から排出されるごみを資源回収や減容・減量化などの中間処理を経た後に、衛生的に生活環境を保全しながら埋め立てることです。

埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん、汚泥、鉍さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断

型、安定型の処分場の対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も増えています。

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能です。ただし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になります。

第6章 人口の推計

(1) 人口推計の方法

人口の推計は、表 5-22 に示すように、次の3通りの方法で検証を行いました。

表 5-22 人口の推計方法

推計方法	内容	特徴等
① コーホート法 (構成自治体の総合計画で示される推計人口を活用する方法) ※センター管内では人口ビジョンが該当	国勢調査結果を用い、出生率や死亡率等の将来予測のほか、各自治体における政策的な内容(開発計画等)を盛り込んで推計する方法である。	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体における最上位計画の推計人口を使用するため、庁内での整合を図りやすい 各自治体で推計時期や推計年度にばらつきがある可能性がある 各自治体間での政策的な内容に差がある結果を使用する可能性がある 最新の国勢調査結果が反映されていない可能性がある
② コーホート法 (国立社会保障・人口問題研究所の推計値を活用する方法)	厚生労働省に所属する国立の研究機関による推計値で、国勢調査結果を用い、全国的な出生率や死亡率等の将来予測をふまえて推計する方法である。なお、①における政策的な内容は加味されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 各自治体における総合計画の元となる推計人口であり、政策的な内容を盛り込んでいない 構成自治体間において、推計時期や推計年度など、統一した考え方の推計値を使用できる ①よりも最新の国勢調査結果が反映されている可能性がある
③ トレンド推計方法	住民基本台帳人口をもとに、各年度の実績値に対し、トレンド式(一次式、二次式等)を使用して推計する方法である。①②と比較し、出生率等のパラメータは加味しておらず、単なる数値の羅列として扱う。	<ul style="list-style-type: none"> 数値の羅列として数式の近似式に乗せて推計するだけであるため、昨今の高齢化社会や人口減少社会の内容は加味していない。

(2) 推計結果

前段(1)に示す3つの方法で推計を行いました。

本計画においては、構成市においてそれぞれの方法を採用するのではなく、計画内の統一性の観点から、「人口ビジョンの推計結果を活用する方法」を採用しました。長浜市における推計結果の比較を表 5-24 及び図 5-19 に、米原市における推計結果の比較を表 5-26 及び図 5-21 に、構成市を合計した圏域の将来人口推計結果を表 5-27 及び図 5-22 に示します。

また、本計画で使用する構成市の推計結果を図 5-23 及び図 5-24 に示します。

表 5-23 トレンド推計結果（長浜市）

単位：人

年度	実績値	推計値						
		一次式	二次式	対数式	べき乗式	指数式	ロジスティック式	
実績	H22	125,832	-	-	-	-	-	-
	H23	125,261	-	-	-	-	-	-
	H24	124,054	-	-	-	-	-	-
	H25	123,071	-	-	-	-	-	-
	H26	121,965	-	-	-	-	-	-
	H27	121,283	-	-	-	-	-	-
	H28	120,351	-	-	-	-	-	-
	H29	119,424	-	-	-	-	-	-
	H30	118,659	-	-	-	-	-	-
推計	R1	-	117,736	117,833	118,304	118,313	117,767	117,753
	R2	-	116,812	117,028	117,983	118,001	116,882	116,851
	R3	-	115,748	116,246	117,689	117,717	116,003	115,953
	R4	-	114,966	115,484	117,420	117,456	115,131	115,059
	R5	-	114,043	114,745	117,170	117,214	114,266	114,169
	R6	-	113,119	114,027	116,937	116,990	113,407	113,282
	R7	-	112,196	113,331	116,720	116,781	112,554	112,400
	R8	-	111,273	112,656	116,515	116,585	111,708	111,522
	R9	-	110,349	112,003	116,323	116,400	110,869	110,648
	R10	-	109,426	111,371	116,141	116,226	110,035	109,778
	R11	-	108,503	110,761	115,968	116,061	109,208	108,912

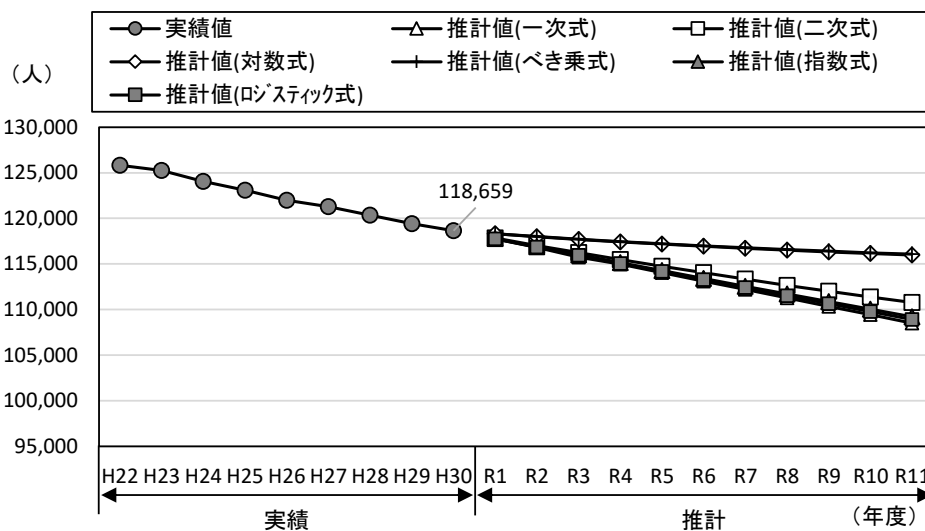


図 5-18 トレンド推計結果（長浜市）

表 5-24 推計方法による比較（長浜市）

単位：人

年度	実績値		推計値			
	住民基本台帳	人口ビジョン	人口問題研究所	トレンド推計①	トレンド推計②	
実績	H22	125,832	-	-	-	-
	H23	125,261	-	-	-	-
	H24	124,054	-	-	-	-
	H25	123,071	-	-	-	-
	H26	121,965	-	-	-	-
	H27	121,283	-	-	-	-
	H28	120,351	-	-	-	-
	H29	119,424	-	-	-	-
	H30	118,659	-	-	-	-
	推計	R1	-	118,298	117,897	118,313
R2		-	117,937	117,135	118,001	117,028
R3		-	117,495	116,308	117,717	116,246
R4		-	117,053	115,481	117,456	115,484
R5		-	116,611	114,653	117,214	114,745
R6		-	116,169	113,826	116,990	114,027
R7		-	115,727	112,999	116,781	113,331
R8		-	115,230	112,123	116,585	112,656
R9		-	114,732	111,246	116,400	112,003
R10		-	114,235	110,370	116,226	111,371
R11		-	113,737	109,493	116,061	110,761

トレンド推計①：平成30年度と令和11年度の差が最も小さい式

トレンド推計②：相関係数が最も高い式

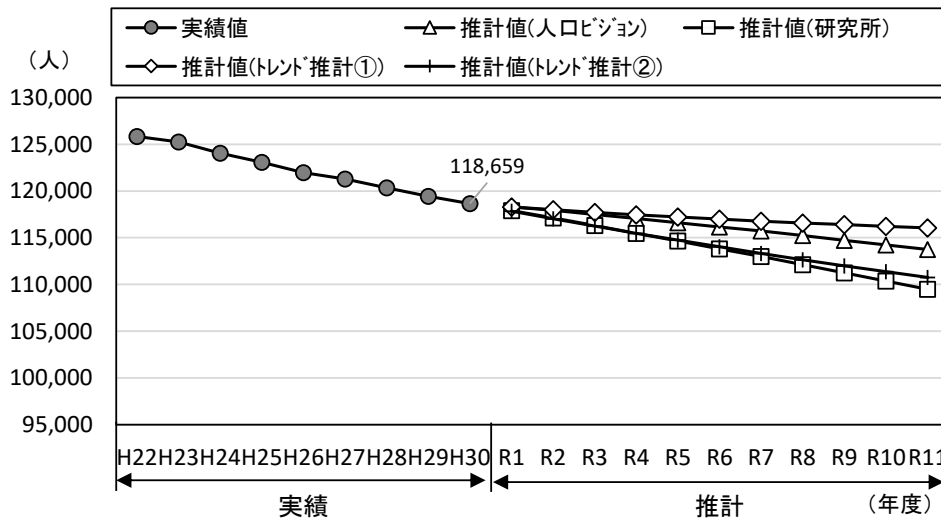


図 5-19 推計方法による比較（長浜市）

表 5-25 トレンド推計結果（米原市）

単位：人

年度	実績値	推計値						
		一次式	二次式	対数式	べき乗式	指数式	ロジスティック式	
実績	H22	41,399	-	-	-	-	-	-
	H23	41,048	-	-	-	-	-	-
	H24	40,703	-	-	-	-	-	-
	H25	40,558	-	-	-	-	-	-
	H26	40,213	-	-	-	-	-	-
	H27	39,893	-	-	-	-	-	-
	H28	39,788	-	-	-	-	-	-
	H29	39,586	-	-	-	-	-	-
	H30	39,353	-	-	-	-	-	-
推計	R1	-	39,102	39,196	39,254	39,256	39,110	39,047
	R2	-	38,851	39,060	39,164	39,169	38,867	38,730
	R3	-	38,600	38,944	39,083	39,089	38,626	38,400
	R4	-	38,349	38,850	39,008	39,016	38,387	38,058
	R5	-	38,098	38,776	38,938	38,949	38,149	37,703
	R6	-	37,847	38,723	38,873	38,886	37,913	37,335
	R7	-	37,595	38,691	38,813	38,827	37,678	36,954
	R8	-	37,344	38,680	38,756	38,772	37,445	36,559
	R9	-	37,093	38,690	38,702	38,721	37,213	36,152
	R10	-	36,842	38,720	38,651	38,672	36,982	35,731
	R11	-	36,591	38,772	38,603	38,625	36,753	35,298

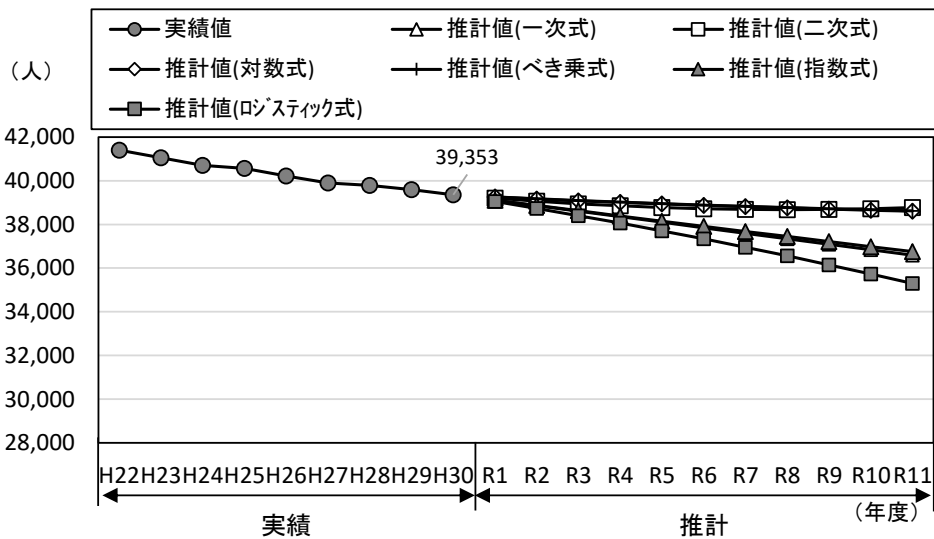


図 5-20 トレンド推計結果（米原市）

表 5-26 推計方法による比較（米原市）

単位：人

年度	実績値		推計値			
	住民基本台帳	人口ビジョン	人口問題研究所	トレンド推計①	トレンド推計②	
実績	H22	41,399	-	-	-	-
	H23	41,048	-	-	-	-
	H24	40,703	-	-	-	-
	H25	40,558	-	-	-	-
	H26	40,213	-	-	-	-
	H27	39,893	-	-	-	-
	H28	39,788	-	-	-	-
	H29	39,586	-	-	-	-
	H30	39,353	-	-	-	-
	推計	R1	-	39,315	39,055	39,256
R2		-	39,278	38,757	39,169	38,867
R3		-	39,229	38,443	39,089	38,626
R4		-	39,181	38,128	39,016	38,387
R5		-	39,132	37,814	38,949	38,149
R6		-	39,084	37,499	38,886	37,913
R7		-	39,035	37,185	38,827	37,678
R8		-	38,965	36,872	38,772	37,445
R9		-	38,894	36,559	38,721	37,213
R10		-	38,824	36,246	38,672	36,982
R11		-	38,753	35,933	38,625	36,753

トレンド推計①：平成30年度と令和11年度の差が最も小さい式

トレンド推計②：相関係数が最も高い式

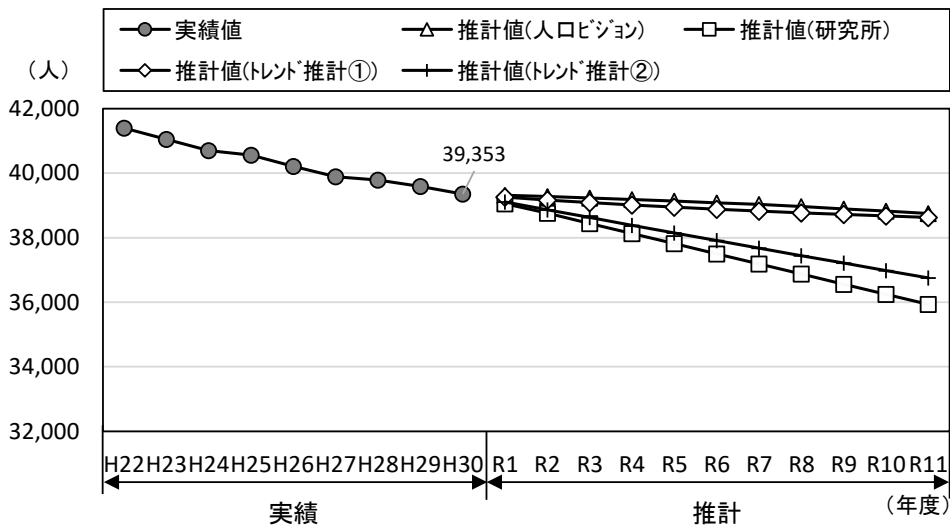


図 5-21 推計方法による比較（米原市）

表 5-27 推計方法による比較（圏域）

単位：人

年度	実績値		推計値			
	住民基本台帳	人口ビジョン	人口問題研究所	トレンド推計①	トレンド推計②	
実績	H22	167,231	-	-	-	-
	H23	166,309	-	-	-	-
	H24	164,757	-	-	-	-
	H25	163,629	-	-	-	-
	H26	162,178	-	-	-	-
	H27	161,176	-	-	-	-
	H28	160,139	-	-	-	-
	H29	159,010	-	-	-	-
	H30	158,012	-	-	-	-
推計	R1	-	157,613	156,952	157,569	156,943
	R2	-	157,215	155,892	157,170	155,895
	R3	-	156,724	154,751	156,806	154,872
	R4	-	156,234	153,609	156,472	153,871
	R5	-	155,743	152,467	156,163	152,894
	R6	-	155,253	151,325	155,876	151,940
	R7	-	154,762	150,184	155,608	151,009
	R8	-	154,195	148,995	155,357	150,101
	R9	-	153,626	147,805	155,121	149,216
	R10	-	153,059	146,616	154,898	148,353
	R11	-	152,490	145,426	154,686	147,514

トレンド推計①：平成30年度と令和11年度の差が最も小さい式

トレンド推計②：相関係数が最も高い式

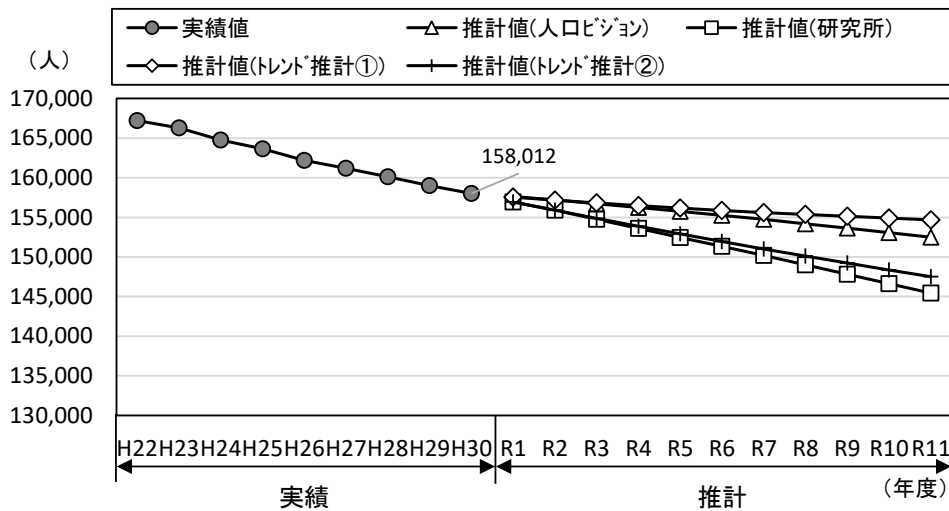


図 5-22 推計方法による比較（圏域）

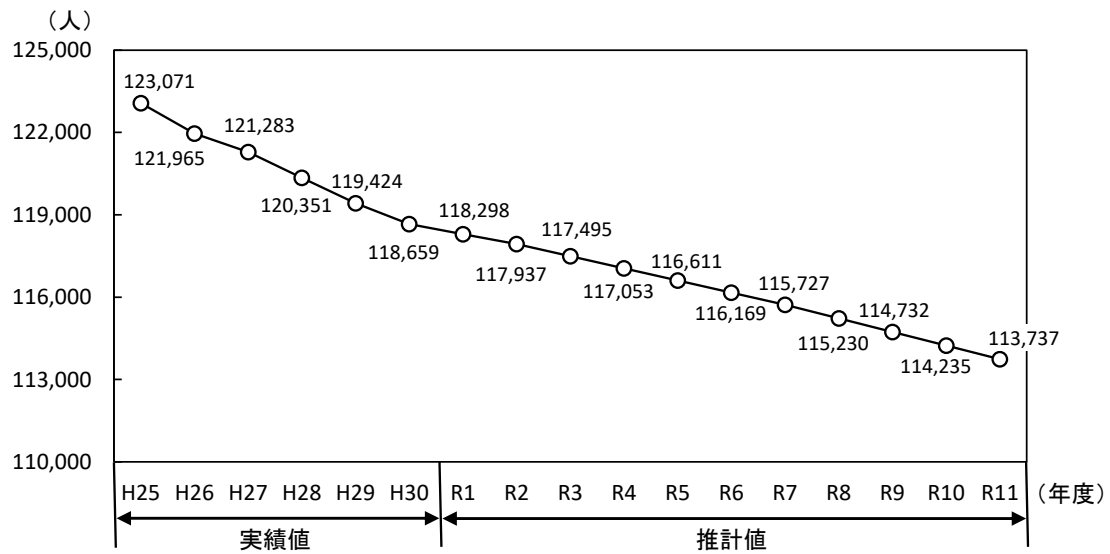


図 5-23 長浜市の将来人口推計結果

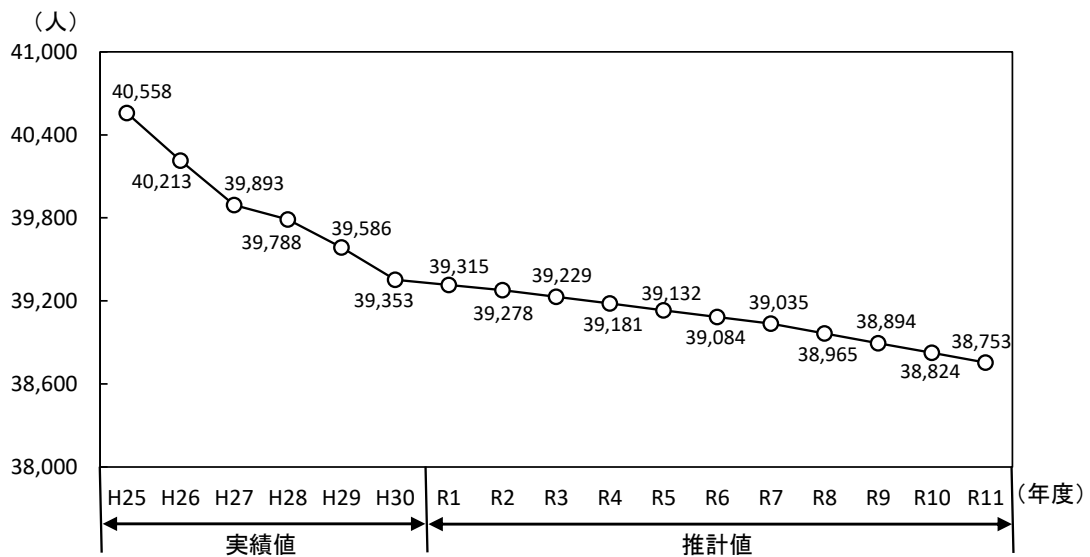


図 5-24 米原市の将来人口推計結果

第7章 サーマルリサイクルの検証

(1) 環境性の検証（二酸化炭素(CO₂)排出量)

ケース2（サーマル）では、収集運搬に伴うCO₂排出量は若干減少しますが、焼却処理に伴うCO₂排出量は大幅に増加します。また、ケース2（サーマル）では、発電量が増加することにより、消費電力量との差である余剰電気も増加し、結果として売電分（マイナスカウントできる分）が増加します。そのため、電気使用に伴うCO₂排出量は、大幅に減少します。

以上より、環境性を検証すると、ケース2の方が75t少ない結果となりましたが、0.3%に相当する量であるため、ケースによる差はほとんどないと言えます。

ただし、本検証におけるケース1（分別）は、材料リサイクルを行うとした場合での設定であるため、当センターにおける平成27年度や平成31年度のケミカルリサイクルを行うとした場合、ケース1（分別）のCO₂排出量は、焼却処理の項目において、1,480t増加します。

表 5-28 環境性の検証結果（CO₂排出量）

項目	ケース1 (分別)	ケース2 (サーマル)	比較
収集運搬	197 t-CO ₂	176 t-CO ₂	-21 t-CO ₂
焼却処理	29,150 t-CO ₂	30,630 t-CO ₂	1,480 t-CO ₂
電気使用	-5,361 t-CO ₂	-6,895 t-CO ₂	-1,534 t-CO ₂
合計	23,986 t-CO ₂	23,911 t-CO ₂	-75 t-CO ₂
	100.0%	99.7%	-0.3%

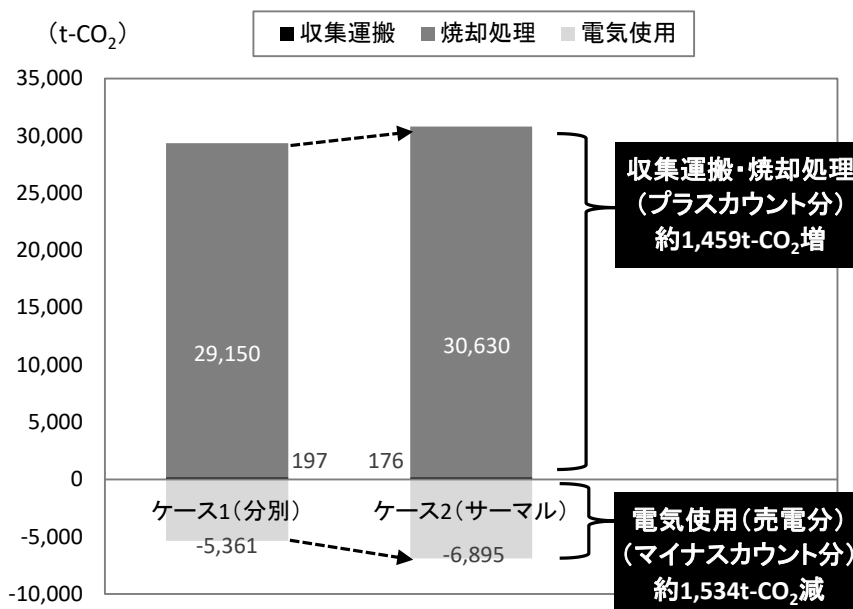


図 5-25 環境性の検証結果（CO₂排出量）

(2) 経済性の検証

1年間当たりの収集運搬費、熱回収施設運営費、その他費について比較すると、ケース2（サーマル）の方が、68百万円安価な結果となりました。

表 5-29 経済性の検証結果

項目	ケース1 (分別)	ケース2 (サーマル)	比較
収集運搬費	288 百万円	281 百万円	-7 百万円
	100.0%	97.6%	-2.4%
熱回収施設運営費	100 百万円	55 百万円	-45 百万円
	100.0%	55.0%	-45.0%
その他費	16 百万円	0 百万円	-16 百万円
	100.0%	0.0%	-100.0%
合計	404 百万円	336 百万円	-68 百万円
	100.0%	83.2%	-16.8%

- 注) 1. 熱回収施設運営費：需用費、売電費、人件費
 2. その他費：選別作業委託費、消耗品費、容器包装リサイクル協会拠出金及び再商品化業務委託料、発泡スチロール売却費

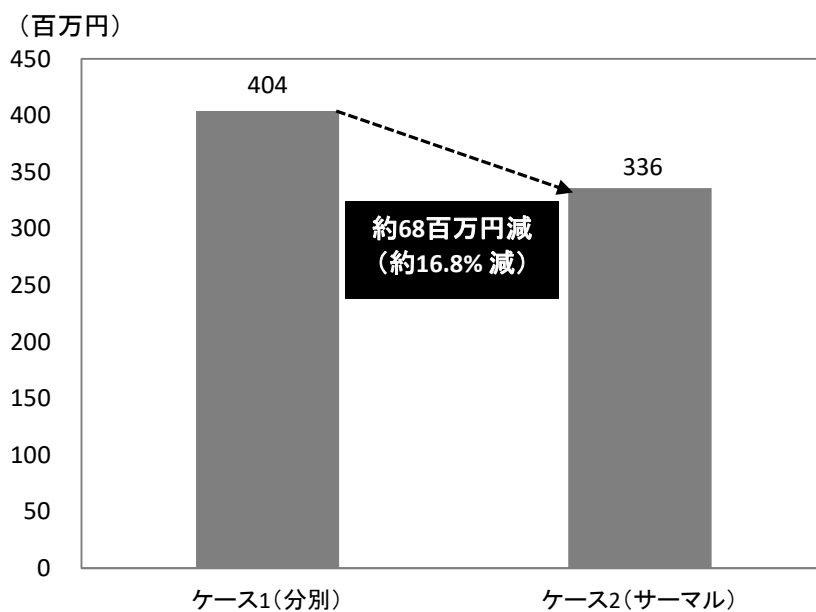
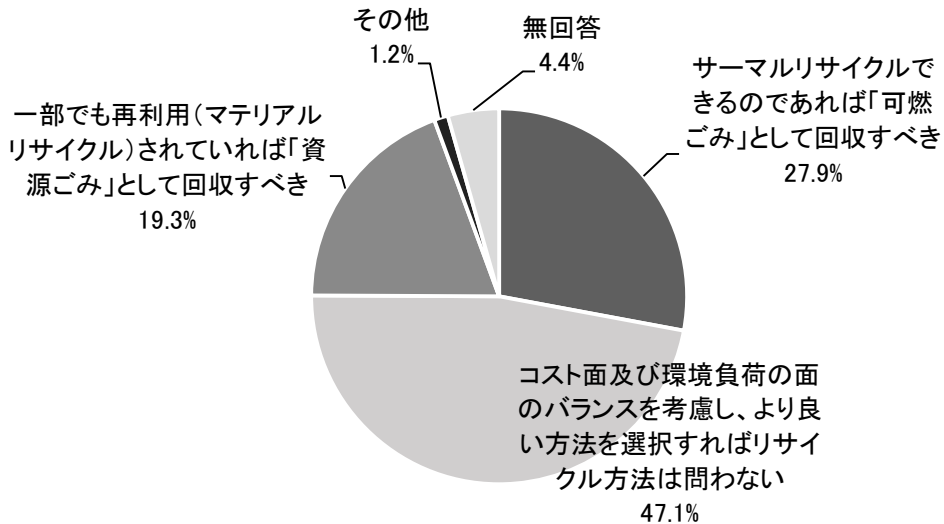


図 5-26 経済性の検証結果

(3) アンケート調査結果

平成 31 年 3 月に、長浜市民及び米原市民を対象に行ったアンケート調査の 1 つの設問において、将来のプラスチック製容器包装の扱いについて調査しました。



注) 郵送調査 (1,234 件) と IT 調査 (500 件) の合計

図 5-27 プラスチック製容器包装の扱いに対するアンケート調査結果 (平成 31 年 3 月)

(4) 当センターの方向性

プラスチック製容器包装の分別区分を可燃ごみへと変更し、新たに整備する熱回収施設でサーマルリサイクルする方法については市民の意向 (平成 31 年 3 月市民アンケート調査) を踏まえ、現状のプラスチック製容器包装を分別収集して資源化する方法と環境性、経済性を比較しました。環境負荷は現状の資源化とほぼ同じであり、経済性は優れています。

これらの結果から当センターでは、プラスチック製容器包装を可燃ごみに分別区分を変更し、新たに整備する熱回収施設においてサーマルリサイクルを推進していく方向とします。

なお、プラスチック製容器包装等を可燃ごみに変更する際には、市民への十分な周知・啓発を行っていきます。

第8章 ごみ排出量及び処理量の推計

(1) 現状施策を維持した場合の推計

現状施策を維持した場合の、ごみ総排出量を推計しました。長浜市の推計結果を表 5-30、米原市の推計結果を表 5-31、圏域の推計結果を表 5-32 に示します。

(2) 数値目標を達成した場合の推計

本計画内で示した各種施策を実施し、数値目標を達成した場合における目標年度の令和 11 年度までのごみ量を推計しました。長浜市の推計結果を表 5-33、米原市の推計結果を表 5-34、圏域の推計結果を表 5-35 に示します。

(3) 中間処理量の推計

本計画内で示した各種施策を実施し、数値目標を達成した場合における目標年度の令和 11 年度までの圏域での中間処理量を推計しました。圏域の中間処理量推計結果を表 5-36 に示します。

表 5-30 長浜市のごみ量推計結果（現状施策を維持した場合）

項目	(年度)	実績値					推計値															
		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029				
家庭系 ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	16,527	16,354	16,096	15,780	15,757	15,647	15,642	15,552	15,494	15,435	15,420	15,318	15,260	15,195	15,171	15,064	14,998		
		生ごみ	(t/年)	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		不燃ごみ	(t/年)	1,670	1,510	1,515	1,417	1,468	1,458	1,457	1,449	1,443	1,438	1,436	1,427	1,422	1,416	1,413	1,413	1,403	1,397	
		粗大ごみ	(t/年)	595	459	614	537	546	543	543	540	538	536	535	532	530	527	527	527	523	521	
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	246	214	209	199	193	192	191	190	190	189	189	188	187	186	186	184	184	
			発泡スチロール	(t/年)	84	76	73	69	69	68	68	68	68	67	67	67	66	66	66	66	66	
			紙パック	(t/年)	46	45	44	42	40	40	40	39	39	39	39	39	39	38	38	38	38	
			缶	アルミ	(t/年)	53	46	46	45	43	43	43	42	42	42	42	42	42	41	41	41	
				スチール	(t/年)	154	144	138	127	124	123	123	122	122	121	121	120	120	119	118	118	
				計	(t/年)	207	190	184	172	167	166	166	165	164	163	163	162	162	160	159	159	
			ガラス	無色	(t/年)	325	314	311	296	284	282	282	280	279	278	276	275	274	273	271	270	
				茶色	(t/年)	256	254	248	241	230	229	229	227	226	225	224	223	222	222	220	219	
				その他有色	(t/年)	89	91	92	89	88	87	87	87	86	86	85	85	85	85	84	84	
			計	(t/年)	670	659	651	626	602	598	598	594	591	590	589	585	583	581	580	575	573	
			古紙	新聞	(t/年)	941	771	735	595	485	482	482	479	477	475	475	472	470	468	467	464	462
				ダンボール	(t/年)	730	713	702	656	611	607	607	603	601	599	598	594	592	589	588	584	582
				雑誌・チラシ	(t/年)	1,699	1,392	1,275	1,040	876	869	869	865	863	859	858	852	848	846	845	839	834
			計	(t/年)	3,370	2,876	2,712	2,291	1,972	1,958	1,958	1,947	1,941	1,933	1,931	1,918	1,910	1,903	1,900	1,887	1,878	
			古布（古着）	(t/年)	296	242	230	200	189	188	188	187	186	185	185	184	183	182	182	181	180	
			プラスチック製容器包装	(t/年)	786	823	838	814	825	819	819	814	811	808	808	802	799	796	795	789	785	
	使用済み乾電池類		(t/年)	34	39	35	33	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	32		
	使用済み蛍光灯		(t/年)	3	7	11	9	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9			
	ライター	(t/年)	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
小計	(t/年)	5,745	5,176	4,992	4,458	4,103	4,075	4,074	4,050	4,035	4,020	4,016	3,990	3,975	3,958	3,951	3,923	3,906				
中計	(t/年)	24,537	23,499	23,217	22,192	21,874	21,723	21,716	21,591	21,510	21,429	21,407	21,267	21,187	21,096	21,062	20,913	20,822				
持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	721	785	930	986	1,045	1,038	1,038	1,032	1,028	1,024	1,024	1,016	1,013	1,008	1,006	999	996			
	不燃ごみ	(t/年)	419	299	286	332	309	307	307	305	304	303	302	301	299	298	298	296	294			
	粗大ごみ	(t/年)	1,143	936	996	915	1,019	1,013	1,012	1,006	1,002	999	997	991	987	983	982	975	970			
中計	(t/年)	2,283	2,020	2,212	2,233	2,373	2,358	2,357	2,343	2,334	2,326	2,323	2,308	2,299	2,289	2,286	2,270	2,260				
合計	年間 排出量	家庭(収集+持込)+集団回収	(t/年)	28,576	26,469	26,216	25,247	24,544	24,081	24,073	23,934	23,844	23,755	23,730	23,575	23,486	23,385	23,348	23,183	23,082		
		家庭(収集+持込) 収集資源ごみ、集団回収除く	(t/年)	26,820	25,519	25,429	24,425	24,247	24,081	24,073	23,934	23,844	23,755	23,730	23,575	23,486	23,385	23,348	23,183	23,082		
	一人1日 当たり	家庭(収集+持込)+集団回収	(g/人日)	636	595	591	575	563	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556	556		
		家庭(収集+持込) 収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	469	457	460	455	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462	462		
事業系 ごみ	可燃ごみ(事業系)	(t/年)	9,877	9,456	9,402	9,299	9,201	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197	9,197			
	可燃ごみ(公用ごみ)	(t/年)	184	229	253	303	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415	415			
	不燃ごみ(公用ごみ)	(t/年)	382	348	296	299	280	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279	279			
	粗大ごみ(公用ごみ)	(t/年)	59	62	73	55	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89	89			
合計	(t/年)	10,502	10,095	10,024	9,956	9,985	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980	9,980				
集団回収	年間排出量	(t/年)	1,757	950	787	822	297	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	一人1日当たり	(g/人日)	39.1	21.3	17.7	18.7	6.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	年間 排出量	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(t/年)	39,078	36,564	36,240	35,203	34,529	34,061	34,053	33,914	33,824	33,735	33,710	33,555	33,466	33,365	33,328	33,163	33,062		
		家庭系ごみ+事業系ごみ	(t/年)	37,321	35,614	35,453	34,381	34,232	34,061	34,053	33,914	33,824	33,735	33,710	33,555	33,466	33,365	33,328	33,163	33,062		
		家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ	(t/年)	31,576	30,438	30,461	29,923	30,129	29,986	29,979	29,864	29,789	29,715	29,694	29,565	29,491	29,407	29,377	29,240	29,156		
	一人1日 当たり	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(g/人日)	870	821	816	801	792	786	786	788	789	790	790	791	792	793	794	795	796		
家庭系ごみ+事業系ごみ		(g/人日)	831	800	799	783	785	786	786	788	789	790	790	791	792	793	794	795	796			
家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ		(g/人日)	703	684	686	681	691	692	692	694	695	696	696	697	698	699	700	701	702			
人口	(人)	123,071	121,965	121,283	120,351	119,424	118,659	118,298	117,937	117,495	117,053	116,611	116,169	115,727	115,230	114,732	114,235	113,737				
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365				

表 5-31 米原市のごみ量推計結果（現状施策を維持した場合）

項目	(年度)	実績値					推計値																
		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029					
家庭系 ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	4,786	4,804	4,769	4,934	5,020	4,993	5,002	4,983	4,978	4,970	4,977	4,959	4,953	4,944	4,948	4,925	4,916			
		生ごみ	(t/年)	188	157	139	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		不燃ごみ	(t/年)	604	570	560	516	533	530	531	529	528	528	529	526	526	525	525	525	523	522		
		粗大ごみ	(t/年)	161	132	191	187	200	199	199	199	198	198	198	198	197	197	197	197	196	196		
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	79	77	76	74	73	73	73	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	
			発泡スチロール	(t/年)	23	21	21	18	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	
			紙パック	(t/年)	17	16	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
			缶	アルミ	(t/年)	14	15	14	15	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
				スチール	(t/年)	43	45	45	43	41	41	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40
				計	(t/年)	57	60	59	58	54	54	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	53	53
			ガラス	無色	(t/年)	106	102	103	97	94	93	94	93	93	93	93	93	93	93	93	93	92	92
				茶色	(t/年)	84	82	81	80	75	75	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	73
				その他有色	(t/年)	26	27	27	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
			計	(t/年)	216	211	211	204	195	194	195	193	193	193	193	193	193	193	193	193	192	191	
			古紙	新聞	(t/年)	349	310	287	250	221	220	220	219	219	219	219	218	218	218	218	218	217	217
				ダンボール	(t/年)	284	283	281	261	249	248	248	247	247	247	247	246	246	245	246	246	244	244
				雑誌・チラシ	(t/年)	602	554	508	430	389	385	386	386	386	384	386	383	382	381	381	381	380	378
		計		(t/年)	1,235	1,147	1,076	941	859	853	854	852	852	850	852	847	846	844	845	841	839		
		古布（古着）	(t/年)	98	91	87	74	76	76	76	76	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75		
		プラスチック製容器包装	(t/年)	309	305	311	305	321	319	320	319	318	318	319	317	317	316	317	315	315			
	使用済み乾電池類	(t/年)	12	12	12	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12			
	使用済み蛍光灯	(t/年)	1	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
	ライター	(t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	小計	(t/年)	2,047	1,944	1,874	1,704	1,629	1,620	1,623	1,617	1,615	1,613	1,616	1,609	1,607	1,604	1,606	1,599	1,596				
	中計	(t/年)	7,786	7,607	7,533	7,341	7,382	7,342	7,355	7,328	7,319	7,309	7,320	7,292	7,283	7,270	7,276	7,243	7,230				
	持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	171	190	228	244	252	251	250	250	250	250	250	249	248	248	248	247	247			
		不燃ごみ	(t/年)	100	76	67	69	80	79	80	79	79	79	79	79	79	79	79	78	78			
		粗大ごみ	(t/年)	291	254	281	250	273	271	272	271	270	270	271	269	269	268	269	268	267			
中計		(t/年)	562	520	576	563	605	601	602	600	599	599	600	597	596	595	596	593	592				
合計	年間 排出量	家庭（収集＋持込）＋集団回収	(t/年)	8,752	8,453	8,184	7,975	7,988	7,943	7,957	7,928	7,918	7,908	7,920	7,889	7,879	7,865	7,872	7,836	7,822			
		家庭（収集＋持込） 収集資源ごみ、集団回収除く	(t/年)	8,348	8,127	8,109	7,904	7,987	7,943	7,957	7,928	7,918	7,908	7,920	7,889	7,879	7,865	7,872	7,836	7,822			
	一人1日 当たり	家庭（収集＋持込）＋集団回収	(g/人日)	591	576	561	549	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553	553			
		家庭（収集＋持込） 収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	426	421	427	427	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440	440			
事業系 ごみ	可燃ごみ（事業系）	(t/年)	1,904	1,868	2,079	2,281	2,292	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290	2,290				
	可燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	67	88	91	96	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131	131				
	不燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	63	43	22	21	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20				
	粗大ごみ（公用ごみ）	(t/年)	21	14	18	15	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19				
	合計	(t/年)	2,055	2,013	2,210	2,413	2,462	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460	2,460				
集団回収	年間排出量	(t/年)	404	326	75	71	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	一人1日当たり	(g/人日)	27.3	22.2	5.1	4.9	0.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計	年間 排出量	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(t/年)	10,808	10,466	10,394	10,388	10,450	10,403	10,417	10,388	10,378	10,368	10,380	10,349	10,339	10,325	10,332	10,296	10,282			
		家庭系ごみ＋事業系ごみ	(t/年)	10,404	10,140	10,319	10,317	10,449	10,403	10,417	10,388	10,378	10,368	10,380	10,349	10,339	10,325	10,332	10,296	10,282			
		家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(t/年)	8,357	8,196	8,445	8,613	8,820	8,783	8,794	8,771	8,763	8,755	8,764	8,740	8,732	8,721	8,726	8,697	8,686			
	一人1日 当たり	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(g/人日)	730	713	712	715	723	724	724	725	725	725	725	725	726	726	726	727	727			
家庭系ごみ＋事業系ごみ		(g/人日)	703	691	707	710	723	724	724	725	725	725	725	725	726	726	726	727	727				
家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(g/人日)	565	558	578	593	610	611	611	612	612	612	612	613	613	613	613	614	614					
人口	(人)	40,558	40,213	39,893	39,788	39,586	39,353	39,315	39,278	39,229	39,181	39,132	39,084	39,035	38,965	38,894	38,824	38,753					
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	366	365					

表 5-32 圏域のごみ量推計結果（現状施策を維持した場合）

項目	(年度)	実績値					推計値															
		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029				
家庭系 ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	21,313	21,158	20,865	20,714	20,777	20,640	20,644	20,535	20,472	20,405	20,397	20,277	20,213	20,139	20,119	19,989	19,914		
		生ごみ	(t/年)	188	157	139	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		不燃ごみ	(t/年)	2,274	2,080	2,075	1,933	2,001	1,988	1,988	1,978	1,971	1,966	1,965	1,953	1,948	1,941	1,938	1,938	1,926	1,919	
		粗大ごみ	(t/年)	756	591	805	724	746	742	742	739	736	734	733	730	727	724	724	724	719	717	
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	325	291	285	273	266	265	264	262	262	261	260	259	258	258	258	256	256	
			発泡スチロール	(t/年)	107	97	94	87	88	87	87	87	87	86	86	86	85	85	85	85	85	
			紙パック	(t/年)	63	61	59	57	55	55	55	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	
			缶	アルミ	(t/年)	67	61	60	60	56	56	56	55	55	55	55	55	55	55	54	54	54
				スチール	(t/年)	197	189	183	170	165	164	164	163	163	162	162	161	160	160	159	158	158
				計	(t/年)	264	250	243	230	221	220	220	219	218	217	217	216	215	215	213	212	212
			ガラス	無色	(t/年)	431	416	414	393	378	375	376	373	372	371	369	368	367	366	363	362	
				茶色	(t/年)	340	336	329	321	305	304	304	301	300	300	299	298	297	296	294	292	
				その他有色	(t/年)	115	118	119	116	114	113	113	113	112	112	111	111	111	111	110	110	
			計	(t/年)	886	870	862	830	797	792	793	787	784	783	782	778	776	774	773	767	764	
			古紙	新聞	(t/年)	1,290	1,081	1,022	845	706	702	702	698	696	694	694	690	688	686	685	681	679
				ダンボール	(t/年)	1,014	996	983	917	860	855	855	850	848	846	845	840	838	834	834	828	826
				雑誌・チラシ	(t/年)	2,301	1,946	1,783	1,470	1,265	1,254	1,255	1,251	1,249	1,243	1,244	1,235	1,230	1,227	1,226	1,219	1,212
			計	(t/年)	4,605	4,023	3,788	3,232	2,831	2,811	2,812	2,799	2,793	2,783	2,783	2,765	2,756	2,747	2,745	2,728	2,717	
	古布（古着）		(t/年)	394	333	317	274	265	264	264	263	261	260	260	259	258	257	257	256	255		
	プラスチック製容器包装	(t/年)	1,095	1,128	1,149	1,119	1,146	1,138	1,139	1,133	1,129	1,126	1,127	1,119	1,116	1,112	1,112	1,104	1,100			
	使用済み乾電池類	(t/年)	46	51	47	44	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	44			
	使用済み蛍光灯	(t/年)	4	10	15	12	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	13			
	ライター	(t/年)	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	小計	(t/年)	7,792	7,120	6,866	6,162	5,732	5,695	5,697	5,667	5,650	5,633	5,632	5,599	5,582	5,562	5,557	5,522	5,502			
	中計	(t/年)	32,323	31,106	30,750	29,533	29,256	29,065	29,071	28,919	28,829	28,738	28,727	28,559	28,470	28,366	28,338	28,156	28,052			
持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	892	975	1,158	1,230	1,297	1,289	1,288	1,282	1,278	1,274	1,274	1,265	1,261	1,256	1,254	1,246	1,243			
	不燃ごみ	(t/年)	519	375	353	401	389	386	387	384	383	382	381	380	378	377	377	374	372			
	粗大ごみ	(t/年)	1,434	1,190	1,277	1,165	1,292	1,284	1,284	1,277	1,272	1,269	1,268	1,260	1,256	1,251	1,251	1,243	1,237			
	中計	(t/年)	2,845	2,540	2,788	2,796	2,978	2,959	2,959	2,943	2,933	2,925	2,923	2,905	2,895	2,884	2,882	2,863	2,852			
合計	年間 排出量	家庭（収集＋持込）＋集団回収	(t/年)	37,328	34,922	34,400	33,222	32,532	32,024	32,030	31,862	31,762	31,663	31,650	31,464	31,365	31,250	31,220	31,019	30,904		
		家庭（収集＋持込） 収集資源ごみ、集団回収除く	(t/年)	35,168	33,646	33,538	32,329	32,234	32,024	32,030	31,862	31,762	31,663	31,650	31,464	31,365	31,250	31,220	31,019	30,904		
	一人1日 当たり	家庭（収集＋持込）＋集団回収	(g/人日)	625	590	583	568	561	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555	555		
		家庭（収集＋持込） 収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	458	448	452	448	457	457	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456	456		
事業系 ごみ	可燃ごみ（事業系）	(t/年)	11,781	11,324	11,481	11,580	11,493	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487	11,487		
	可燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	251	317	344	399	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546	546		
	不燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	445	391	318	320	300	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299	299		
	粗大ごみ（公用ごみ）	(t/年)	80	76	91	70	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108		
合計	(t/年)	12,557	12,108	12,234	12,369	12,447	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440	12,440			
集団回収	年間排出量	(t/年)	2,161	1,276	862	893	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	一人1日当たり	(g/人日)	36.2	21.6	14.6	15.3	5.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	年間 排出量	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(t/年)	49,886	47,030	46,634	45,591	44,979	44,464	44,470	44,302	44,202	44,103	44,090	43,904	43,805	43,690	43,660	43,459	43,344		
		家庭系ごみ＋事業系ごみ	(t/年)	47,725	45,754	45,772	44,698	44,681	44,464	44,470	44,302	44,202	44,103	44,090	43,904	43,805	43,690	43,660	43,459	43,344		
		家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(t/年)	39,933	38,634	38,906	38,536	38,949	38,769	38,773	38,635	38,552	38,470	38,458	38,305	38,223	38,128	38,103	37,937	37,842		
	一人1日 当たり	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(g/人日)	835	794	791	780	775	771	771	772	773	773	773	775	775	776	776	778	779		
家庭系ごみ＋事業系ごみ		(g/人日)	799	773	776	765	770	771	771	772	773	773	773	775	775	776	776	778	779			
家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(g/人日)	669	653	660	659	671	672	672	673	674	675	675	676	677	677	678	679	680				
人口	(人)	163,629	162,178	161,176	160,139	159,010	158,012	157,613	157,215	156,724	156,234	155,743	155,253	154,762	154,195	153,626	153,059	152,490				
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	365	365	365	366	365	365	365				

表 5-33 長浜市のごみ量推計結果（数値目標を達成した場合）

項目			(年度)	実績値	推計値												
				H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	15,757	15,549	15,340	15,132	14,924	14,715	14,507	14,299	14,090	13,882	13,674	13,465	13,257	
		プラ製容器包装	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	789	785
		発泡スチロール	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66	66
		小計	(t/年)	15,757	15,549	15,340	15,132	14,924	14,715	14,507	14,299	14,090	13,882	13,674	13,465	13,257	
		不燃ごみ	(t/年)	1,468	1,458	1,457	1,449	1,443	1,438	1,436	1,427	1,422	1,416	1,413	1,403	1,397	
		粗大ごみ	(t/年)	546	543	543	540	538	536	535	532	530	527	527	523	521	
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	193	192	191	190	190	189	189	188	187	186	186	184	184
		発泡スチロール	(t/年)	69	68	68	68	68	68	67	67	67	66	66	-	-	
		紙パック	(t/年)	40	40	40	39	39	39	39	39	39	38	38	38	38	
		缶	アルミ	(t/年)	43	43	43	43	42	42	42	42	42	42	41	41	41
		スチール	(t/年)	124	123	123	122	122	121	121	120	120	120	119	118	118	
		計	(t/年)	167	166	166	165	164	163	163	162	162	162	160	159	159	
		ガラス	無色	(t/年)	284	282	282	280	279	278	278	276	275	274	273	271	270
		茶色	(t/年)	230	229	229	227	226	226	225	224	223	222	222	220	219	
		その他有色	(t/年)	88	87	87	87	86	86	86	85	85	85	85	84	84	
		計	(t/年)	602	598	598	594	591	590	589	585	583	581	580	575	573	
		古紙	新聞	(t/年)	485	482	482	479	477	475	475	472	470	468	467	464	462
		ダンボール	(t/年)	611	607	607	603	601	599	598	594	592	589	588	584	582	
		雑誌・チラシ	(t/年)	876	869	869	865	863	859	858	852	848	846	845	839	834	
		計	(t/年)	1,972	1,958	1,958	1,947	1,941	1,933	1,931	1,918	1,910	1,903	1,900	1,887	1,878	
		古布（古着）	(t/年)	189	188	188	187	186	185	185	184	183	182	182	181	180	
		プラスチック製容器包装	(t/年)	825	819	819	814	811	808	808	802	799	796	795	-	-	
		使用済み乾電池類	(t/年)	34	34	34	34	33	33	33	33	33	33	33	33	32	
		使用済み蛍光管	(t/年)	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	
		ライター	(t/年)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		小計	(t/年)	4,103	4,075	4,074	4,050	4,035	4,020	4,016	3,990	3,975	3,958	3,951	3,068	3,055	
		中計	(t/年)	21,874	21,625	21,414	21,171	20,940	20,709	20,494	20,248	20,017	19,783	19,565	19,314	19,081	
持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	1,045	1,038	1,038	1,032	1,028	1,024	1,024	1,016	1,013	1,008	1,006	999	996		
	不燃ごみ	(t/年)	309	307	307	305	304	303	302	301	299	298	298	294			
	粗大ごみ	(t/年)	1,019	1,013	1,012	1,006	1,002	999	997	991	987	983	982	975	970		
	中計	(t/年)	2,373	2,358	2,357	2,343	2,334	2,326	2,323	2,308	2,299	2,289	2,286	2,270	2,260		
合計	年間排出量	家庭(収集+持込)+集団回収	(t/年)	24,544	23,983	23,771	23,514	23,274	23,035	22,817	22,556	22,316	22,072	21,851	21,584	21,341	
	家庭(収集+持込)	(t/年)	24,247	23,983	23,771	23,514	23,274	23,035	22,817	22,556	22,316	22,072	21,851	21,584	21,341		
	収集資源ごみ、集団回収除く	(t/年)	20,144	19,908	19,697	19,464	19,239	19,015	18,801	18,566	18,341	18,114	17,900	18,516	18,286		
	一人1日当たり	家庭(収集+持込)+集団回収	(g/人日)	563	554	549	546	543	539	535	532	528	525	520	518	514	
家庭(収集+持込)	(g/人日)	556	554	549	546	543	539	535	532	528	525	520	518	514			
収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	462	460	455	452	449	445	441	438	434	431	426	444	440			
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	(t/年)	9,201	9,163	9,125	9,086	9,049	9,009	8,970	8,934	8,894	8,856	8,818	8,780	8,741		
	可燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	415	414	412	410	408	407	405	403	402	400	398	396	395		
	不燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	280	278	277	276	275	274	273	271	270	269	268	267	266		
	粗大ごみ（公用ごみ）	(t/年)	89	88	88	88	87	87	87	86	86	86	85	85	84		
	合計	(t/年)	9,985	9,943	9,902	9,860	9,819	9,777	9,735	9,694	9,652	9,611	9,569	9,528	9,486		
集団回収	年間排出量	(t/年)	297	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	年間排出量	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(t/年)	34,529	33,926	33,673	33,374	33,093	32,812	32,552	32,250	31,968	31,683	31,420	31,112	30,827	
		家庭系ごみ+事業系ごみ	(t/年)	34,232	33,926	33,673	33,374	33,093	32,812	32,552	32,250	31,968	31,683	31,420	31,112	30,827	
		家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ	(t/年)	30,129	29,851	29,599	29,324	29,058	28,792	28,536	28,260	27,993	27,725	27,469	28,044	27,772	
	一人1日当たり	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(g/人日)	792	783	778	775	772	768	763	761	757	753	748	746	743	
		家庭系ごみ+事業系ごみ	(g/人日)	785	783	778	775	772	768	763	761	757	753	748	746	743	
家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ	(g/人日)	691	689	684	681	678	674	669	666	663	659	654	673	669			
人口	(人)	119,424	118,659	118,298	117,937	117,495	117,053	116,611	116,169	115,727	115,285	114,843	114,401	113,959			
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	365	366	365	365	366	365	365			

表 5-34 米原市のごみ量推計ケース（数値目標を達成した場合）

項目			(年度)	推計値													
				H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	5,020	4,983	4,946	4,908	4,871	4,834	4,797	4,760	4,723	4,685	4,648	4,611	4,574	
		プラ製容器包装	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	315	315
		発泡スチロール	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	19
		小計	(t/年)	5,020	4,983	4,946	4,908	4,871	4,834	4,797	4,760	4,723	4,685	4,648	4,611	4,574	
		不燃ごみ	(t/年)	533	530	531	529	528	528	529	526	526	525	525	523	522	
		粗大ごみ	(t/年)	200	199	199	199	198	198	198	198	197	197	197	196	196	
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	73	73	73	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
		発泡スチロール	(t/年)	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	-	-
		紙パック	(t/年)	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		缶	アルミ	(t/年)	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		スチール	(t/年)	41	41	41	41	41	41	41	41	41	40	40	40	40	40
		計	(t/年)	54	54	54	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	53
		ガラス	無色	(t/年)	94	93	94	93	93	93	93	93	93	93	93	92	92
		茶色	(t/年)	75	75	75	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	73
		その他有色	(t/年)	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
		計	(t/年)	195	194	195	193	193	193	193	193	193	193	193	193	192	191
		古紙	新聞	(t/年)	221	220	220	219	219	219	219	218	218	218	218	217	217
		ダンボール	(t/年)	249	248	248	247	247	247	247	246	246	245	245	244	244	
		雑誌・チラシ	(t/年)	389	385	386	386	386	384	386	383	382	381	381	380	378	
		計	(t/年)	859	853	854	852	852	850	852	847	846	844	845	841	839	
		古布（古着）	(t/年)	76	76	76	76	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
		プラスチック製容器包装	(t/年)	321	319	320	319	318	318	319	317	317	316	317	-	-	
		使用済み乾電池類	(t/年)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		使用済み蛍光管	(t/年)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		ライター	(t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		小計	(t/年)	1,629	1,620	1,623	1,617	1,615	1,613	1,616	1,609	1,607	1,604	1,606	1,265	1,262	
		中計	(t/年)	7,382	7,332	7,299	7,253	7,212	7,173	7,140	7,093	7,053	7,011	6,976	6,929	6,888	
		持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	252	251	250	250	250	250	249	248	248	248	247	247	
		不燃ごみ	(t/年)	80	79	80	79	79	79	79	79	79	79	79	78	78	
		粗大ごみ	(t/年)	273	271	272	271	270	271	269	269	268	269	268	267	267	
中計	(t/年)	605	601	602	600	599	599	600	597	596	595	596	593	592			
合計	年間排出量	家庭(収集+持込)+集団回収	(t/年)	7,988	7,933	7,901	7,853	7,811	7,772	7,740	7,690	7,649	7,606	7,572	7,522	7,480	
家庭(収集+持込)	(t/年)	7,987	7,933	7,901	7,853	7,811	7,772	7,740	7,690	7,649	7,606	7,572	7,522	7,480			
収集資源ごみ、集団回収除く	(t/年)	6,358	6,313	6,278	6,236	6,196	6,159	6,124	6,081	6,042	6,002	5,966	6,257	6,218			
一人1日 当たり	家庭(収集+持込)+集団回収	(g/人日)	553	552	549	548	546	543	540	539	537	535	532	531	529		
家庭(収集+持込)	(g/人日)	553	552	549	548	546	543	540	539	537	535	532	531	529			
収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	440	440	436	435	433	431	428	426	424	422	419	442	440			
事業系ごみ	可燃ごみ(事業系)	(t/年)	2,292	2,283	2,272	2,263	2,253	2,244	2,235	2,226	2,216	2,207	2,197	2,187	2,178		
可燃ごみ(公用ごみ)	(t/年)	131	130	130	129	129	128	128	127	127	126	125	125	124			
不燃ごみ(公用ごみ)	(t/年)	20	20	20	20	20	20	19	19	19	19	19	19	19			
粗大ごみ(公用ごみ)	(t/年)	19	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	18	18			
合計	(t/年)	2,462	2,452	2,441	2,431	2,421	2,411	2,400	2,390	2,380	2,370	2,359	2,349	2,339			
集団回収	年間排出量	(t/年)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	年間排出量	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(t/年)	10,450	10,385	10,342	10,284	10,232	10,183	10,140	10,080	10,029	9,976	9,931	9,871	9,819	
家庭系ごみ+事業系ごみ	(t/年)	10,449	10,385	10,342	10,284	10,232	10,183	10,140	10,080	10,029	9,976	9,931	9,871	9,819			
家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ	(t/年)	8,820	8,765	8,719	8,667	8,617	8,570	8,524	8,471	8,422	8,372	8,325	8,606	8,557			
一人1日 当たり	家庭系ごみ+事業系ごみ+集団回収	(g/人日)	723	723	719	717	715	712	708	707	704	701	698	697	694		
家庭系ごみ+事業系ごみ	(g/人日)	723	723	719	717	715	712	708	707	704	701	698	697	694			
家庭系ごみ(収集資源ごみ除く)+事業系ごみ	(g/人日)	610	610	606	605	602	599	595	594	591	589	585	607	605			
人口	(人)	39,586	39,353	39,315	39,278	39,229	39,181	39,132	39,084	39,035	38,985	38,936	38,887	38,838	38,789		
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365		

表 5-35 圏域のごみ量推計結果（数値目標を達成した場合）

項目		(年度)	実績値	推計値														
			H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029			
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	20,777	20,532	20,286	20,040	19,795	19,549	19,304	19,059	18,813	18,567	18,322	18,076	17,831		
			プラ製容器包装	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,104	1,100
			発泡スチロール	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85	85
			小計	(t/年)	20,777	20,532	20,286	20,040	19,795	19,549	19,304	19,059	18,813	18,567	18,322	19,265	19,016	
		不燃ごみ	(t/年)	2,001	1,988	1,988	1,978	1,971	1,966	1,965	1,953	1,948	1,941	1,938	1,926	1,919		
		粗大ごみ	(t/年)	746	742	742	739	736	734	733	730	727	724	724	719	717		
		資源ごみ	ペットボトル	(t/年)	266	265	264	262	262	261	261	260	259	258	258	256	256	
			発泡スチロール	(t/年)	88	87	87	87	87	87	86	86	86	85	85	-	-	
			紙パック	(t/年)	55	55	55	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	
			缶	アルミ	(t/年)	56	56	56	56	55	55	55	55	55	55	54	54	54
				スチール	(t/年)	165	164	164	163	163	162	162	161	160	160	159	158	158
				計	(t/年)	221	220	220	219	218	217	217	216	215	215	213	212	212
			ガラス	無色	(t/年)	378	375	376	373	372	371	371	369	368	367	366	363	362
				茶色	(t/年)	305	304	304	301	300	300	299	298	297	296	296	294	292
				その他有色	(t/年)	114	113	113	113	112	112	112	111	111	111	111	110	110
				計	(t/年)	797	792	793	787	784	783	782	778	776	774	773	767	764
			古紙	新聞	(t/年)	706	702	702	698	696	694	694	690	688	686	685	681	679
				ダンボール	(t/年)	860	855	855	850	848	846	845	840	838	834	834	828	826
				雑誌・チラシ	(t/年)	1,265	1,254	1,255	1,251	1,249	1,243	1,244	1,235	1,230	1,227	1,226	1,219	1,212
	計			(t/年)	2,831	2,811	2,812	2,799	2,793	2,783	2,783	2,765	2,756	2,747	2,745	2,728	2,717	
	古布（古着）		(t/年)	265	264	264	263	261	260	260	259	258	257	257	256	255		
	プラスチック製容器包装	(t/年)	1,146	1,138	1,139	1,133	1,129	1,126	1,127	1,119	1,116	1,112	1,112	-	-			
	使用済み乾電池類	(t/年)	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	44			
	使用済み蛍光管	(t/年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13			
	ライター	(t/年)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
	小計	(t/年)	5,732	5,695	5,697	5,667	5,650	5,633	5,632	5,599	5,582	5,562	5,557	4,333	4,317			
	中計	(t/年)	29,256	28,957	28,713	28,424	28,152	27,882	27,634	27,341	27,070	26,794	26,541	26,243	25,969			
	持込ごみ	可燃ごみ	(t/年)	1,297	1,289	1,288	1,282	1,278	1,274	1,274	1,265	1,261	1,256	1,254	1,246	1,243		
		不燃ごみ	(t/年)	389	386	387	384	383	382	381	380	378	377	377	374	372		
		粗大ごみ	(t/年)	1,292	1,284	1,284	1,277	1,272	1,269	1,268	1,260	1,256	1,251	1,251	1,243	1,237		
		中計	(t/年)	2,978	2,959	2,959	2,943	2,933	2,925	2,923	2,905	2,895	2,884	2,882	2,863	2,852		
	合計	年間 排出量	家庭（収集＋持込）＋集団回収	(t/年)	32,532	31,916	31,672	31,367	31,085	30,807	30,557	30,246	29,965	29,678	29,423	29,106	28,821	
家庭（収集＋持込）			(t/年)	32,234	31,916	31,672	31,367	31,085	30,807	30,557	30,246	29,965	29,678	29,423	29,106	28,821		
収集資源ごみ、集団回収除く			(t/年)	26,502	26,221	25,975	25,700	25,435	25,174	24,925	24,647	24,383	24,116	23,866	24,773	24,504		
一人1日 当たり		家庭（収集＋持込）＋集団回収	(g/人日)	561	553	549	547	543	540	536	534	530	527	523	521	518		
		家庭（収集＋持込） 収集資源ごみ、集団回収除く	(g/人日)	457	455	450	448	445	441	437	435	432	428	424	443	440		
事業系ごみ	可燃ごみ（事業系）	(t/年)	11,493	11,446	11,397	11,349	11,302	11,253	11,205	11,160	11,110	11,063	11,015	10,967	10,919			
	可燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	546	544	542	539	537	535	533	530	529	526	523	521	519			
	不燃ごみ（公用ごみ）	(t/年)	300	298	297	296	295	294	292	290	289	288	287	286	285			
	粗大ごみ（公用ごみ）	(t/年)	108	107	107	107	106	106	105	104	104	104	103	103	102			
	合計	(t/年)	12,447	12,395	12,343	12,291	12,240	12,188	12,135	12,084	12,032	11,981	11,928	11,877	11,825			
集団回収	年間排出量	(t/年)	298	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	年間排出量	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(t/年)	44,979	44,311	44,015	43,658	43,325	42,995	42,692	42,330	41,997	41,659	41,351	40,983	40,646		
		家庭系ごみ＋事業系ごみ	(t/年)	44,681	44,311	44,015	43,658	43,325	42,995	42,692	42,330	41,997	41,659	41,351	40,983	40,646		
		家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(t/年)	38,949	38,616	38,318	37,991	37,675	37,362	37,060	36,731	36,415	36,097	35,794	36,650	36,329		
	一人1日 当たり	家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収	(g/人日)	775	768	763	761	757	754	749	747	743	740	735	734	730		
		家庭系ごみ＋事業系ごみ 家庭系ごみ（収集資源ごみ除く）＋事業系ごみ	(g/人日)	770	768	763	761	757	754	749	747	743	740	735	734	730		
人口	(人)	159,010	158,012	157,613	157,215	156,724	156,234	155,743	155,253	154,762	154,195	153,626	153,059	152,490				
年間日数	(日)	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	366	365	365				

表 5-36 (1/2) 中間処理及び最終処分量の推計結果 (その1)

搬入先等	項目	(年度)	実績値					推計値												
			H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		
ごみ焼却処理施設 (クリスタルプラザ)	搬入	可燃ごみ	(t/年)	33,733	33,955	34,075	34,111	33,811	33,513	33,210	32,912	32,611	32,316	32,014	31,713	31,412	31,114	-	-	
		可燃性粗大ごみ	(t/年)	-	165	153	184	183	183	182	181	181	180	179	179	178	178	-	-	
		選別可燃物	(t/年)	2,320	2,353	2,540	2,590	2,623	2,623	2,611	2,601	2,594	2,591	2,577	2,567	2,557	2,555	-	-	
		し渣	(t/年)	1,044	1,025	1,029	1,017	1,037	907	867	829	789	754	714	676	660	633	-	-	
		計	(t/年)	37,097	37,498	37,797	37,902	37,654	37,226	36,870	36,523	36,175	35,841	35,484	35,135	34,807	34,480	-	-	
熱回収施設 (新規整備予定)	搬入	焼却残さ	(t/年)	4,325	4,429	4,310	4,289	4,379	4,329	4,288	4,248	4,207	4,168	4,127	4,086	4,048	4,010	-	-	
		可燃ごみ	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,999	31,697	
		可燃性粗大ごみ(畳・布団等)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	177	176
		選別可燃物	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,515	2,505
		計(し渣を含まない)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34,691	34,378
熱回収施設 (新規整備予定)	搬出	し渣	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	605	581	
		計(し渣を含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35,296	34,959	
		焼却残さ(し渣を含まない)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,469	3,438
		焼却残さ(し渣を含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,530	3,496
		計	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不燃・粗大ごみ処理施設 (クリーンプラント) (伊香クリーンプラザ)	搬入	不燃ごみ	(t/年)	2,847	2,747	2,655	2,691	2,672	2,672	2,658	2,649	2,642	2,638	2,623	2,615	2,606	2,602	-	-	
		粗大ごみ	(t/年)	1,857	2,173	1,959	2,146	2,133	2,133	2,123	2,114	2,109	2,106	2,094	2,087	2,079	2,078	-	-	
		ライター(資源ごみ)	(t/年)	4	4	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-	
		計	(t/年)	4,708	4,924	4,617	4,841	4,808	4,808	4,784	4,766	4,754	4,747	4,720	4,705	4,688	4,683	-	-	
		破碎処理	(t/年)	4,369	4,442	4,146	4,230	4,286	4,286	4,265	4,249	4,238	4,232	4,209	4,194	4,179	4,175	-	-	
	搬出	ライター(資源ごみ)	(t/年)	4	4	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	-	-	
		計	(t/年)	4,373	4,446	4,149	4,234	4,289	4,289	4,268	4,252	4,241	4,235	4,212	4,197	4,182	4,178	-	-	
		破碎処理からの搬出物	(t/年)	2,286	2,333	2,520	2,570	2,603	2,603	2,591	2,581	2,574	2,571	2,557	2,548	2,538	2,536	-	-	
		不燃物	(t/年)	834	1,008	916	924	936	936	931	928	925	924	919	916	913	912	-	-	
		鉄類	(t/年)	659	669	745	764	774	774	770	767	765	764	760	757	754	754	-	-	
	搬出	アルミ類	(t/年)	15	15	13	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	-	-	
		計	(t/年)	3,794	4,025	4,194	4,280	4,335	4,335	4,314	4,298	4,286	4,281	4,258	4,243	4,227	4,224	-	-	
		直接ごみ(がれき類)	(t/年)	270	261	252	257	255	254	253	252	252	250	250	249	248	-	-		
		小型電化製品	(t/年)	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	-	-	
		可燃性粗大ごみ(畳・布団等)	(t/年)	-	165	153	184	183	183	182	181	181	180	179	179	178	178	-	-	
搬出	自転車	(t/年)	57	45	55	73	73	73	72	72	72	72	71	71	71	71	-	-		
	計	(t/年)	4,133	4,507	4,665	4,805	4,857	4,857	4,833	4,815	4,802	4,796	4,769	4,754	4,736	4,732	-	-		
	不燃ごみ	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,586	2,576		
	ライター(資源ごみ)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3		
	粗大ごみ(畳・布団等以外)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,888	1,880		
搬出	※畳・布団等込みの粗大	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,065	2,056		
	計	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,477	4,459		
	鉄類(自転車含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	819	816		
	アルミ類	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	21		
	可燃性残さ	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,515	2,505		
搬出	不燃性残さ(直接ごみ含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,156	1,151		
	小型電化製品	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	11		
	計	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,522	4,504		

表 5-36 (2/2) 中間処理及び最終処分量の推計結果 (その2)

搬入先等	項目	(年度)	実績値					推計値												
			H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31/R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029		
溶融固化・圧縮梱包施設 (クリスタルプラザ)	搬入	発泡スチロール	(t/年)	98	94	87	88	87	87	87	87	87	86	86	86	85	85	-	-	
		プラスチック製容器包装	(t/年)	1,128	1,149	1,119	1,146	1,138	1,139	1,133	1,129	1,126	1,127	1,119	1,116	1,112	1,112	-	-	
		計	(t/年)	1,226	1,243	1,206	1,234	1,225	1,226	1,220	1,216	1,213	1,213	1,205	1,202	1,197	1,197	-	-	
	搬出	発泡スチロール溶融固化物	(t/年)	40	41	32	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	-	-	
		プラスチック製容器包装物	(t/年)	1,019	1,034	1,031	1,014	1,007	1,008	1,002	999	996	997	990	987	984	984	-	-	
		選別残さ	(t/年)	34	20	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	-	-		
	計	(t/年)	1,095	1,095	1,083	1,067	1,060	1,061	1,055	1,052	1,049	1,049	1,042	1,038	1,035	1,035	-	-		
リサイクル施設 (一時保管) (新規整備予定)	搬入	ガラスびん	(t/年)	871	862	829	798	792	793	787	784	783	782	778	776	774	773	767	764	
		古布	(t/年)	333	317	374	265	264	264	263	261	260	260	259	258	257	257	256	255	
		紙パック	(t/年)	61	59	57	55	55	55	54	54	54	54	54	54	53	53	53	53	
		使用済み乾電池類	(t/年)	46	48	45	46	46	46	46	45	45	45	45	45	45	45	45	45	44
		使用済み蛍光管	(t/年)	9	15	12	14	14	14	14	14	14	14	14	14	13	13	13	13	
		ペットボトル	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256	256
		古紙	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,728	2,717
		缶類 (アルミ・スチール・スプレー)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	212	212
		計	(t/年)	1,321	1,301	1,317	1,178	1,171	1,172	1,164	1,158	1,156	1,155	1,150	1,147	1,142	1,141	4,330	4,314	
	搬出	ガラスびん	(t/年)	862	859	802	814	808	809	803	800	799	798	794	792	790	789	782	779	
		古布	(t/年)	361	343	298	291	290	290	289	287	286	286	284	283	282	282	281	280	
		紙パック	(t/年)	54	56	53	51	51	51	50	50	50	50	50	50	49	49	49	49	
		使用済み乾電池類	(t/年)	41	39	46	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	36	35	
		使用済み蛍光管	(t/年)	9	13	11	12	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	11	
		ペットボトル	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	256	256
		古紙	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,728	2,717
		缶類 (アルミ・スチール・スプレー)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	212	212
		計	(t/年)	1,327	1,310	1,210	1,205	1,198	1,199	1,191	1,185	1,183	1,182	1,176	1,173	1,168	1,167	4,355	4,339	
民間事業者	引渡	ペットボトル	(t/年)	291	285	273	266	265	264	262	262	261	261	260	259	258	258	-	-	
		古紙	(t/年)	4,023	3,788	3,232	2,831	2,811	2,812	2,799	2,793	2,783	2,783	2,765	2,756	2,747	2,745	-	-	
		缶類 (アルミ・スチール・スプレー)	(t/年)	250	243	230	221	220	220	219	218	217	217	216	215	215	213	-	-	
		計	(t/年)	4,564	4,316	3,735	3,318	3,296	3,296	3,280	3,273	3,261	3,261	3,241	3,230	3,220	3,216	-	-	
最終処分	大阪湾広域臨海環境 整備センター	焼却灰・飛灰(し渣を含まない)	(t/年)	4,325	4,429	4,310	4,289	4,379	4,329	4,288	4,248	4,207	4,168	4,127	4,086	4,048	4,010	3,469	3,438	
		焼却灰・飛灰(し渣を含む)	(t/年)	4,325	4,429	4,310	4,289	4,379	4,329	4,288	4,248	4,207	4,168	4,127	4,086	4,048	4,010	3,530	3,496	
	ウイングプラザ最終処分場	不燃系	(t/年)	1,104	1,269	1,168	1,181	1,191	1,191	1,185	1,181	1,177	1,176	1,169	1,166	1,162	1,160	1,156	1,151	
		年間量 (し渣を含まない)	(t/年)	5,429	5,698	5,478	5,470	5,570	5,520	5,473	5,429	5,384	5,344	5,296	5,252	5,210	5,170	4,625	4,589	
		一人1日当たりの量 (し渣を含まない)	(g/人日)	92	97	94	94	97	96	95	95	94	94	93	93	93	92	83	82	
		年間量 (し渣を含む)	(t/年)	5,429	5,698	5,478	5,470	5,570	5,520	5,473	5,429	5,384	5,344	5,296	5,252	5,210	5,170	4,686	4,647	
	一人1日当たりの量 (し渣を含む)	(g/人日)	92	97	94	94	97	96	95	95	94	94	93	93	93	92	83	83		
人口	(人)	162,178	161,176	160,139	159,010	158,012	157,613	157,215	156,724	156,234	155,743	155,253	154,762	154,195	153,626	153,059	152,490			
年間日数	(日)	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365			

第9章 生活排水処理の実態

(1) し尿処理行政の沿革

当センターにおけるし尿処理行政の沿革は、表 5-37 に示すとおりです。

表 5-37 し尿処理行政の沿革

【南部】		【北部】	
年月日	経緯	年月日	経緯
昭和40年 4月 5日	1市6町2村（高月町を除く。）で組合設置。共同事務はごみ・し尿・伝染病隔離病舎	昭和45年 5月 1日	高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の4町により組合設立
昭和49年 4月 1日	湖北町海老江に第1プラント（し尿処理施設）を建設し供用開始	昭和50年 5月 1日	木之本町木之本に伊香郡衛生処理場（酸化処理方式）を建設し供用開始
昭和54年 4月 1日	長浜市田村町の第2プラントを長浜市から組合へ移管	昭和58年 4月 1日	伊香郡衛生処理場を高負荷処理方式に改造し供用開始 （「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行に対応するために改造） 北陸自動車道賤ヶ岳サービスエリアからの二次処理水を受け入れ
昭和59年 4月 1日	湖北広域衛生組合から湖北広域行政事務センターへ名称を変更 第2プラントを廃止し、第1プラント（し尿処理施設）を増設し供用開始 （「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」の施行によって、第2プラントを第1プラントに統合して改造）		
平成17年 2月14日	旧米原町、旧山東町、旧伊吹町が合併し、米原市が誕生。構成市町が2市5町に変更		
平成17年10月 1日	米原市と旧近江町が合併。構成市町が2市4町に変更		
平成18年 2月13日	旧長浜市、旧浅井町、旧びわ町が合併し、長浜市が誕生。構成市町が2市2町に変更		



年月日	経緯
平成22年 1月 1日	旧長浜市、旧虎姫町、旧湖北町、旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町が合併し、長浜市が誕生。構成市が2市に変更 旧伊香郡衛生プラント組合の業務についても湖北広域行政事務センターに移管

(2) 生活排水処理形態別人口の実績

構成市の生活排水処理形態別人口の実績は、表 5-38 に示すとおりです。

表 5-38 生活排水処理形態別人口の実績（構成市）

[長浜市]

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 計画処理区域内人口	123,071	121,965	121,283	120,351	119,424
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	115,760	115,552	115,156	114,367	113,492
水洗化・生活雑排水処理率	94.1%	94.7%	94.9%	95.0%	95.0%
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併浄化槽	2,404	2,159	2,134	2,068	1,965
(3) 下水道	87,568	87,946	87,946	87,971	87,971
(4) 農業集落排水施設	25,788	25,447	25,076	24,328	23,556
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	2,570	2,290	2,180	2,060	2,028
4. 非水洗化人口	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904
(1) し尿収集人口	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

[米原市]

（単位：人）

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1. 計画処理区域内人口	40,558	40,213	39,893	39,788	39,586
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	37,602	37,586	37,724	37,848	38,135
水洗化・生活雑排水処理率	92.7%	93.5%	94.6%	95.1%	96.3%
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併浄化槽	1,771	1,644	1,495	1,433	1,377
(3) 下水道	32,157	32,301	32,522	32,739	33,110
(4) 農業集落排水施設	3,674	3,641	3,707	3,676	3,648
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	1,385	1,144	1,047	1,023	985
4. 非水洗化人口	1,571	1,483	1,122	917	466
(1) し尿収集人口	1,571	1,483	1,122	917	466
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

(3) 収集・運搬体制の実績

構成市の収集・運搬体制の実績は、表 5-39 に示すとおりです。

表 5-39 収集・運搬量の実績（構成市別）

[長浜市]

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収集人口 (人)	し尿	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904
	浄化槽	30,762	29,896	29,390	28,456	27,549
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	4,795	4,138	3,854	3,540	3,311
	浄化槽	15,732	15,310	15,215	15,780	15,539
	計	20,527	19,448	19,069	19,320	18,850
原単位 (L/人日)	し尿	2.77	2.75	2.67	2.47	2.32
	浄化槽汚泥	1.40	1.40	1.41	1.52	1.55

[米原市]

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
収集人口 (人)	し尿	1,571	1,483	1,122	917	466
	浄化槽	6,830	6,429	6,249	6,132	6,010
収集・運搬量 (kL/年)	し尿	2,143	1,930	1,732	1,614	1,535
	浄化槽	2,722	2,590	2,648	2,486	2,688
	計	4,865	4,520	4,380	4,100	4,223
原単位 (L/人日)	し尿	3.74	3.57	4.22	4.82	9.02
	浄化槽汚泥	1.09	1.10	1.16	1.11	1.23

(4) し尿・浄化槽汚泥の原単位

構成市のし尿・浄化槽汚泥の原単位は、表 5-40 に示すとおりです。

表 5-40 し尿浄化槽汚泥の原単位

項目		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30
長浜市	し尿	L/人日	2.77	2.75	2.67	2.47	2.32	2.44
	農業集落排水汚泥		1.11	1.13	1.15	1.24	1.25	1.36
	合併浄化槽汚泥		3.99	4.06	4.05	4.29	4.47	5.20
	単独浄化槽汚泥		1.88	1.92	1.91	2.03	2.11	2.46
米原市	し尿		3.74	3.57	4.22	4.82	9.02	8.26
	農業集落排水汚泥		0.62	0.65	0.60	0.61	0.83	0.66
	合併浄化槽汚泥		2.14	2.17	2.52	2.39	2.36	2.84
	単独浄化槽汚泥		1.01	1.02	1.19	1.13	1.11	1.34

(5) 生活排水処理行政の動向

1) 国の動向

国が進める生活排水処理施設の概要は、表 5-41 に示すとおりです。

表 5-41 生活排水処理施設の概要

所管	分類	事業主体	計画人口	事業の進め方の特徴	普及している地域等
環境省	コミュニティ・プラント	市町村	101人以上 30,000人以下	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	・新規に団地等が開発される地域 ・地域や集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
	合併処理浄化槽	市町村 (個人設置型) 合併処理浄化槽 設置整備事業 ※補助事業以外の 個人設置型を含む	制限無し	新規に開発される土地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	・新規に団地等が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域や集落又は各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が進められている地域
		市町村 (市町村設置型) 特定地域生活排水 処理事業	20戸以上	市町村が設置主体となって戸別合併処理浄化槽の面的整備を行う。	・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた合併処理浄化槽整備地域 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域又は水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域 ・過疎地域 ・山村振興地域 ・農業振興地域内の農業集落排水施設処理区域周辺地域
総務省	小規模集合排水処理施設	市町村	10戸以上 20戸未満	市町村が汚水等を集合的に処理する施設である。	・農業振興地域に限定されていたが、平成7年度からは限定なし
	個別排水処理施設	市町村	単年度当たり20戸未満(水源法地域は10戸以上20戸未満)	市町村が設置主体となって個別合併処理浄化槽の面的整備を行う。	・生活排水対策の緊急性が高い小規模集落
農林水産省	農業集落排水施設	市町村 (県、土地改良区)	20戸以上 1,000人程度以下	農業振興地域の集落の面整備を行う。	・農業振興地域に集落が発達している地域
	簡易排水施設	市町村	10戸以上 20戸未満	「山村振興等特別対策事業」のメニュー事業	・同左事業の認定地区を対象とする。
	水産庁 漁業集落排水施設	市町村	100人以上 1,000人程度以下	漁業集落の面整備を行う。	・漁港法により指定された漁港の背後集落
	林野庁 林業集落排水施設	市町村	20人以上 1,000人程度以下	山村地域の面整備を行う。	・林業地域総合整備事業実施地区の林業集落
国土交通省	公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	・既成都市の中心部 ・都市住宅等の開発地域 ・流域下水道幹線がある都市
	特定環境保全公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	自然公園、水源地和農山漁村の集落の整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

また、環境省は平成 17 年度から従来の廃棄物処理施設国庫補助制度を廃止し、新たに広域的な観点から循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進交付金制度」を創設しました。これは、廃棄物の 3R を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進し、循環型社会の形成を図ることを目的としたものです。

交付金の特徴は、①地方の自主・裁量性の極めて高い制度である、②戦略的な目標設定と事後評価を重視している、③国と地方が構想段階から協働し循環型社会づくりを推進する、の 3 点です。

交付の対象は、市町村（人口 5 万人以上又は面積 400km² 以上）の計画対象地域を構成する場合とし、交付金の額は算定対象事業費の 1/3 を市町村に一括交付するとしています。

生活排水処理施設のうち、交付対象となる事業は表 5-41 にも示したコミュニティ・プラントや合併処理浄化槽のほか、有機性廃棄物リサイクル推進施設として従来のし尿処理施設に代わる「汚泥再生処理センター」があります。

2) 県の動向

滋賀県では、計画的、効率的かつ適正な生活排水処理施設の整備を実施していくために「滋賀県汚水処理施設整備構想 2016」を策定（平成 29 年 3 月見直し）し、公共下水道、農・林業集落排水施設、合併処理浄化槽等により、平成 32 年度の汚水処理人口普及率を 99.3%、平成 37 年度の汚水処理人口普及率を 99.8%とすることを目標としています。

第10章 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

構成市の生活排水の処理の目標を表 5-42、表 5-43 に示します。

表 5-42 生活排水の処理の目標（長浜市）

●生活排水処理率の目標値（長浜市）

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
生活排水処理率	95.0%	95.5%	95.7%	96.6%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

●人口の目標値（長浜市）

(単位：人)

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
行政区域内人口	119,424	117,937	116,169	113,737
計画処理区域内人口	119,424	117,937	116,169	113,737
生活雑排水処理人口	113,492	112,688	111,178	109,870

●生活排水処理形態別人口の目標（長浜市）

(単位：人)

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
計画処理区域内人口	119,424	117,937	116,169	113,737
水洗化・生活雑排水処理人口	113,492	112,688	111,178	109,870
コミュニティ・プラント	0	0	0	0
合併処理浄化槽	1,965	1,609	1,497	1,394
下水道	87,971	90,800	95,503	97,218
農業集落排水施設	23,556	20,279	14,178	11,258
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,028	1,905	1,743	1,580
非水洗化人口	3,904	3,344	3,248	2,287
し尿収集人口	3,904	3,344	3,248	2,287
自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

表 5-43 生活排水の処理の目標（米原市）

●生活排水処理率の目標値（米原市）

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
生活排水処理率	96.3%	96.4%	96.6%	96.7%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

●人口の目標値（米原市）

（単位：人）

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
行政区域内人口	39,586	39,278	39,084	38,753
計画処理区域内人口	39,586	39,278	39,084	38,753
生活雑排水処理人口	38,135	37,880	37,747	37,493

●生活排水処理形態別人口の目標（米原市）

（単位：人）

項目	現在 平成29年度	初年度 令和2年度	中間目標年度 令和6年度	目標年度 令和11年度
計画処理区域内人口	39,586	39,278	39,084	38,753
水洗化・生活雑排水処理人口	38,135	37,880	37,747	37,493
コミュニティ・プラント	0	0	0	0
合併処理浄化槽	1,377	1,325	1,297	1,262
下水道	33,110	33,098	33,264	34,978
農業集落排水施設	3,648	3,457	3,186	1,253
水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	985	955	931	897
非水洗化人口	466	443	406	363
し尿収集人口	466	443	406	363
自家処理人口	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0

第11章 生活排水処理の推計

(1) 生活排水処理形態別人口の推計結果

生活排水処理形態別人口の推計については、構成市において下水道計画、農業集落排水施設計画及び合併処理浄化槽の整備計画をもとに設定したものを用いました。推計結果は表 5-44 に示すとおりです。

(2) し尿・浄化槽汚泥量の推計結果

し尿・浄化槽汚泥量の年度ごとの推計結果は、表 5-45 に示すとおりです。

表 5-44 生活排水処理形態別人口の実績値及び予測値

単位:人

区分	実績値(年度)						予 測 値(年度)											
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
長浜市	計画処理区域内人口	123,071	121,965	121,283	120,351	119,424	118,659	118,298	117,937	117,495	117,053	116,611	116,169	115,727	115,230	114,732	114,235	113,737
	水洗化・生活雑排水処理人口	115,760	115,552	115,156	114,367	113,492	113,291	113,010	112,688	112,285	111,883	111,480	111,178	110,873	110,402	110,028	109,951	109,870
	水洗化・生活雑排水処理率	94.1%	94.7%	94.9%	95.0%	95.0%	95.5%	95.5%	95.5%	95.6%	95.6%	95.6%	95.7%	95.8%	95.8%	95.9%	96.2%	96.6%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	2,404	2,159	2,134	2,068	1,965	1,661	1,635	1,609	1,580	1,553	1,525	1,497	1,469	1,451	1,432	1,413	1,394
	下水道	87,568	87,946	87,946	87,971	87,971	88,807	89,572	90,800	91,970	93,143	94,321	95,503	96,688	96,824	96,959	97,091	97,218
	農業集落排水施設	25,788	25,447	25,076	24,328	23,556	22,823	21,803	20,279	18,735	17,187	15,634	14,178	12,716	12,127	11,637	11,447	11,258
	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	2,570	2,290	2,180	2,060	2,028	1,981	1,922	1,905	1,889	1,874	1,856	1,743	1,633	1,620	1,606	1,594	1,580
	非水洗化人口	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904	3,387	3,366	3,344	3,321	3,296	3,275	3,248	3,221	3,208	3,098	2,690	2,287
	し尿収集人口	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904	3,387	3,366	3,344	3,321	3,296	3,275	3,248	3,221	3,208	3,098	2,690	2,287
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
米原市	計画処理区域内人口	40,558	40,213	39,893	39,788	39,586	39,353	39,315	39,278	39,229	39,181	39,132	39,084	39,035	38,965	38,894	38,824	38,753
	水洗化・生活雑排水処理人口	37,602	37,586	37,724	37,848	38,135	37,905	37,900	37,880	37,853	37,822	37,784	37,747	37,709	37,651	37,598	37,546	37,493
	水洗化・生活雑排水処理率	92.7%	93.5%	94.6%	95.1%	96.3%	96.3%	96.4%	96.4%	96.5%	96.5%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%	96.7%	96.7%	96.7%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	1,771	1,644	1,495	1,433	1,377	1,359	1,331	1,325	1,318	1,311	1,304	1,297	1,290	1,283	1,276	1,269	1,262
	下水道	32,157	32,301	32,522	32,739	33,110	32,910	32,959	33,098	33,087	33,307	33,285	33,264	33,242	33,202	34,162	34,721	34,978
	農業集落排水施設	3,674	3,641	3,707	3,676	3,648	3,636	3,610	3,457	3,448	3,204	3,195	3,186	3,177	3,166	2,160	1,556	1,253
	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	1,385	1,144	1,047	1,023	985	994	961	955	949	943	937	931	925	918	911	904	897
	非水洗化人口	1,571	1,483	1,122	917	466	454	454	443	427	416	411	406	401	396	385	374	363
	し尿収集人口	1,571	1,483	1,122	917	466	454	454	443	427	416	411	406	401	396	385	374	363
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
圏域	計画処理区域内人口	163,629	162,178	161,176	160,139	159,010	158,012	157,613	157,215	156,724	156,234	155,743	155,253	154,762	154,195	153,626	153,059	152,490
	水洗化・生活雑排水処理人口	153,362	153,138	152,880	152,215	151,627	151,196	150,910	150,568	150,138	149,705	149,264	148,925	148,582	148,053	147,626	147,497	147,363
	水洗化・生活雑排水処理率	93.7%	94.4%	94.9%	95.1%	95.4%	95.7%	95.7%	95.8%	95.8%	95.8%	95.8%	95.9%	96.0%	96.0%	96.1%	96.4%	96.6%
	コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合併処理浄化槽	4,175	3,803	3,629	3,501	3,342	3,020	2,966	2,934	2,898	2,864	2,829	2,794	2,759	2,734	2,708	2,682	2,656
	下水道	119,725	120,247	120,468	120,710	121,081	121,717	122,531	123,898	125,057	126,450	127,606	128,767	129,930	130,026	131,121	131,812	132,196
	農業集落排水施設	29,462	29,088	28,783	28,004	27,204	26,459	25,413	23,736	22,183	20,391	18,829	17,364	15,893	15,293	13,797	13,003	12,511
	水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	3,955	3,434	3,227	3,083	3,013	2,975	2,883	2,860	2,838	2,817	2,793	2,674	2,558	2,538	2,517	2,498	2,477
	非水洗化人口	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370	3,841	3,820	3,787	3,748	3,712	3,686	3,654	3,622	3,604	3,483	3,064	2,650
	し尿収集人口	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370	3,841	3,820	3,787	3,748	3,712	3,686	3,654	3,622	3,604	3,483	3,064	2,650
	自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

表 5-45 し尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

区分			実績値(年度)						予 測 値(年度)											
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
長 浜 市	し尿	収集人口(人)	4,741	4,123	3,947	3,924	3,904	3,387	3,366	3,344	3,321	3,296	3,275	3,248	3,221	3,208	3,098	2,690	2,287	
		原単位(L/人日)	2.77	2.75	2.67	2.47	2.32	2.44	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53	2.53
		収集量(kL/年)	4,795	4,138	3,854	3,540	3,311	3,012	3,117	3,088	3,067	3,044	3,033	2,999	2,974	2,962	2,869	2,484	2,112	
	農業集落排水	収集人口(人)	25,788	25,447	25,076	24,328	23,556	22,823	21,803	20,279	18,735	17,187	15,634	14,178	12,716	12,127	11,637	11,447	11,258	
		原単位(L/人日)	1.11	1.13	1.15	1.24	1.25	1.36	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	1.23	
		収集量(kL/年)	10,469	10,507	10,526	11,014	10,772	11,304	9,815	9,104	8,411	7,716	7,038	6,365	5,709	5,444	5,239	5,139	5,054	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口(人)	2,404	2,159	2,134	2,068	1,965	1,661	1,635	1,609	1,580	1,553	1,525	1,497	1,469	1,451	1,432	1,413	1,394
			原単位(L/人日)	3.99	4.06	4.05	4.29	4.47	5.20	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41	4.41
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	2,639	2,590	2,543	2,500	2,461	2,410	2,365	2,336	2,311	2,274	2,244
		単独処理浄化槽	収集人口(人)	2,570	2,290	2,180	2,060	2,028	1,981	1,922	1,905	1,889	1,874	1,856	1,743	1,633	1,620	1,606	1,594	1,580
			原単位(L/人日)	1.88	1.92	1.91	2.03	2.11	2.46	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09	2.09
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	1,470	1,453	1,441	1,430	1,420	1,330	1,246	1,236	1,228	1,216	1,205
	計	収集量(kL/年)	5,263	4,803	4,689	4,766	4,767	4,924	4,109	4,043	3,984	3,930	3,881	3,740	3,611	3,572	3,539	3,490	3,449	
汚泥量計(kL/年)			15,732	15,310	15,215	15,780	15,539	16,228	13,924	13,147	12,395	11,646	10,919	10,105	9,320	9,016	8,778	8,629	8,503	
収集量合計(kL/年)			20,527	19,448	19,069	19,320	18,850	19,240	17,041	16,235	15,462	14,690	13,952	13,104	12,294	11,978	11,647	11,113	10,615	
米 原 市	し尿	収集人口(人)	1,571	1,483	1,122	917	466	454	454	443	427	416	411	406	401	396	385	374	363	
		原単位(L/人日)	3.74	3.57	4.22	4.82	9.02	8.26	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	5.98	
		収集量(kL/年)	2,143	1,930	1,732	1,614	1,535	1,369	994	967	932	908	900	886	875	864	843	816	792	
	農業集落排水 (コンポスト分含む)	収集人口(人)	3,674	3,641	3,707	3,676	3,648	3,636	3,610	3,457	3,448	3,204	3,195	3,186	3,177	3,166	2,160	1,556	1,253	
		原単位(L/人日)	0.62	0.65	0.60	0.61	0.83	0.66	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	0.67	
		収集量(kL/年)	830	863	816	814	1,100	870	885	845	843	784	783	779	777	774	530	381	306	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口(人)	1,771	1,644	1,495	1,433	1,377	1,359	1,331	1,325	1,318	1,311	1,304	1,297	1,290	1,283	1,276	1,269	1,262
			原単位(L/人日)	2.14	2.17	2.52	2.39	2.36	2.84	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46	2.46
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	1,198	1,190	1,183	1,177	1,174	1,165	1,158	1,152	1,149	1,139	1,133
		単独処理浄化槽	収集人口(人)	1,385	1,144	1,047	1,023	985	994	961	955	949	943	937	931	925	918	911	904	897
			原単位(L/人日)	1.01	1.02	1.19	1.13	1.11	1.34	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16	1.16
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	408	404	402	399	398	394	392	389	387	383	380
	計	収集量(kL/年)	1,892	1,727	1,832	1,672	1,588	1,892	1,606	1,594	1,585	1,576	1,572	1,559	1,550	1,541	1,536	1,522	1,513	
汚泥量計(kL/年)			2,722	2,590	2,648	2,486	2,688	2,762	2,491	2,439	2,428	2,360	2,355	2,338	2,327	2,315	2,066	1,903	1,819	
収集量合計(kL/年)			4,865	4,520	4,380	4,100	4,223	4,131	3,485	3,406	3,360	3,268	3,255	3,224	3,202	3,179	2,909	2,719	2,611	
圏 域	し尿	収集人口(人)	6,312	5,606	5,069	4,841	4,370	3,841	3,820	3,787	3,748	3,712	3,686	3,654	3,622	3,604	3,483	3,064	2,650	
		原単位(L/人日)	3.01	2.97	3.01	2.92	3.04	3.12	2.94	2.93	2.92	2.92	2.92	2.91	2.91	2.91	2.91	2.95	3.00	
		収集量(kL/年)	6,938	6,068	5,586	5,154	4,846	4,381	4,111	4,055	3,999	3,952	3,933	3,885	3,849	3,826	3,712	3,300	2,904	
	農業集落排水 (コンポスト分含む)	収集人口(人)	29,462	29,088	28,783	28,004	27,204	26,459	25,413	23,736	22,183	20,391	18,829	17,364	15,893	15,293	13,797	13,003	12,511	
		原単位(L/人日)	1.05	1.07	1.08	1.16	1.2	1.26	1.15	1.15	1.14	1.14	1.13	1.13	1.12	1.11	1.14	1.16	1.17	
		収集量(kL/年)	11,299	11,370	11,342	11,828	11,872	12,174	10,700	9,949	9,254	8,500	7,821	7,144	6,486	6,218	5,769	5,520	5,360	
	浄化槽汚泥	合併処理浄化槽	収集人口(人)	4,175	3,803	3,629	3,501	3,342	3,020	2,966	2,934	2,898	2,864	2,829	2,794	2,759	2,734	2,708	2,682	2,656
			原単位(L/人日)	—	—	—	—	—	—	3.53	3.53	3.52	3.52	3.51	3.51	3.5	3.5	3.49	3.49	
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	3,837	3,780	3,726	3,677	3,635	3,575	3,523	3,488	3,460	3,413	3,377
		単独処理浄化槽	収集人口(人)	3,955	3,434	3,227	3,083	3,013	2,975	2,883	2,860	2,838	2,817	2,793	2,674	2,558	2,538	2,517	2,498	2,477
			原単位(L/人日)	—	—	—	—	—	—	1.78	1.78	1.78	1.78	1.78	1.77	1.75	1.75	1.75	1.75	
			収集量(kL/年)	—	—	—	—	—	—	1,878	1,857	1,843	1,829	1,818	1,724	1,638	1,625	1,615	1,599	1,585
	計	収集量(kL/年)	7,155	6,530	6,521	6,438	6,355	6,816	5,715	5,637	5,569	5,506	5,453	5,299	5,161	5,113	5,075	5,012	4,962	
汚泥量計(kL/年)			18,454	17,900	17,863	18,266	18,227	18,990	16,415	15,586	14,823	14,006	13,274	12,443	11,647	11,331	10,844	10,532	10,322	
収集量合計(kL/年)			25,392	23,968	23,449	23,420	23,073	23,371	20,526	19,641	18,822	17,958	17,207	16,328	15,496	15,157	14,556	13,832	13,226	

湖北広域行政事務センター

一般廃棄物処理基本計画

発行年月	令和 2 年 1 月
発 行	湖北広域行政事務センター 滋賀県長浜市八幡中山町 200 番地 TEL 0749-62-7143 FAX 0749-65-0245

